

後期基本計画



せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島
～環境と食を大切に～



第4次三島市総合計画

後期基本計画

2016-2020

三島市

目次

基本方針1 健康・福祉を育むまちづくり		
1	地域が支える福祉活動の推進	地域福祉 2
2	安心できる医療体制の確保	地域医療 6
3	生涯を通した健康づくりの推進	健康 8
4	健全な心身を育む食育活動の推進	食育 12
5	子どもを産み育てやすい環境の整備	子育て 16
6	高齢者の生きがいと自立の支援	高齢者福祉 20
7	障害のある人を支える環境の充実	障害者福祉 24
8	暮らしを守る保険・生活保障制度の運用	国保・年金 28
基本方針2 安全な暮らしを確保するまちづくり		
9	危機管理体制の強化	危機管理体制 32
10	地震・水害対策の強化	地震・水害対策 36
11	消防・救急体制の強化	消防・救急 40
12	交通安全の推進	交通安全 44
13	犯罪防止活動の推進	防犯 48
14	賢い消費者の育成	消費生活 52
基本方針3 活力ある産業が発達したまちづくり		
15	にぎわいある商業・商店街の振興	商業・商店街 56
16	魅力ある観光の推進	観光 60
17	特色ある特産品の創出と活用	特産品 64
18	地域の特性を生かした農業の振興	農業 66
19	活力ある工業振興と新産業の創出	工業・新産業 70
20	企業誘致の推進	企業誘致 72
21	良好な就労環境と雇用の確保	経営・勤労者支援 74
基本方針4 都市機能の整ったまちづくり		
22	秩序ある計画的な土地利用の推進	土地利用 78
23	快適な市街地の形成	市街地整備 82
24	安全で円滑な道路網の整備	道路 84
25	利用しやすい公共交通の充実	公共交通 88
26	良質な住環境の形成	住環境 92
27	おいしい水道水の安定供給	上水道 94
28	美しい景観の保全と形成	景観 96
基本方針5 環境を保全し継承するまちづくり		
29	地球温暖化防止活動の推進	地球環境 100
30	自然環境に配慮した生活環境の保全	生活環境・自然環境 104
31	循環型社会の形成	ごみ・リサイクル 106
32	健全な森林・水資源の保全	森林・水資源 110
33	緑と水辺空間の保全と創出	緑・水辺空間 114
34	生活排水処理の推進	生活排水 118
基本方針6 学びと文化を育むまちづくり		
35	豊かな人間性と確かな学力の向上	幼児教育・小中学校教育 122
36	青少年の健全育成の推進	青少年 126
37	生きがいとなる生涯学習の推進	生涯学習 130
38	知識と情報の拠点としての図書館の充	図書館 134
39	誰もが楽しめる生涯スポーツの推進	スポーツ・レクリエーション 138
40	郷土資源の継承と文化財の保全	郷土資源・文化財 142
41	多様な文化・芸術活動の推進	文化・芸術 144
42	多文化共生と国際交流活動の推進	多文化共生・国際交流 146
43	平和都市活動の推進	平和活動 150
基本方針7 自治システムの充実したまちづくり		
44	連帯感のあるコミュニティの形成	コミュニティ 152
45	市民主体のまちづくりの推進	協働 154
46	男女共同参画の推進	男女共同参画 158
47	的確な広報・広聴活動の推進	広報・広聴 162
48	便利な電子市役所の構築	電子市役所 166
49	適正で持続可能な財政運営	財政運営 170
50	効率的・効果的な行政運営	行政運営 174
51	広域行政の推進	広域行政 176

第4次三島市総合計画後期基本計画案

基本方針 1

施策名	1 地域が支える福祉活動の推進 〈地域福祉〉	担当課	福祉総務課
-----	------------------------	-----	-------

1 現状と課題

- 全国的に少子高齢化が進行しているなか、核家族化が進み、家族の絆が弱まりつつあります。また、ライフスタイルや人々の意識の変化などにより、地域での助け合いという社会的な繋がりが希薄化しています。
- 超高齢社会をむかえ、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民がお互いに助け合う仕組みづくりや、市民一人ひとりが地域に関心を持って自主的に福祉活動に関わる必要があります。
- 市民のボランティア活動や、高齢者等の「居場所づくり」の推進を図るため、ボランティア活動に関する情報の共有や人材の育成が求められています。
- 地域福祉サービスの継続や質の向上を図るためには、地域福祉活動を支える社会福祉協議会や福祉ボランティア団体などの運営や活動を支援する必要があります。
- 誰もが暮らしやすい社会づくりの重要性はますます高まっているため、ユニバーサルデザイン※に配慮したまちづくりが必要となっています。
- 平成 25 年(2013 年)の災害対策基本法の改正により、市町村の避難行動要支援者名簿の作成が義務化され、高齢者のみの世帯や障がいのある人※など、災害時に家族以外の支援を必要とする人(避難行動要支援者※)の把握が必要となっています。
- 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員をはじめとした地域の方々が協力し、避難行動要支援者を円滑かつ迅速に避難させることができる体制づくりを推進する必要があります。
- 高齢者福祉や子育て支援、障がい者福祉などを包括した「三島市地域福祉計画」に基づき、各福祉施策との連携を図りながら地域福祉を推進していく必要があります。
- 高齢者を狙った振り込め詐欺や不審者に対処するため、地域で連携して防犯活動に取り組む必要があります。
- 制度の狭間で福祉サービスを利用できない者の課題は、従来の福祉制度だけでは解決が難しく、地域住民と行政が協働で解決に取り組む必要があります。

2 目的

地域の人々が支えあい、助け合いながら地域における社会福祉の向上を図り、誰もが安心して暮らせる地域社会を構築すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
近所に困ったときに助け合うことができる市民の割合	80.5%	90.0%	市民意識調査で「助け合うことができる人がいる」と答えた人の割合
避難行動要支援者のうち情報提供同意者の割合	—	90.0%	避難行動要支援者のうち地域への個人情報の提供に同意を得られている人の割合

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- ① 地域福祉計画の推進
 - 福祉サービスの利便性の向上や充実を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を構築するため、福祉の施策全体を包括した地域福祉計画に基づき、福祉サービスの提供や地域福祉の住民参加の促進、福祉環境の改善を推進します。
 - ② ユニバーサルデザインの推進
 - ユニバーサルデザインの理念の普及を進めるとともに、道路や公園、公共施設、交通機関などのバリアフ

リー化を進め、誰もが快適に生活できる福祉のまちづくりを推進します。

(2) 地域連携の強化

① 地域福祉の意識啓発

- 福祉講演会やイベントの開催、広報みしまによる啓発、福祉活動を実践している人の情報交換の場を設けることにより、地域福祉に対する意識の醸成を推進します。
- ボランティア情報を積極的に提供し、ボランティア活動への参加者を増やすとともに、人材育成を推進します。

② 避難行動要支援者への支援

- 「三島市避難行動要支援者計画※」に基づき、避難行動要支援者名簿や個別支援計画を自治会等に提供し、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員などを中心とした地域の方々の連携を図り、避難行動要支援者の迅速な救助ができる体制づくりを推進します。

③ 地域ぐるみの支援体制の充実

- 防災や防犯、福祉などさまざまな場面において、地域の住民が連携し、地域で助け合えるネットワークづくりを推進します。

(3) 地域福祉サービスの充実

① 市民の福祉活動への支援

- 市民の地域福祉活動を促進するため、民生委員・児童委員やNPO※、個人などによる福祉活動の支援や啓発に努めます。

② 社会福祉協議会の活動への支援

- 地域福祉の中心的な推進組織である社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画の推進や、地域支援に関わる専門職員の適正配置を支援します。

③ 相談体制の充実

- 生活保護や障がい者福祉、高齢者福祉、子育て支援などが連携した相談体制を確保するため、福祉の総合相談窓口の強化に努め、市民サービスの充実を推進します。
- 生活に困窮する市民の住居確保や生活支援、就労支援を図るため、三島市生活支援センター※、社会福祉協議会、ハローワーク及び近隣の市町と連携した相談体制の充実を図ります。

④ 福祉の拠点の整備・充実

- 社会福祉協議会などの事務所をはじめ福祉関係団体やボランティアに利用されている三島市社会福祉会館の充実を図るとともに、新たな地域福祉の拠点のあり方について検討を進めます。

5 主要事業

- 地域福祉計画推進事業
- ユニバーサルデザイン推進事業
- 市民すこやかふれあいまつり事業
- 避難行動要支援者計画推進事業
- 災害救助事業
- 地域連携強化推進事業
- 民生委員・児童委員活動補助事業
- 地域福祉推進補助事業
- 市役所福祉総合相談窓口事業
- 社会福社会館施設補修事業
- 社会福社会館指定管理委託事業
- 民間社会福祉施設協議会補助事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 福祉の講演会やイベントに参加し地域福祉に対する理解の醸成
- 避難行動要支援者の個別支援計画の作成
- 地域で行われる行事や活動への積極的な参加
- 家族や知り合いへの福祉情報の提供
- 福祉ボランティア活動への参加や地域福祉活動の実践

用語解説

- ※ ユニバーサルデザイン:「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように環境や製品をデザインすること。
- ※ 障がいのある人:身体障害や知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害などがあるため、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける者(児童)。
- ※ 避難行動要支援者:高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった者のうち、災害時に自力で避難することが困難な人で、かつ、家族による支援を受けることができず、避難所への避難等の際に家族以外の第三者による支援を要する人のこと。
- ※ 三島市避難行動要支援者支援計画:地震や風水害などの災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者に関する情報の把握や防災情報の伝達手段・伝達体制の整備、避難誘導などの支援体制を確立することを目的に策定された計画。
- ※ NPO:民間の非営利団体のなかで、市民が主体となり公益的な活動を行っている団体。(静岡県のを準用)
- ※ 三島市生活支援センター:生活困窮者の様々な課題に一元的に対応し、生活困窮者への的確な評価・分析に基づいて自立支援計画(プラン)を策定し、関係機関との調整などを行い必要な支援につなげていく自立相談支援事業を行う機関。

施策名	2 安心できる医療体制の確保〈地域医療〉	担当課	健康づくり課
-----	----------------------	-----	--------

1 現状と課題

- 市内で安心してお産ができる周産期医療の充実のため、三島総合病院の周産期医療施設整備に係る事業費補助を行っていますが、周産期施設の安定した運営に向けての支援が課題となっています。
- 安心して必要な保健医療サービスが受けられる体制の確保・向上を目指し、県では平成 27 年(2015 年)3 月に第 7 次静岡県保健医療計画を策定し、平成 28 年(2016 年)3 月に地域医療構想を策定しました。
- 本市は、駿東田方保健医療圏域に位置づけられ、広域連携による包括的な保健医療サービスが提供されています。
- 広域での救急医療体制について、静岡県東部地区全体の医師不足が懸念されています。
- 緊急を要する患者の生命を守り救急救命率の向上を図るため、三島市医師会メディカルセンター、沼津夜間救急医療センター、輪番制待機病院*などの連携により、休日・夜間などの救急時の救急医療体制の確保に努めています。
- 安易な救急医療機関での受診は、真に緊急を要する患者への救急医療の妨げにつながることから、一人ひとりの適切な受診行動が求められています。
- 高齢化率の増加に伴い、在宅医療の提供体制の推進が求められています。

2 目的

誰もがいつでも安心して医療サービスを受けることができる環境を整えること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
安心して医療サービスを受けることのできる環境の満足度	37.7%	80.0%	市民意識調査で「満たされている」と答えた人の割合
休日・夜間の救急医療体制の充実の満足度	30.2%	50.0%	市民意識調査で「満たされている」と答えた人の割合

4 施策の方向(5 年間の取り組みの内容)

(1) 医療体制の充実

① 医療体制の整備・充実

- 高度な専門医療機器の充実と病診連携システム*の整備を推進していきます。
- 市民に対してかかりつけ医等*を見つけることを周知するとともに、医療機能*に関する情報を提供します。
- 東部地区の医師不足について、近隣市町や関係機関と連携して検討していきます。

② 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携

- 市民が身近な医療機関で健診や診療を受けやすくするために、医師会や歯科医師会、薬剤師会などの関係機関と連携し、良質な医療サービスの提供を推進します。

③ 在宅医療体制の整備・充実

- 市民一人ひとりのライフステージに応じた保健医療が提供されるよう、訪問診療や訪問歯科診療、訪問看護ステーションなどの在宅医療体制の整備・充実を図るための連携を推進します。

(2) 安心できる救急医療体制の構築

① 救急医療体制の強化

- 休日・夜間などに緊急を要する患者の生命を守るため、三島市医師会メディカルセンター・沼津夜間救急医療センターで実施する内科・外科・小児科の 1 次救急や広域での輪番制待機病院で実施する緊急手術や入院治療を要する 2 次救急の充実を図ります。

- 救急医療の円滑な運営を図るため、症状に応じた適切な受診行動の啓発に努めます。
- 高度な技術を要する外科系の広域救急医療体制の検討に努めます。
- 産科や小児科の救急医療体制の整備を進めます。

5 主要事業

- 周産期二次救急支援事業
- 救急医療事業
 - ・ 休日・夜間救急医療センター事業
 - ・ 沼津夜間救急医療センター事業
 - ・ 一次(外科系)救急事業
 - ・ 広域(耳鼻科・眼科・産婦人科)救急事業
 - ・ 二次救急医療事業
- 休日歯科診療事業
- 寝たきり者等歯科訪問調査事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 医療機関の連携による良質な医療サービスの提供
- 症状に応じた適切な受診行動の実践

用語解説

- ※ 輪番制待機病院: 休祭日に病院が交替で診療に当たるために準備を整えて待つこと。
- ※ 病診連携システム: 開業医と病院が協力して患者の診断、治療を行う仕組みのこと。
- ※ かかりつけ医等: 身近なところで日常的な保健・医療サービスを提供する役割を担っている医師・歯科医師・薬剤師のこと。
- ※ 医療機能: 医療機関が持っている診療科目などの管理運営サービス。

施策名	3 生涯を通じた健康づくりの推進 〈健康〉	担当課	健康づくり課
1 現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯を通じて健康を保持し、生き生きと暮らせることは、誰もが願う共通の思いです。平成 26 年度(2014 年度)市民意識調査では、市民が幸福感を判断する際に重視する事項としても第 1 位に健康が挙げられています。 ● 国では国民の健康増進の総合的な推進を図るため「第 2 次健康日本 21」、県では「ふじのくに健康増進計画」を策定しています。 ● 本市では平成元年(1989 年)9 月に「健康都市宣言」を決議し、平成 14 年(2002 年)3 月には「健康みしま 21」を策定しました。平成 24 年(2012 年)3 月には「三島市健康づくり条例」を制定、同時に「三島市健康づくり計画」を策定し、市民の健康づくりに計画的に取り組んできました。 ● 本市における平成 25 年(2013 年)の死因別状況では、悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患が上位 3 死因となっており、全体の 50.2%を占めています。 ● 市民の多くを占める健康づくりに無関心な層を取り込んだ市民総参加の健康づくりを進めるためには、地域における社会的なつながり(ソーシャルキャピタル※)を醸成するなど、あらゆる分野に健康の視点を取り入れたまちづくりが不可欠です。 ● 市民が健やかで幸せと感じ、まちも産業も元気で活気あふれる“健幸”都市づくりを推進するため、平成 25～27 年度の 3 か年で庁内連携と市民協働により取り組む 27 項目のプロジェクトを定めた「スマートウエルネスみしまアクションプラン」を検証・更新し、平成 28 年度(2016 年度)以降の新たなアクションプランの実行が必要となっています。 ● 民間企業・団体等の 5 事業所との健康づくりに関する協定により、がん検診の受診率向上や食と運動による健康まちづくり事業など、無関心層や若者、勤労者世代を巻き込んだ協働による健康づくりが課題となっています。 ● 楽しみながら運動効果を得られる健康づくりとして、ウォーキングやノルディックウォーキングの普及が求められています。 ● がんの早期発見・治療、高血圧や糖尿病などの生活習慣病を予防するため、各種健康診査や健康教室、健康相談などを継続して実施しています。より多くの市民が参加できるよう、関係機関の連携が必要となっています。 ● 本市における糖尿病の有病率が高く、重症化予防を含めた対策が必要となっています。 ● 乳幼児から高齢者まで、健康診査、健康相談・教育などあらゆる機会を通じて、生涯を通じた健康づくりが求められており、受診しやすい体制整備や未受診者対策等が課題となっています。 ● 平成 25 年(2013 年)3 月に「三島市歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定し、併せて具体的な取り組みを示す「三島市歯科口腔保健計画」を策定しました。 ● 歯と口腔の健康は全身の健康と密接な関係があるため、歯科口腔保健への意識を高めていく必要があります。 ● 全国的に働き盛りの中高年の自殺が多く、また若い世代の増加も目立っており、自殺予防は社会全体で取り組むべき課題となっています。 ● 精神疾患などの精神保健に関する相談や家庭訪問などが増加し、またその内容が複雑化しているため、保健所や警察、医療関係者などの連携の強化が必要となっています。 ● 地域に根付いた健康づくり運動を推進するため、保健委員をはじめとする市民活動を充実させていく必要があります。 ● 新型インフルエンザなどの新たな感染症の発生が問題になっており、迅速で的確な感染症対策が求められています。 			

- 本市における女性の喫煙率は県平均より高く、受動喫煙防止も含めた対策が必要です。

2 目的

生涯を通して心身ともに健康で充実した生活を送ることができる環境を整えること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
1歳6か月児健診受診率	96.59%	97.0%	1歳6か月児健診対象者のうち、健診を受けた人の割合
乳がん検診受診率	36.8%	50.0%	乳がん検診対象者のうち、検診を受けた人の割合(隔年受診)
1週間に1回以上スポーツ・運動をしている人の割合	50.0%	60.0%	市民意識調査で「1週間に1回以上スポーツ・運動をしている」と答えた人の割合。(「39 スポーツ・レクリエーション」と同様)

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 総合的な健康施策の推進

① スマートウェルネスみしまの推進

- 日々の健康づくりから、いきがい・きずなづくり、地域活性化・産業振興にいたるまちづくり「スマートウェルネスみしま」を推進し、市民が健康で、まちも産業も元気な“健幸”都市を目指します。
- 「みしまタニタ健康くらぶ」として「はかる」から始まる健康づくりを株式会社タニタと協働で行うことにより、無関心層や若者、勤労者世代などを含めた、健康づくり推進事業を推進します。また、タニタ監修メニューなど食に関する健康まちづくりを市内事業所とともに推進します。
- ウォーキングコースに加え、ノルディックウォーキングコースの認定コースを取得し、より運動効果の高いノルディックウォーキングの普及を推進します。

② 三島市健康づくり計画の推進

- 市民の健康づくり支援の基本理念とその実現に必要な方策を示した「三島市健康づくり計画」に基づき、生涯にわたる市民の健康づくりの取り組みの推進を図ります。

(2) 健康づくりの推進

① 親子の健康支援

- 親が安心して子どもを産み育て、また子どもが健やかに成長できるよう、乳児家庭全戸訪問や妊婦及び乳幼児の健康診査・教室・相談などを行うことにより、育児不安やストレスの軽減や虐待の防止を図るとともに、母と子どもの健康の保持・増進を推進します。

② 生活習慣病予防の強化

- 疾病予防やがんの早期発見により健康寿命*の延伸を図るため、健康づくり等に関する協定を締結した事業所と連携を図る中で、健康づくりに無関心な人にも特定健診*やがん検診を普及・啓発し、受診率の向上に努めるとともに、市民ニーズに合わせた教室、個別相談、家庭訪問などを行うことにより、市民の生活習慣病予防に努めます。
- 地域別に市民の健康状態を把握し、効果的な対策を講じるとともに、糖尿病予防を市民に周知する中で、罹患率低下や重症化予防対策を関係機関と連携して実施します。

③ 感染症の予防

- 感染症を予防するための知識を普及し、予防接種法に基づく各種定期予防接種を行い、それ以外の予防接種についても有効性などを検討しながら、公衆衛生の向上を図ります。
- 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新たな感染症への迅速かつ的確な情報の提供や対応策を進めるとともに、国・県や関係機関との連携を図ります。

④ 歯科口腔保健の推進

- 乳幼児期からの口腔衛生習慣の確立を図り、生涯を通じて健康的な食生活が営めるよう歯科健診や歯周病検診、歯の健康相談、健康教育、フッ化物利用事業を行うとともに、歯と口腔の健康に対する意識を向上させるため、8020 運動*などの普及啓発に努めます。

⑤ 精神保健の推進

- 精神保健の知識の普及を図り、精神に障害のある人への市民の理解を深め、また自らがこころの健康づくりができるよう、関係機関との連携の強化による相談体制の充実を図るとともに、健康教育や訪問指導を行います。
- 尊い命を守るための講座や相談体制の充実など自殺予防対策の普及啓発やゲートキーパー*の養成に努めます。

⑥ 地域における健康づくり活動の実施・支援

- 地域に密着した保健活動ができるよう、保健委員の活動を支援するとともに、生涯を通じて継続した健康づくりを実行するため自主グループの育成や支援を行います。
- 市民・NPO・事業所・大学などとの協働による、健康を核としたまちづくりを推進します。

⑦ 禁煙・受動喫煙防止対策の実施

- たばこの害についての知識の普及啓発を図るなど禁煙や受動喫煙防止対策を推進します。

5 主要事業

- スマートウェルネスみしま推進事業
 - ・ 健幸マイレージ事業
 - ・ 健幸運動教室
 - ・ まち歩きアプリ事業
 - ・ 出張！健幸鑑定団
 - ・ みしま健幸塾
 - ・ みしまタニタ健康くらぶ
 - ・ ノルディックウォーキング推進事業
- 妊婦健康診査事業
- 乳幼児健康診査事業
- 母子健康教育・相談事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 禁煙指導・受動喫煙対策事業
- がん検診等健康診査事業
- 生活習慣病予防事業
- 感染症予防事業
- 肺炎球菌ワクチン等接種助成事業
- 歯科口腔保健推進事業
- フッ化物利用事業
- 歯周病検診事業
- 精神保健事業
 - ・ 自殺予防対策事業
- 健康づくり地区組織活動事業
- 三島市立保健センター整備事業
- 健康とスポーツ推進事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 育児グループとの協働による子育て支援の実施
- 特定健診やがん検診などの積極的な受診
- 8020 運動の実施
- NPO・事業所・大学などとの協働による健康づくり活動の実施
- 地域における保健活動の実践

用語解説

- ※ ソーシャルキャピタル:人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴のこと。
- ※ 健康寿命:日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。
- ※ 特定健診:メタボリックシンドローム該当者と予備群を早期発見し、生活習慣病を未然に防ぐための健診。健診後には、検査結果に基づき、該当者に特定保健指導を行う。医療保険ごとに実施が義務付けられている。
- ※ 8020 運動: 80 歳に達するまで自己の歯を 20 本以上保つことにより、健全な咀嚼の能力を維持し、健康で質の高い生活を送ることを目的とした運動のこと。
- ※ ゲートキーパー:悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。(自殺対策において、心理社会的問題や生活上の問題、健康上問題を抱えている人や、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわる役割を担います。)

施策名	4 健全な心身を育む食育活動の推進〈食育〉	担当課	健康づくり課
-----	-----------------------	-----	--------

1 現状と課題

- 特定健診データをもとにした小学校区別分析結果によれば、栄養が偏った食事や不規則な食生活が、生活習慣病などのさまざまな病気を引き起こす主要な原因の一つと考えられます。
- 家族や友人などで食卓を囲む機会の減少により、食事マナーやコミュニケーション能力の低下等が指摘されています。
- 新たな感染症や食品偽装表示、残留農薬問題など、食品や食材の安全性に対する不安が広がっています。
- 食生活の欧米化により、日本の風土に適した食文化や郷土の食材、料理への関心が薄れつつある中、海外では平成 25 年(2013 年)12 月、ユネスコ無形文化遺産に「和食(日本人の伝統的な食文化)」が登録されたことにより、健康の観点から栄養バランスの取れた「和食」の良さが見直されています。
- 無駄の少ない料理や地産地消の推進など環境に負荷の少ない食文化のあり方が求められています。
- 生きる上で基本となる食について見直し、健全な食生活の実現や食に対する正しい知識の普及啓発が求められています。
- 国では、食育基本法を平成 17 年(2005 年)に施行、「第 2 次食育推進基本計画」を平成 23 年(2011 年)3 月に策定し、県では平成 23 年(2011 年)3 月に「ふじのくに食育推進計画」を策定しています。
- 本市では、食を通じて健やかな心身と豊かな人間性を育むため、これまで平成 20 年(2008 年)3 月に「三島市食育基本計画」を策定し、さらに平成 21 年(2009 年)3 月には県内で初めて「三島市食育基本条例」の制定と「食育推進都市宣言」を議決することにより、市民、事業者などとの協働によって食育を総合的・計画的に推進してきました。また、平成 25 年(2013 年)3 月には「三島市食育基本計画」の計画年度終了に伴い、「第 2 次三島市食育基本計画」を策定しました。
- 若い女性の低体重(やせ)の増加や 20 代の朝食欠食や食事バランス等、若年層への食育の推進が必要です。

2 目的

生涯を通じて健全な食生活を実践し、健全な心と身体、豊かな人間性を育むこと。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
食育に関心のある人の割合	77.6%	90.0%	市民意識調査で「食育に関心がある」と回答した人の割合
大人の肥満 (BMI25%) の割合	男性 24.8% 女性 19.2%	男性 20.0% 女性 15.0%	男女 40 歳以上の肥満 (BMI25%) の割合
子どもの朝食摂取率	98.52%	100.0%	学校アンケート調査に基づく「朝食を摂取する園児、児童、生徒」の割合

4 施策の方向(5 年間の取り組みの内容)

(1) 総合的な食育関連施策の推進

① 食育基本計画の推進

- 地域の食について、子どもから大人まで楽しみながら学ぶことで、「食」に関する適切な判断力を身につけ、健康につながるよう、「第 2 次三島市食育基本計画」に基づく食育の具体的な取り組みを進めます。

(2) 食育事業の推進

① 健康な体を保つための取り組みの充実

- バランスのとれた食事への改善と規則正しい食生活の実践を進めるために、幼稚園・保育園の園児や小

中学生、保護者に対する栄養教育を実施します。

- 市民に対する食生活の改善指導や健康講座の充実により、生活習慣病のリスク軽減を図ります。
 - 地元大学の協力を得て糖尿病予防のメニューを開発し、市民に周知します。
 - 子どもから高齢者まで、よく噛んで味わって食べることの大切さを伝え、実践できる歯・口腔の健康づくりを推進します。
 - あらゆる世代の食育として、若い女性を含む若年層や高齢者向け食育事業を推進します。
- ② 豊かな心を育むための取り組みの推進
- 料理や家族団らんの機会を通じた楽しい食の確保、教育ファーム^{*}や食に関する体験活動を通して食に関する感謝の心や理解の醸成を図ります。
 - 「三島市民家族団らんの日」のさらなる周知を図るとともに、家族や友人と食事を楽しみお互いのきずなを強めたり、食生活を見直す機会となる「共食」を推進します。
- ③ 食の安全・安心の推進
- 食に対する正しい知識の普及啓発を図り、賢い消費者の育成を図ります。
 - 地場産品を活用したヘルシーメニューなどに取り組む「健幸づくり推進店」の加入を促進します。
 - 災害時に備える食の知識向上のため、家庭に必要な保存食の量や備蓄方法について、情報提供と周知を行います。
- ④ 食文化を守り、育てるための取り組みの促進
- 和食(日本型食生活)の再認識を図り、米消費拡大の推進、地元産野菜を活用した米飯給食のメニュー作成など、地産地消^{*}・旬産旬消^{*}を推進するとともに、地域固有の食の習慣、食文化の継承を図ります。
- ⑤ 環境を未来に引き継ぐための食育の推進
- 自然の恵みに感謝する心の育成や、環境にやさしいエコライフやエコ料理^{*}の実践に向けた環境教育の充実を図ります。

5 主要事業

- 第2次食育基本計画推進事業
- 食育推進事業
 - ・ 食育教室・健口教室・健骨教室
 - ・ 食育出前講座
 - ・ 大人の食育推進事業
- 家族団らんの日普及啓発事業
 - ・ わが社の家族団らんの日行動宣言
 - ・ 親子料理教室
- 食の安全安心推進事業
 - ・ 健幸づくり推進店等認定事業
- 食文化育成事業
 - ・ ヘルシーメニュー推進事業
- エコ料理普及啓発事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 地元大学による糖尿病予防のメニューの開発や食育推進イベントへの参画
- 医療機関・大学と連携した食育事業の実施
- 三島市民家族団らんの日の実践
- 地域に密着した各種食育講座への参画
- 食育ボランティアへの登録と食育活動への参画
- 企業、事業所、NPOによる食育推進

用語解説

- ※ 教育ファーム: 自然の恩恵や食にかかわる人々の活動への理解を深めることなどを目的に、農林漁業者などが、一連の農作業などの体験の機会を提供する取り組み。
- ※ 地産地消: 地元でできたものを地元で消費すること。
- ※ 旬産旬消: 旬の食材を旬の時期に消費すること。
- ※ エコ料理: 水を汚さないように工夫したり、食材のこれまで捨てていた部分も使うなど、環境に配慮した料理方法のこと。

施策名	5 子どもを産み育てやすい環境の整備 (子育て)	担当課	子育て支援課 子ども保育課 健康づくり課 療育支援室
1 現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ● 若い世代が、希望どおり結婚・妊娠・出産・子育てをすることができる社会環境の実現に向け、きめ細かな子育て支援施策を推進しているところであり、少子化を表す一つの指標である合計特殊出生率[※]は 1.47 (平成 20～24 年)と、前回調査に比べ、0.11 上昇しています。しかしながら、人口を維持すると言われていた 2.07(人口置換水準)には遠く及ばない状況であるため、合計特殊出生率の向上及び子育て世帯に選ばれるまちを目指して、安心して子どもを産み、子育てができる環境のさらなる充実と、各施策の効果的な情報提供が求められています。 ● 平成 27 年(2015 年)3 月に平成 27 年度(2015 年度)からの 5 年間で 1 期とする「三島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。市では本計画に基づき、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進する必要があります。 ● 子育て家庭の核家族化の進行とそれによる孤立する家族の増加が懸念されます。育児不安や悩みの軽減等を図るための子育てについて気軽に相談できる体制の充実と、児童虐待を早期に発見し対応していく必要があります。 ● 地域とのつながりの希薄化が叫ばれている昨今、地域の力による子どもと子育て世代を支える環境の整備、さらには、地域社会全体の「子育ては尊い仕事」であるという共通意識の醸成が求められています。 ● 社会の変化により、ひとり親家庭は増加傾向にあります。ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため経済的支援を行うとともに、総合的な自立支援の推進を図る必要があります。 ● 放課後児童クラブにおいては、児童福祉法の改正により、平成 27 年(2015 年)4 月から新たに小学 4 年生から 6 年生までの児童が入館対象となったこと、また、ひとり親家庭や核家族化における両親共働き世帯の増加により、利用児童数の増加傾向はしばらく続くと予想されます。一方、放課後児童クラブの設備基準では、面積要件について専用区画の面積を、児童 1 人につき、概ね 1.65 m²確保することとなっており、平成 31 年度までの 5 年間の経過措置の中で解消していかなければなりません。 ● 保護者の就労形態の変化等により、多様なニーズに対応した保育サービスが求められています。 ● 保育園における待機児童の解消については、「三島市子ども・子育て支援事業計画」に沿った方策を確保し、待機児童ゼロを目指しますが、保育ニーズが年々変わる中、計画にある必要利用定員総数(需要)と提供可能量(供給)のバランス等の検証が必要です。 ● 市立保育園施設の老朽化が進み、今後、施設の更新時期を迎える中で、適切な維持管理とともに、財政負担の軽減に配慮しつつ劣化・破損の未然防止が必要となっています。 ● 晩婚化や高齢出産の増加など、少子化に対する課題が深まる中、不妊・不育症治療を希望する夫婦が増えています。子どもを望む夫婦にとって、精神的にも経済的にも負担が大きい不妊・不育症治療に対し、経済的負担を軽減するための支援が必要となっています。 ● 核家族化や地域での孤立化など、近年の社会情勢の変化により、マタニティブルーや産後うつ、育児不安を持つ妊産婦の増加が心配されています。安心して妊娠期を過ごし、安全に出産を迎え、不安なく子育てができるよう、妊娠から出産、子育ての切れ目ない支援体制を構築する必要があります。 ● 発達や成長に関して配慮が必要な子どもの割合は増加しており、そのような子どもやその保護者に向けた支援のニーズは増加しています。支援策のひとつとして、療育支援室はたばた分室を増設し、就学前の子どもたちの自立や社会参加に向けた支援強化を図っていますが、保護者からの成長段階に応じた相談等に広く対応するためには、より広い年齢層への支援を展開できる療育支援体制の核となるべき機能の設置が求められています。 			

2 目的				
安心して子どもを産み、健やかに育てることができる子育て環境を整えること。				
3 目標(指標)				
	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
	三島市の子育て環境に対する満足度	81.0%	85.0%	子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査(未就学児童のいる家庭)で「三島市の子育て環境に対する評価」に関する回答が「たいへん満足～普通である」と回答した人の割合
	保育園の入園率	96.8%	100.0%	保育園の入園申込みをした子どものうち、入園できた子どもの割合
4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)				
<p>(1)総合的な子育て支援施策の推進</p> <p>① 子ども・子育て支援事業計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 三島に生きる子どもと親の育ちを支える地域社会の実現に向け、「三島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、積極的に施策を推進します。 <p>② 子ども・子育て支援推進事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様化する子育てに関わるニーズに対応するため、妊娠・出産期からの切れ目ない、きめ細かな子育て支援を行っていきます。 ● 社会資源の積極的な広報 子どもや子育て家庭を取り巻く社会資源を発掘し、広く市民に情報提供するよう努めます。 <p>(2)保育サービスの充実</p> <p>① 保育園の多機能化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の保育ニーズの把握に努め、乳児保育、延長保育、一時保育などの保育サービスの充実を図っていくとともに、民間事業者等が経営する保育事業に対し運営支援を行います。 ● 特定地域型保育事業*の支援を行い、3歳未満児の待機児童解消に努めます。 <p>② 保育園の施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国・県の基準または法に従い、民間保育園や地域型保育事業の建設等に対し支援を行います。 保育園施設について、適切な維持管理ができるよう、計画的な施設の改修・修繕に努めます。 <p>(3)子育て支援体制の充実</p> <p>① 本町子育て支援センターの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域子育て支援の拠点である本町子育て支援センターにおける親子の交流や子育ての情報交換、育児相談・講習、子育てサークルの育成など活動内容を充実させるとともに、短時間保育の拡充を図ります。 <p>② 放課後児童クラブの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童クラブの利用者のニーズを把握し、安全・安心な環境の確保に努めるとともに、放課後子ども総合プラン*に則った放課後児童クラブの整備を計画的に進めます。 <p>③ 子育て相談・指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子育てコンシェルジュ*による各種相談・支援、保育園や関係機関などとの連携により、子育てに関するさまざまな悩みや相談に適切な指導・助言を行います。 ● 要保護、児童虐待、DV*(ドメスティック・バイオレンス)などに対処するため、三島市子どもを守る地域ネットワーク*を通じ、関係機関との連携を強化するとともに、相談窓口の周知や相談体制を充実し、早期発見と適切な保護を行います。 <p>④ 療育体制*の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 錦田こども園内のたんぼぼ教室(親子教室)や療育支援室はったばた分室における事業を充実させると 				

ともに、児童発達支援事業を推進する。また、第4期三島市障害福祉計画に基づく療育体制のさらなる充実を図るため、支援の核となる療育支援センター*の設置について検討会を発足させ具体的な検討を行います。

(4) 妊産婦支援体制の充実

① 不妊・不育症治療の支援

- 子どもを望む夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、不妊・不育症治療費の補助を行うとともに、治療における相談支援を行います。

② 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

- 「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健コーディネーターによる妊娠期から出産、子育て期までの切れ目ない支援を実施するとともに、安心かつ健全に子どもを産み、育てることができる仕組みを構築します。

(5) 子育ての経済的支援

① 子ども医療費等の助成

- 子どもの通院・入院医療費の自己負担を、中学校3年生まで無料とし、子どもの健やかな成長と、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 未熟児の健康管理と健全な育成を図るため、治療に必要な医療費の一部を助成します。

② 各種手当の支給

- 児童手当や児童扶養手当などを国・県と連携して支給し、子育て中の家庭への経済的な支援を行います。

③ ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭への負担軽減のための経済的な支援や、子育てと就労の両立ができるよう幅広い支援を行います。

(6) 地域社会での子育て支援

① 地域ぐるみの子育て支援

- 「子どもは地域の宝事業」をとおして、地域のより良い人間関係を育み、安心して子育てができる地域社会を構築していきます。
- 地域の子育て力を高めるため、子育て中の親またはその子どもを対象とした子育て支援活動を行っている団体の育成支援に努めます。
- 民生委員・児童委員や関係機関、青少年健全育成会と連携し、子どもを犯罪から守る防犯活動や市民総ぐるみで子どもを見守り、育てる運動など、地域全体で子育てを支える活動を推進します。
- 乳幼児およびその保護者が気軽に集い、相互の交流や育児相談を行う地域子育て支援センターの充実を図るとともに、地域における子育て援助活動の周知に努め事業を推進します。

② 世代間交流の推進

- 放課後児童クラブ等において、シニア世代と子どもの共通体験の機会を創出することにより、世代間交流を推進し、社会全体で子育て世代を支える機運を醸成します。

5 主要事業

- 子ども・子育て支援推進事業
- 本町子育て支援センター事業
- ファミリー・サポート・センター運営事業
- 利用者支援事業・子育てコンシェルジュ事業
- 妊娠・出産包括支援事業
- 不妊・不育症治療費補助事業
- 妊婦健康診査(再掲)

- 放課後児童クラブ管理運営事業
- 放課後児童クラブ整備事業
- 民間児童館活動事業費補助事業
- 民間児童福祉施設事業費補助事業
- 児童虐待・DV対策事業
- 乳児家庭全戸訪問事業(再掲)
- 養育支援訪問事業(再掲)
- 子ども医療費等助成事業
- 児童手当支給事業
- ひとり親家庭支援事業
- 児童扶養手当支給事業
- 子どもは地域の宝事業
- 子育て支援団体等活動費補助事業
- 地域子育て支援センター事業
- 療育支援相談事業
- 市立保育園管理運営事業
- 民間保育園運営支援事業
- 病児・病後児保育事業
- 一時預かり保育事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 夫婦で助け合う子育ての実践
- ファミリー・サポート・センターへの登録と子育て支援活動の実施
- 地域で行う子どもを見守り・育てる取り組みの実践
- 世代間交流による子どもとのふれあい機会への参加

用語解説

- ※ 合計特殊出生率:一人の女性が一生に産む子どもの平均数。
- ※ 特定地域型保育事業:市町村長が給付費の支給を行う対象として確認した事業者が行う小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業をいう。
- ※ 放課後子ども総合プラン:国においては、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることとしている。
- ※ 子育てコンシェルジュ:子育て中の保護者からのさまざまな子育ての相談に応じる、保健師などの資格と経験を持った子育て支援専門官のこと。
- ※ DV:配偶者・交際相手などからの暴力。身体的暴力だけではなく、無視・ののしりなどの精神的暴力、性行為の強要などの性暴力、生活費を渡さないなどの 経済的暴力も含まれる。
- ※ 三島市子どもを守る地域ネットワーク:三島市要保護児童対策地域協議会のこと。要保護児童の早期発見や適切な保護を行うこと、DVの被害者への 適切な処遇を図ることを目的として設置された。
- ※ 療育体制:発達や成長に関して配慮が必要な子どもの自立や社会参加に向けて、支援する体制。
- ※ 療育支援センター:発達や成長に関して配慮が必要な子どもとその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達や成長に関して配慮が必要な子どもとその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行う専門的機関のこと。

施策名	6 高齢者の生きがいと自立の支援 〈高齢者福祉〉	担当課	長寿介護課
-----	-----------------------------	-----	-------

1 現状と課題

- 本市では、人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、平成27年(2015年)3月で26%を超え、今後も上昇が見込まれています。また一人暮らしの高齢者や寝たきり、認知症などにより介護を必要とする高齢者の数も年々増加を続けています。
- 平成27年(2015年)4月の介護保険法の一部改正により、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援など地域包括ケアシステム^{*}を構築するために、具体的施策を推進する必要があります。
- 要支援・要介護状態になることを未然に防ぐため、介護予防を重視した健康づくりの普及に努める必要があります。
- 予防を含めた認知症施策に関する事業を見直し、総合的な推進を図っていく必要があります。
- 死因の3位が脳血管疾患であり、要介護となる原因の多くを占めているため、脳血管疾患等を含めた生活習慣病の予防が必要です。
- 高齢者が培ってきた知識や経験を生かし、健康で生き生きと暮らすことができるよう、就労やボランティア活動などを通じた社会参加を促進していく必要があります。
- 高齢者の孤立を防ぎ、安心して生活できるよう、地域や関係機関による見守り体制や支援体制が求められています。
- 高齢者に対する虐待や成年後見制度^{*}の相談が増加傾向にあるため、高齢者の人権を擁護し、尊厳をもって暮らし続けることができる支援体制の充実が求められています。

2 目的

高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと自立した生活を送ることができる社会を実現すること

3 目標(指標)

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)	指標の説明
生きがいづくりに関心を持っている人の割合	74.6%	77.0%	高齢者実態調査の「今後やってみたいもの」で、「特にない」以外に答えた人の割合
在宅要支援・要介護認定者 [*] のうち、介護サービスに満足している人の割合	82.8%	85.0%	高齢者実態調査で介護サービス利用者のうち「介護サービスに満足している」と答えた人の割合

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 高齢者保健福祉施策の推進

① 高齢者保健福祉計画の推進

- 高齢者が生き生きと暮らすことができるよう、三島市高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者の知識と経験を生かした生きがいづくりの支援や介護予防を重視した健康づくりを計画的に進めるとともに、計画の定期見直しを行います。

② 介護保険事業計画の推進

- 要支援・要介護認定者が、住み慣れた地域で安心して介護保険サービスを受けられることができるよう、三島市介護保険事業計画に基づき、介護サービス事業所や介護施設の整備、地域包括ケアシステムの構築などを計画的に進めるとともに、計画の定期見直しを行います。

③ 高齢者の生きがいと自立の支援

- いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会参加と生きがいづくりの促進と介護予防・介護

保険サービスの充実を進め、幸福感の高揚、身体的機能の維持・向上、健康寿命の延伸を目指します。

- 地域や関係機関とのネットワークの拡大・充実を図り、各方面からの高齢者支援体制の構築を進め、地域における交流を促し、きずなづくりへ繋げていきます。

(2) 高齢者の生きがい ～積極的な社会参加の促進～

① 社会活動の促進

- 団塊の世代をはじめとするシニア世代を対象とした講座やイベントの開催、老人クラブの活性化など高齢者の知識や経験を生かした活動を支援・育成し、生きがいを感じることができる施策の充実を図ります。
- 高齢者に生きがいづくりの場を提供し、閉じこもりの防止と介護予防を重視した事業の充実を図るため、老人福祉センターや高齢者いきがいセンターなどの市立老人福祉施設、また小学校の余裕教室等を利用した生きがい教室などの円滑な運営に努めます。

② 趣味・学習活動の促進

- 高齢者の自己の教養の向上に加え、新たな知識・技能を身につけたり、地域参画・社会貢献に必要な学習を実施し、学びを通して、生きがいの創出につながるよう施策の促進を図ります。

③ 就労等への支援

- 高齢者や団塊の世代の就労を促進するため、シルバー人材センターの活用により、雇用・就職のための情報提供、技術の習得を支援します。
- 社会福祉協議会、老人クラブなどによる地域における福祉活動について、情報発信や支援に努め、ボランティア活動の機会と場の提供に努めます。

(3) 健康づくりの推進

① 健康づくりの推進

- 三島市健康づくり計画やスマートウェルネスみしまアクションプランを踏まえ、疾病の早期発見・早期予防に取り組み、高齢者の健康意識向上と健康づくりを支援します。
- 健康マイレージや「みしまタニタ健康くらぶ」等の事業の普及を図り、外出したくなる街づくりにより、地域との交流や絆づくりを通して、認知症予防を含めた高齢者の健康増進を図ります。
- 脳血管疾患等につながる疾患を予防するため「かかりつけ医」の推奨と食事や生活習慣に関する相談や教育等を行うことにより、重症化予防に努めます。

② 介護予防・日常生活支援の推進

- 正しい介護予防について普及・啓発し、寝たきりや認知症などの介護の必要な状態となることをできる限り予防することで、高齢者が可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

(4) 暮らしを支える介護サービスの充実

① 介護予防サービスの推進

- 要支援状態の改善や悪化を予防し、安心して生活を送れるようにするため、自分自身に適した居宅サービスや地域密着型サービスを自ら選択して受けられるよう介護予防サービスの量の確保と質の向上に努めます。

② 介護サービスの充実

- 要介護認定者が生活機能の低下を防ぎ、自分自身に適したサービスを自ら選択して受けられるよう介護サービスの量の確保と質の向上に努めます。

(5) 支え合う地域づくりの推進

① 在宅医療・介護の連携推進

- 地域の医療・福祉・保健資源の機能を把握し、関係機関により在宅医療における連携上の課題や対応策の検討を実施します。

② 相談・支援体制の強化

- 市内 4ヶ所に設置している地域包括支援センター*が中心になり、多職種が高齢者の個別ケースの支援方法について検討を行う、「地域ケア会議」の推進を図ります。さらに地域課題の発見、地域づくり・資源開発といった「地域包括ケアシステム」構築に努めます。
 - 高齢者虐待防止、成年後見制度、権利擁護に関する理解・周知を更に進め、相談支援を適切に行うため、関係機関や地域との連携を図り、高齢者の見守りや生活支援の体制を強化します。
 - 気軽に相談できる窓口として設置している「街中ほっとサロン」を活用し、心身の健康の保持増進や地域での安心した生活の維持・継続を促進するとともに、高齢者の外出機会の拡大を図ります。
- ③ 認知症施策の総合的な推進
- 認知症本人やその家族、MCI(軽度認知障害)の方の気軽な相談や居場所づくりの窓口として、また、一般の方の認知症への理解、普及啓発を目的に開設した「おれんじほっとサロン」の活用にも努めるとともに、認知症地域支援推進員を配置し、医療や介護サービスと地域の支援機関が有機的に連携した認知症高齢者への支援体制づくりに努めます。
 - 地域で見守りや助け合いの活動をする地域安心サポーターや、認知症を理解し認知症の人やその家族を支える認知症サポーターの育成に努めます。
 - 認知症高齢者の安心な生活を確保するため「高齢者見守りネットワーク」の協定事業者の拡大に努めます。
 - 認知症初期集中支援推進事業として、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し早期診断・早期対応に向けた支援体制の取り組みを進めます。
- ④ 在宅生活を支える基盤の整備
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、短期生活援助、緊急通報体制の整備やひとり暮らし高齢者給食サービスなど、在宅で受けられる福祉サービスの充実を図ります。
- ⑤ 住環境整備の推進
- 高齢者が安心して暮らすことができるまちづくりにおいて、高齢者に適した住まいの整備促進、交通安全・防犯対策の実施に努めます。

5 主要事業

- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進事業
- 高齢者生きがいづくり事業
- 高齢者暮らし相談事業
- 生きがい教室管理運営事業
- 老人福祉施設等管理運営事業
- 敬老事業
- 在宅福祉サービス事業
- 介護予防サービス事業
- 介護サービス事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 地域包括支援センター運営事業
- 高齢者バス利用事業
- 介護保険施設等の整備
- 養護老人ホーム管理運営事業
- 認知症総合支援事業（認知症初期集中支援事業*、認知症地域支援・ケア向上推進事業*）

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 地域のボランティア活動、知識や経験を生かせる社会活動への参画
- 生きがいづくり活動や老人クラブ活動への参加
- 高齢者が安心して暮らせる地域づくりの実践
- 介護関係の事業者による介護サービスの質の向上

用語解説

- ※ 地域包括ケアシステム：生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。
- ※ 成年後見制度：判断能力が不十分で生活が困難となった人たちに、契約などの法律行為を代理したり、金銭管理を支援することにより権利擁護を図る制度。
- ※ 要支援・要介護認定者：介護保険サービスを必要とするために認定を受けた者で、介護を必要とする度合により、状態の軽い方から要支援 1・2、要介護 1～5 に区分。
- ※ 地域包括支援センター：地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健・医療の向上、福祉の増進を包括的に支援する中核機関。
- ※ 認知症初期集中支援事業：認知症専門医、保健師、社会福祉士等の専門職から成る「認知症初期集中支援チーム」が認知症の人やその家族に対して、初期や対応に苦慮しているケースの支援を、包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。
- ※ 認知症地域支援・ケア向上推進事業：医療と介護の連携や認知症の人やその家族を支援する「認知症地域支援推進員」を設置し、病院、施設、介護事業所の相談・支援及び認知症カフェ等の取り組みを推進する。

施策名	7 障害のある人を支える環境の充実 (障害者福祉)	担当課	障がい福祉課
-----	------------------------------	-----	--------

1 現状と課題

- 障がいのある人*の近年の状況は、高齢化や障がいの重度化・重複化が進んでいます。また、障がいの範囲も拡大され、発達障害や高次脳機能障害、難病も障害福祉サービスの対象になっています。
- 障害者基本法では、障害者の定義を「身体障害、知的障害または精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限をうけるもの」とされ、「社会モデル」の考え方が重要になっています。
- 障害福祉サービスの利用者が増加していますが、生活介護事業所が少なく、今後特別支援学校等の卒業者の見込を考えると、利用できる事業所が不足することが予想されます。
- 多様化する障がいのある人からの相談や家族等からの相談に対応するため、市内の相談支援事業所との結びつきを強化し、相談支援体制を充実するために、基幹相談支援センター*の設置が必要となります。
- 重症心身障害児(者)*が安心して在宅生活を送れるよう、身近な地域で利用できる医療と連携した、通所や入所の事業所や施設、ショートステイなどの福祉サービスが必要となっています。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年(2016年)4月から施行され、障がいのある人への差別の禁止、合理的配慮の提供の規定が定められました。市の対応とともに、市民への啓発・周知が必要になります。
- 佐野あゆみの里の障がい者支援センターとしての機能の充実が求められているため、市内の障がいのある人が安心して地域生活ができるように、市内のニーズを勘案しながら必要な事業を検討する必要があります。
- 障がいのある人の権利擁護のため、障害者虐待防止窓口を設け、休日や夜間にも速やかに対応できる体制を確保しておりますが、個々のニーズに応じた対応とともに、市民への啓発・周知が必要になっています。

2 目的

障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送ることができる社会を実現すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
障害のある人への相談支援の延べ件数	7,072 件	8,000 件	相談支援センターなどで障害のある人への相談支援を行った延べ件数(年間)
地域生活への移行者数	12 人	15 人	入所施設などから、グループホームや単身生活などの自立した生活へ移行した人数(累計)

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 障害者福祉施策の推進

① 障害者計画、障害福祉計画の推進

- 第3期三島市障害者計画の期間を延長し、平成29年度(2017年度)に障害者計画及び障害福祉計画を見直します。障害福祉計画については、定期的に進捗状況を把握し、着実な推進を図るため分析・評価を行い、必要な対策を実施します。

② ノーマライゼーション*からソーシャルインクルージョン*への普及啓発

- ノーマライゼーションの理念を更に拡大し、全ての人々を社会の構成員として包み支え合う「ソーシャルインクルージョン」の理念の普及啓発に努めていく必要があります。平成28年(2016年)4月から施行された「障害者差別解消法」を広く周知するとともに、障がいのある人への正しい知識や理解を求めていきます。

(2) 自立生活の推進

① 医療の必要な人の施設整備

- 医療の必要な人が利用可能な、医療型児童発達支援や療養介護の施設整備について、近隣市町と連携を図りながら民間事業者による施設整備を支援していきます。

②障害福祉サービスの充実

- 特別支援学校の卒業生の動向を踏まえ、生活介護事業所等の民間の事業所の新規設立を推進します。適正なサービスの支給決定をするために、利用者全員がサービス等利用計画を作成するように依頼していきます。
- 児童の通園施設のニーズが急激に多くなっているため、児童発達支援事業所の設置を検討していきます。

③雇用に対する理解促進

- 改正障害者雇用促進法が施行され、より積極的に障害者雇用を促進するために、地域自立支援協議会※就労部会・ハローワーク三島・雇用相談員との協働で就労支援対策を実施していきます。
- 障害者優先調達推進法による三島市の優先調達方針に基づき、障害者就労支援施設等からの物品等の調達を促進するとともに、「自主製品販売店舗すてっぷ」「カフェじゃんぷ」の活用を促進します。

(3) 相談支援体制の充実

①相談支援体制の強化

- 地域の相談支援の拠点としての役割を明確にし、基幹相談支援センターの取り組みを促進することで、市内の相談支援体制を強化していきます。また相談支援専門員との情報の共有を行うために、連携会議を行っていきます。
- 妊娠期から就労(成人)までの一貫した相談支援体制を構築し、療育支援室を療育支援センターにすることで切れ目のない支援をめざし、発達障害等の適切な支援ができるように検討します。

②地域自立支援協議会の充実

- 市内の障がい児・者が安心して地域生活ができるように、障がいの当事者や関係団体、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等で構成する三島市自立支援協議会の設立を目指します。

③障がいのある人の権利擁護の推進

- 障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度の理解・周知を更に進め、利用支援を積極的に促進していきます。
- 障害者虐待防止法の周知を行うとともに、相談窓口での迅速な対応ができるように体制を維持していきます。
- 障害者差別解消法の周知を行うとともに、対応指針に沿った取り組みを促進します。

(4) 生活支援の推進

①障害者手当等の充実

- 総合福祉手当条例等の各種手当制度の見直しを行い、現状に即したより使いやすい制度の改善に努めていきます。

②地域生活支援事業の充実

- 手話通訳者の設置や自発的活動支援事業の実施、障がい者応援大使の任命等、地域生活の利便性や市民への啓発等に力を入れた事業を実施していきます。
- 移動支援や日中一時支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付など、個々のニーズに応じた支援を提供していきます。

③生活基盤の整備

- 民間事業者によるグループホームの設置を促進するとともに、地域生活を支援するための、相談・自立生活の体験機会や体験場所・緊急時の対応等の機能を持つ「地域生活支援拠点施設」の設置を検討します。

(5) 佐野あゆみの里の機能の充実

<p>①拠点施設としての機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者支援センター佐野あゆみの里について、市内障害福祉サービス事業所への情報発信や研修会の開催、災害時の拠点施設としての機能など、支援センターとしての機能をより充実していきます。 <p>②施設を活かしたサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービス事業所として、生活介護事業と日中一時支援事業を実施するとともに、発達障害者の支援ができる地域生活支援センター事業の検討をしていきます。 <p>③生活介護事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重度の知的障害のある人の支援場所として、今まで蓄積された支援のスキルをいかした専門性のある生活介護事業を提供するため、社会福祉士や作業療法士などの専門職を配置し、個々の特性に合った支援を提供していきます。
<p>5 主要事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノーマライゼーション普及啓発事業(ソーシャルインクルージョン普及啓発) ● 障害者計画、障害福祉計画の推進事業 ● 自立支援給付事業 ● 障害者雇用促進事業 ● 障害者相談支援事業(基幹相談支援センター事業) ● 障害者手当等支援事業 ● 地域生活支援事業 ● 佐野あゆみの里管理運営事業
<p>6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人の市内での就労機会の確保 ● 三島市障害者計画・三島市障害福祉計画策定への参画 ● 就労支援施設等で作成した製品の販売場所の提供や購入
<p>用語解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 障がいのある人:P 参照 ※ 基幹相談支援センター:すべての障がい者等の相談、情報提供に対応するとともに、地域の相談支援事業所等の連絡調整や関係機関との連携推進等、地域における相談支援事業の中核的役割を行う。 ※ 重症心身障害児・者:重度の知的障害と重度の肢体不自由とが重複した状態の人。 ※ ノーマライゼーション:障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え方。 ※ ソーシャルインクルージョン:障がいのある人等社会的に弱い立場にいる人等を社会から隔離、排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方(社会的包摂) ※ 地域自立支援協議会:包括的な個別支援を地域で行うために、本人のニーズの解決に必要な関係者が連携して支援を図る、定期的な協議の場。

施策名	8 暮らしを守る保険・生活保障制度の運用 (国保・年金)	担当課	保険年金課 健康づくり課 福祉総務課
-----	---------------------------------	-----	--------------------------

1 現状と課題

- 市民の誰もが安心して、安定した生活を送ることができるようにするため、国民健康保険や国民年金、生活保障制度の適正で持続可能な運用が求められています。
- 国民健康保険の前期高齢者と後期高齢者医療制度を合わせた被保険者数は年々増加しており、また高齢化の進展により国民健康保険税の収入以上に医療費の給付をはじめとする保険給付額も増加しています。赤字補填のための多額の予算を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れているため、国民健康保険事業の健全運営が求められています。
- 平成 25 年(2013 年)8 月の社会保障制度改革国民会議の報告を踏まえ、平成 30 年度(2018 年度)から国民健康保険の財政運営を都道府県とし、都道府県と市町が国民健康保険業務を適切に役割分担するなどの国民健康保険制度改革に必要な措置が講じられる予定です。
- 社会的な問題となっている年金制度への未加入者をなくすため、国と連携した年金制度の啓発に努める必要があります。
- 健全な保険事業を運営するためには、生活習慣病対策などの予防に重点をおいた健康づくりに取り組むと同時に医療費の適正化に努める必要があります。
- 高齢者の医療の確保に関する法律の制定により、医療保険者が被保険者に対して特定健診*を実施することとなり、平成 20 年度(2008 年度)より 40 歳以上の国民健康保険加入者を対象に特定健診を実施しています。
- 雇用情勢の悪化による失業や所得の減少、傷病・障害による就労の機会の喪失など、生活保護を必要とする要因は複雑化しています。保護世帯数の増加に伴い生活保護費も増加傾向にあることから、就労支援員による就労支援や、ハローワークと連携し就労の機会を確保するなど、被保護者の自立支援を充実する必要があります。
- 平成 27 年(2015 年)4 月の生活困窮者自立支援法の施行により、第2のセーフティネット*を構築し、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して支援に努める必要があります。

2 目的

社会保障制度の健全で適正な運用により、誰もが生涯にわたり安心して自立した生活を送ることができる環境を整えること。

3 目標(指標)

	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
	特定健診受診率	41.15%	60.0%	40 歳～74 歳の被保険者のうち、特定健診を受診した人の割合

4 施策の方向(5 年間の取り組みの内容)

- (1) 国民健康保険の健全な運用
- ① 医療費の適正な給付
 - 被保険者資格の適用の適正化に努めるとともに、疾病、負傷、出産などに対する療養の給付や高額療養費、出産育児一時金などの保険給付を適正に行います。
 - ② 国民健康保険事業の健全運営
 - 特定健診や人間ドックを実施し、生活習慣病などの予防を促進するとともに、重複・頻回受診*を防止するため定期的にレセプト点検*を行い保健事業の適正化を図ることにより医療費増加の抑制に努めます。また、国民健康保険税の納付の促進に努め、健全運営を図ります。
- (2) 国民年金制度の周知

① 加入啓発の促進

- 未加入者や未納期間をなくすために日本年金機構との連携を密にし、国民年金の啓発促進に努めます。

(3)生活保護制度の適正な運用

① 制度の適正な運用

- 生活に困窮する市民が健康で文化的な生活を送れるよう、その困窮度に応じて必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、生活や就労の助言・指導をすることで自立を支援します。

② 相談体制の充実

生活困窮者の多様な相談に迅速かつ適切に対応し、必要によりハローワークや社会福祉協議会などと連携して相談者の自立を支援します。

(4)生活困窮者自立支援制度の適正な運用

① 制度の適正な運用

社会経済の構造的な変化に対応し、これまで十分でなかった生活保護受給者になる前の段階の生活困窮者への支援を行い、その自立の促進を図ります。

5 主要事業

- 国民健康保険運営事業
- 特定健康診査等推進事業
- 国民年金制度啓発事業
- 生活保護運営対策事業
- 生活保護扶助事業
- 生活困窮者自立支援事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 特定健診や人間ドックの積極的な受診
- 病院・介護機関などと連携した生活困窮者の自立支援
- 民生委員・児童委員による生活困窮者の把握・自立支援
- ハローワーク・社会福祉協議会による生活困窮者の自立支援

用語解説

※ 特定健診:P 参照

※ 第2のセーフティネット:社会保険や労働保険など雇用を通じたセーフティネットを第1のセーフティネット、生活保護制度を第3のセーフティネットと呼び、その中間を補完する仕組みを第2のセーフティネットと呼び、生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度による支援のこと。

※ 重複・頻回受診:重複受診は、同月内に同一傷病について、同じ診療科の複数の医療機関に受診すること。頻回受診は、同月内に同一傷病について、同じ診療科を多数受診すること。

※ レセプト点検:レセプトは、患者が受けた診療について、医療機関が保険者(市町村や健康保険組合など)に請求する医療費の診療報酬明細書のこと。レセプト点検は、レセプトに不備や誤りがないかを確認する作業のこと。

第 4 次三島市総合計画後期基本計画案

基本方針 2

施策名	9 危機管理体制の強化〈危機管理体制〉	担当課	危機管理課
-----	---------------------	-----	-------

1 現状と課題

- 地震や台風などの従来の災害に加え、気候変動による異常気象、全国的な火山噴火の活発化、不安定な国際情勢を背景としたテロや武力攻撃、大規模感染症など、市民の生命、身体、財産を脅かす要因が多様化しています。
- さまざまな危機から市民の安全・安心を守るため、平成 21 年(2009 年)12 月に「三島市危機管理指針」を制定し、総合的かつ計画的な危機対策の推進を図っています。
- 東日本大震災の教訓として、関係機関、他の自治体、民間事業者との連携の重要性が確認されました。また、被災地全体の死亡者のうち、65 歳以上の高齢者の死者数は 6 割と被害が集中したことや女性の視点での防災対策が必要であることなどの課題があげられています。
- これらを踏まえ、平成 24 年(2012 年)12 月に「三島市地域防災計画」を大幅に改訂し、新たに「三島市業務継続計画(地震対策編)」を策定するとともに、平成 26 年(2014 年)1 月には、「三島市地震対策アクションプログラム」を改訂しました。また、避難行動要支援者計画の改定、福祉避難所設置開設マニュアルの策定や、女性の視点での防災対策意見交換会を実施してきました。
- 平成 25 年(2013 年)6 月には、「災害対策基本法」が改正され、大規模広域な災害に対する即応力の強化、被災者対応の改善、住民等の円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善、平素からの防災への取組の強化など、行うべき防災対策が全般的に見直されました。また、平成 25 年(2013 年)11 月には、静岡県第 4 次地震被害想定が公表されました。
- 平成 26 年(2014 年)の広島のと砂災害、平成 27 年(2015 年)の茨城県等の洪水被害の教訓として、風水害時には地域での避難情報の伝達ルート確保が必要です。
- 市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という意識の一層の啓発と、自主防災組織や地域の連携強化が重要です。そのためには、地域の核となるリーダーの存在が求められています。
- 大規模自然災害などの発生による避難者に対応するため、市内 24 箇所の避難所をはじめとする防災拠点の整備・充実を進める必要があります。また、自主防災組織等が主体となった避難所運営体制を構築していく必要があります。
- 防災行政無線、同報無線については、アナログ回線の使用期限や機器の老朽化の対策などに留意しながら、対応が必要です。

2 目的

危機管理体制を強化し、地震や風水害、感染症など、あらゆる危機から市民の生命、身体、財産を守ること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
図上訓練・防災講演会参加者数	6,096 人	6,500 人	自主防災組織や小中学校、各種団体で実施した講演会・訓練などに参加した人数(年間)
自主防災組織における 防災訓練実施率	77.6%	90.0%	年 1 回以上防災訓練を実施した自主防災組織の割合

4 施策の方向(5 年間の取り組みの内容)

(1) 危機管理体制の強化

① 大規模自然災害などへの対応

- 地震、風水害、火山噴火などの自然災害から市民の生命、身体、財産を守るため、「三島市地域防災計画」や「三島市業務継続計画(BCP)」、「三島市水防計画」に基づき防災施策を推進します。

- 各種防災施策の推進にあたっては、避難行動要支援者^{*}への支援の強化や女性に配慮した対応に努めます。
- ② 大規模感染症などへの対応
 - 大規模感染症をはじめとするあらゆる危機から市民を守るため、「三島市危機管理指針」に基づき関係機関と連携し、不測の事態においても組織的に対応できる体制を強化します。
- ③ 武力攻撃事態などへの対応
 - 武力攻撃事態などによる被害を最小限とするため、「三島市国民保護計画」に基づき情報伝達機器などの適正な維持管理に努めるとともに、研修会などを通じて国民保護に対する正しい知識の普及に努めます。

(2) 防災体制の確立

① 市の防災体制の強化

- 災害対策本部や各部署による各マニュアルに基づく迅速で的確な対応、災害応急業務と通常業務に優先順位をつけ最善の対応ができるよう訓練や研修などを実施します。
- 静岡県第4次地震被害想定、災害対策基本法の改正に対応した継続的な防災体制の強化に努めます。

② 防災意識の高揚

- 東日本大震災の教訓を踏まえた防災講座の開催や災害図上訓練の実施、啓発チラシ、ホームページ、防災マップの活用などによって、平常時と災害時の行動、7日分の各家庭での備蓄などについて啓発を行い、市民の防災意識の高揚を図ります。
- 家庭や自主防災組織、職場等での防災訓練を推進します。また、「避難所運営基本マニュアル」に基づいた避難所開設訓練を推進し、効率的で要配慮者や女性に配慮した運営に努めます。さらに、全市一斉の災害時初期行動の防災訓練を実施します。

③ 関係機関や事業者の連携

- 国・県・自衛隊などの関係機関と連携した組織的な防災体制の強化を図るとともに、顔の見える関係を築きます。
- 災害時の水・食料や生活必需品の確保、民有地の活用、効率的な災害応急業務や医療救護活動を実施するため、災害協定^{*}を締結した民間団体や事業者との連携を強化します。訓練や会議、意見交換を通し、よりの確な災害対応ができるよう体制を構築していきます。
- 災害時におけるボランティアの受け入れを円滑に行い、その活動が十分に機能するようにするため、災害ボランティア組織などとの連携強化を図ります。

④ 防災情報の迅速・的確な提供

- 災害時の情報伝達システムの充実を図り、災害時に備えて、全国瞬時警報システム(J-ALERT)^{*}などの維持管理を行うとともに、防災行政無線、同報無線についてはデジタル化への切り替えを図ります。
- 通信手段の複数化、自主防災組織と避難所の連携を図るため簡易無線の導入を促進します。
- 災害情報について、同報無線、コミュニティFM放送、市民メール、SNS^{*}などによる住民への提供を図ります。特に、避難勧告などの重要かつ緊急情報は、伝達ルート確保の構築に努めます。

⑤ 防災拠点の整備・充実

- 防災センターや市指定の避難所における発電機、簡易トイレをはじめとする防災資機材の整備・充実を図ります。

⑥ 自発的な防災活動への支援

- 自主防災組織における、積極的な防災訓練の実施や防災資機材などの整備を促進するための支援を行います。
- 自主防災組織の強化を図るため、市民ボランティアである防災指導員や県のふじのくに防災士などの育成を進めるとともに、実践的なリーダー育成のための研修会を実施します。

⑦ 被災者支援施策の適切化

- マイナンバー制度を活用した被災者台帳を作成し、被災者支援の各種制度の連携を図り、り災証明、仮設住宅、災害弔慰金などの各種被災者支援の円滑な実施に努めます。

5 主要事業

- 水防対策事業
- 国民保護対策啓発事業
- 危機管理指針推進事業
- 防災訓練事業
- 庁内防災体制強化事業
- 住民啓発、教育事業
- 家具転倒防止対策事業
- 無線通信広報事業
- 防災拠点備品整備事業
- 防災センター管理事業
- 災害協定事業
- 自主防災組織資機材購入補助事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」という防災意識の高揚
- 災害に備えた、7日分の食料や飲料水の備蓄
- 災害時に家族で連絡をとる方法や集まる場所などの話し合い
- ご近所力を強化する地域でのきずなづくりの実践
- 防災活動の基本を身につけるための地域の防災訓練への参加

用語解説

- ※ 避難行動要支援者:P 参照
- ※ 災害協定:災害時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体が民間事業者や関係機関、他自治体との間で締結する協定。
- ※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT):緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を国から人工衛星を用いて送信し、防災行政無線等を自動起動させ緊急情報を瞬時に伝達するシステム。
- ※ SNS:会員登録された利用者同士が情報交流できるインターネットの会員制サービス。

施策名	10 地震・水害対策の強化〈地震・水害対策〉	担当課	土木課、建築住宅課、下水道課、危機管理課
-----	------------------------	-----	----------------------

1 現状と課題

- 予想される東海地震に備え、県では「静岡県地震対策アクションプログラム」を策定し、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業などの施策を推進してきました。しかし、平成 23 年(2011 年)3 月に発生した東日本大震災により甚大な被害があったことから、県では平成 25 年(2013 年)6 月に、予想される駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震や相模トラフ沿いで発生する地震を想定した第 4 次地震被害想定を公表し、この被害を軽減するために、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」を策定しました。
- 東日本大震災を踏まえて、安全で安心な建築物を確保していくため、「建築基準法」や「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正などの法整備が進められています。
- 平成 19 年(2007 年)3 月に策定した「三島市耐震改修促進計画」を平成 25 年(2013 年)6 月に修正しました。このなかでは、平成 27 年度(2015 年度)末までに市が所有する建築物の耐震化率 100%、住宅の耐震化率 90%とすることを目標としていますが、平成 26 年度(2014 年度)末で、市が所有する建築物の耐震化率は 99.2%となっています。また、平成 24 年(2012 年)7 月 31 日に閣議決定された「日本再生戦略」では、住宅の耐震化率を平成 32 年(2020 年)までに 95%とする目標が掲げられました。
- 市民の地震対策に対する防災意識の高揚と、建物の耐震化促進のため、地震防災マップにより、揺れやすさや液状化危険度などの地震に関する地域危険度を周知しています。
- 土砂災害による被害を防止するため、崩壊防止対策や危険住宅の移転を進める必要があります。
- 平成 26 年(2014 年)に広島市で大規模な土砂災害があり甚大な被害が出たことを受け、本市では、土砂災害危険箇所を抱える自治会に対し、危険箇所や対応方法の再確認のための説明や意見交換などを進めています。
- 近年、局地的ゲリラ豪雨などによる浸水被害が増加しているなか、狩野川水系流域周辺の冠水が危惧されています。
- 大場川、御殿川、境川などの主要河川は改修が進められていますが、引き続き国・県と連携して、計画的に河川改修を推進する必要があります。
- 大雨による浸水・氾濫時の被害を最小限に留めるために、洪水(水害)ハザードマップにより、大雨により浸水が予想される区域・河川が氾濫した場合の浸水状況や避難に必要な各種情報などを地域住民の方々に提供しています。
- 雨水処理を速やかに行うため、雨水ポンプ施設や都市下水路について適切な維持管理等を行う必要があります。

2 目的

地震・水害などの自然災害から、市民の生命、身体、財産を守るため、地震・水害対策を講じ、災害に強いまちづくりを進めること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
住宅の耐震化率	85.9%	95%	耐震性を有する住宅の割合
普通河川改良延長	31,250m	32,090m	改良された普通河川の延長(累計)

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 地震対策の推進

① 住宅などの耐震化の推進

- 南海トラフの海溝型巨大地震が懸念される中で、大地震の発生による人的被害の軽減を図るため、平成

27年度(2015年度)改訂の「三島市耐震改修促進計画」に基づき、耐震性に不安のある住宅などの耐震化を推進します。また、危険なブロック塀の改修を促進するなど避難時の安全確保に努めます。

② 地震に関する地域危険度の周知

- 地震防災マップにより、揺れやすさや液状化危険度などの地震に関する地域危険度を周知し、市民の地震対策に対する防災意識の高揚を図ります。

(2)安全で安心な建築物への誘導

① 法令などに基づく適切な指導・誘導

- 大規模地震などに対する建築物の安全性の向上を一層促進するため、建築基準法などに基づく適切な指導・誘導に努めます。

(3)急傾斜地などの危険対策の推進

① 崩壊防止対策の推進

- 崩壊防止施設の定期的な点検を実施するとともに、急傾斜地崩壊防止工事や砂防工事を国・県と連携して進めます。

② 危険住宅移転の推進

- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域などにある危険住宅を除去し、安全な建築物への建替えなどの推進を図ります。

(4)水害対策の推進

① 河川の改良・維持管理

- 台風や集中豪雨による浸水被害を防止するため、国・県と連携して河川の護岸整備を実施するとともに、河川機能を保持するため、河川の適切な維持管理や河川使用の適正な指導を行います。

② 雨水対策の推進

- 河川への急激な雨水の流入を防ぐため、市内小中学校に設置されている雨水貯留浸透施設や住宅団地に設置されている調整池の適切な維持管理を行います。
- 市街地の浸水を防除するため、竹ノ下ポンプ場をはじめとする雨水ポンプ施設や都市下水路施設の適切な維持管理と計画的な修繕の実施に努めます。

③ 浸水・氾濫情報の周知

- 洪水(水害)ハザードマップなどにより、氾濫時の浸水状況や避難場所についての情報などを周知します。

(5) 避難情報の伝達体制の確保

① 的確な避難判断基準の確保

- 避難勧告等の発令基準や避難対象地区、避難場所を定めた「風水害時の避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の適切な見直しを行います。

② 避難情報の伝達手段の確保

- 避難対象の住民に迅速に広く避難情報を伝達するため、自治会経由のルート、市から各世帯への直接伝達ルート、消防経由のルートを確保します。とりわけ自治会経由のルートを確実に実施するため年度ごとの連絡網の構築に努めます。
- 市民が自ら早めの避難行動を取ることができるよう、適切な避難行動に関する講座、説明会又は避難行動訓練を定期的実施します。

5 主要事業

- 建築物耐震診断事業
- 建築物等耐震改修事業
- 建築確認等審査事務
- 急傾斜地崩壊防止事業

- がけ地近接等危険住宅移転事業
- 一般河川整備事業
- 河川維持管理事業
- 県河川整備促進事業
- 都市下水路維持管理事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 住宅などの耐震化の実施
- 家具の固定
- 老朽化したブロック塀の改修
- 地域住民による情報伝達

用語解説

施策名	11 消防・救急体制の強化〈消防・救急〉	担当課	消防総務課
1 現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ● 三島市の総人口は、平成17年をピークに減少に転じ、今後も減少に拍車がかかり、国立社会保障・人口問題研究所によれば、現状の三島市の人口11万人が20年後の2035年には、約9万8千人に減少、併せて年齢3区分のうち、いわゆる生産年齢人口は大幅に減少し、老年者人口は逆に大幅に増加、市税収入が減る一方で、社会保障費の負担増が見込まれるなど、財政状況は一層厳しさを増すことが予想されます。 そのような中であって、消防救急需要、特に救急搬送は今後も増加が予想され、限られた予算の中で今後も消防としての責務を十分に果たして行くためには効果的・効率的な消防体制の確立が求められます。 ● 将来の財政状況が厳しくなることが予想される中、スケールメリットを活かして消防救急力の向上を目指す手法として、三島市、裾野市及び長泉町が消防広域化の検討に取り組み、その中で「消防力適正配置調査」を実施した結果、広域化による市町境を越えた出動体制の導入により消防救急現場への到着時間の短縮が図れる等、市民へのメリットが確認されたことから、平成27年12月に「富士山南東消防組合設立について」がそれぞれの議会で可決され、平成28年4月1日から三島市、裾野市及び長泉町による一部事務組合により消防事務がスタートしました。 ● 「三島市、裾野市及び長泉町広域消防運営計画」では、三島市の北上分遣所と裾野市の茶畑分遣所の機能を統合した消防施設を平成31年度までに2市1町境に整備する計画になっていますが、平成27年10月に北上分遣所を北分遣所に一時的に統廃合したことに伴い、北上地区の消防車の到着時間が遅くなっているため、早期に北上地区の消防署所の再配置を行うよう「富士山南東消防組合」に働きかけていく必要があります。 ● 中郷地域では救急件数が多い地区や救急車両の現場到着時間が遅い地区があり、救急力の強化を図るためには、広域化のメリットを活かした救急車の配置や分遣所の移転改築について、「富士山南東消防組合」に働きかけていく必要があります。 ● 富士山南東消防本部は、三島市とは別組織になるため、首長による一元的指揮命令下とならないことから、消防事務に関係する危機管理課、健康づくり課等これまで以上の連携強化を図っていく必要があります。 ● 消防団は、消防組織法に基づき市町の条例で設置されているためその業務は三島市で行うが、これまでと同様に連携・協力体制を維持していくため消防団と消防組合と定期的な連絡会議を開催していく必要があります。 ● 年々新規消防団員の確保が難しくなる中、消防団再編に係る検討部会が設置されたので、消防団員が活動しやすい環境の整備や、分団統廃合の計画策定が急務となっています。 ● 第4次三島市総合計画後期基本計画「基本目標1 安全・安心に暮らせるまち」、「基本方針2 安全な暮らしを確保するまちづくり」、「11 消防・救急体制の強化〈消防・救急〉」に掲載している本市の消防・救急に関する施策については、平成28年4月1日に共同処理を開始した「富士山南東消防組合」が取り組んでいます。 			
2 目的			
<p>火災をはじめ多様化・大規模化する災害と、緊急時に必要な救命措置に対応し、市民の生命、身体、財産を守ること。</p>			
3 目標(指標)			

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
消防団員充足率	86.5%	100%	消防団員の定員に対する充足率
4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)			
<p>(1)消防団体制の強化</p> <p>①消防団員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防団事務は、本来市町の業務であることから、各市町で消防団事務を取り扱うこととし、円滑に業務を移行していくため、一部事務組合から各市町へ消防団担当者を派遣します。 ● 地域防災の要となる消防団活動の積極的なPRを行うとともに、事業所などとの協力体制の構築や消防団員の処遇改善を図り、基本団員や機能別団員、女性団員の確保に努めます。 <p>(2)応急救護の充実</p> <p>①応急救護の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンビニエンスストアなど AED[※]を設置してある場所について広く市民にPRし、安全・安心の意識向上に努めます。 <p>(3)消防・救急体制の強化</p> <p>①消防・救急体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防・救急力の向上に向け、「三島市、裾野市及び長泉町広域消防運営計画」の実現に向け、「富士山南東消防組合」と一体となって、消防救急体制の強化を目指します。 			
5 主要事業			
<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団運営事業 ● 耐震性貯水槽建設事業 ● あんしんAEDステーション事業 			
6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)			
<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団の活動への理解と協力 ● 火災予防活動の実践 ● 応急救護の技術習得のための、各種救急講習の受講 ● 救急車の適正利用への理解と協力 			
7 富士山南東消防組合の発足について			
<p>国においては、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を図るため、自主的な市町村消防の広域化を推進することが必要であるとして、「消防組織法の一部を改正する法律」(改正消防組織法)の交付・施行(平成18年6月14日)により、第4章に「市町村の消防の広域化」の章が新たに設けられました。</p> <p>この改正消防組織法で、市町村の消防の広域化とは、2市以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く)を共同で処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することにより、消防体制の整備及び確立を図るものとしています。</p> <p>本市の消防組織は「三島市、裾野市及び長泉町広域消防運営計画」に基づき、三島市、裾野市、長泉町を構成市町とする富士山南東消防組合として、平成28年4月1日に共同処理を開始しました。</p>			
8 「富士山南東消防組合」の運営計画の概要			
<ul style="list-style-type: none"> ● 広域化を図ることで、 <ul style="list-style-type: none"> ① 直近署所からの出動により、現場到着時間が短縮され、迅速な対応が可能となる。 ② 事案が重複して発生した場合、他署所からの対応が可能となり消防力が向上する。 ③ 組織の拡大により、災害への対応力が強化される。 			

④ はしご車や化学車等、特殊車両の運用効果が増加する。

等があります。

- 三島市、裾野市及び長泉町では、2市1町に跨って連続した市街地が形成されていることや道路網の整備が進んで短時間で往来が可能な地域の一体性を生かして、消防救急力の重複エリアを見直し、現状の消防力を分散管理することを回避し、住民サービスの更なる向上を目指した署所・部隊配置を行います。
- 今後10年間に三島市旧北上分遣所と茶畑分遣所を統合及び中郷分遣所を建て替えて救急車を配置する等の適正配置を進めていきます。



- 負担割合は、基準財政需要額を基本とするが、平成28年度から平成30年度までの3年間は、経過措置として、過去3年間の常備消防費及び消防施設費(非常備消防に係る経費を除く)の決算額の平均年額を基準としていきます。なお、平成31年度以降の負担割合については、基準財政需要額割とします。
- 防火対象物が高層化、複雑化してきているため、広域化による適正な人員配置により、予防業務の専門化、高度化を図ることができ、予防査察や防火管理指導などを強化充実させます。
- 各市町に災害警戒(対策)本部等が設置された場合は、各消防署から各市町災害対策本部に消防署長又は消防署長が指名する責任ある職員を派遣し、相互に情報を共有し連携を密にしながら、消防の任務を円滑に遂行する体制を確保します。

用語解説

※ AED:心室細動(けいれん状態の心臓)に対して、電気ショックを与え正常なリズムに戻すための医療器具。一般市民でも操作ができる。

施策名	12 交通安全の推進〈交通安全〉	担当課	地域安全課	
1 現状と課題				
<ul style="list-style-type: none"> ● 近年、本市の交通事故発生件数は平成 23 年(2011 年)をピークに減少傾向にありますが、今後は高齢化の進展に伴い高齢者が関係した事故の割合の増加が予想されます。 ● 本市は、昭和 37 年(1962 年)3 月に交通事故から市民を守ることを決議し、「交通安全都市」を宣言しています。 ● 安全で円滑な交通を確保するため、警察や道路管理者などの関係機関との連携により、地域の実情に応じた交通規制や交通安全施設の整備、道路改良などに努めています。 ● 公共交通等の利用者の利便性を確保するため、三島駅南口と北口及び三島広小路駅に駐輪場を設置しています。 ● 交通事故のない安全な社会を実現するため、交通安全意識の高揚を図り、交通安全関係団体などと連携しながら、取り組みを継続していく必要があります。 ● 自転車による交通事故を防止するため、交通安全教育・普及活動を強化する必要があります。 ● 平成 27 年(2015 年)6 月に道路交通法が改正され、悪質な違反を繰り返す自転車運転者へ講習の受講が義務付けられました。 ● 自転車等放置禁止区域[*]の指定等により、市内における放置自転車数は減少傾向にありますが、引き続き駐輪指導や撤去作業などの放置自転車対策を実施していきます。 ● 万一、交通事故に遭った場合に備え、適切な問題解決に向けた支援策の充実が求められています。 ● 児童の登下校時に、すべての小学校で、ボランティアのスクールガードが、交通安全の見守りを行っています。 				
2 目的				
交通事故のない安全な社会を実現すること。				
3 目標(指標)				
	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
	市内の交通事故発生件数	754 件	700 件	市内で発生した交通事故件数(年間)
	交通安全教室などの参加者数	10,423 人	16,000 人	交通安全教室などへの参加者数(年間)
4 施策の方向(5 年間の取り組みの内容)				
<p>(1) 総合的な交通安全施策の推進</p> <p>① 三島市交通安全計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合的な交通安全対策を講じるため「三島市交通安全計画」に基づき交通安全に関する施策を推進するとともに、計画の定期見直しを行います。 ● 児童・生徒の通学時における安全確保のため、「通学路安全対策推進計画」に基づき、関係機関と連携して危険箇所を解消するよう努めます。 <p>(2) 交通安全意識の高揚</p> <p>① 交通安全運動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全運動を通じて、交通ルールや交通マナーを守る意識の高揚を図ります。 <p>② 交通安全教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自治会へ交通安全用品を配布するとともに、年齢層に応じた交通安全教室や高齢者への交通安全教育を推進しますほか、高齢者の運転免許返納の促進を支援します。また、交通弱者[*]を守るため、自動車・自転車運転者の意識啓発に努めます。 ● 交通マナー向上により事故件数の減少を図るため、自転車の交通ルールの順守など、改正された道路交 				

通法に対応した指導・教育を推進します。

③ 交通安全組織の充実

- 交通事故撲滅市民の会や交通安全母の会、幼児交通安全クラブ、交通指導員会などの交通安全関係団体を支援し、交通事故防止活動の充実を図ります。
- スクールガードを対象に研修会を行います。

(3) 交通環境の整備・改善

① 交通安全施設の整備

- 交通事故防止のため見通しの悪い交差点などの危険箇所へのカーブミラーの設置や区画線*の整備など交通安全施設の整備・維持管理に努めます。

② 交通環境の改善

- 自治会などの要望を基に、関係機関と連携して道路の危険箇所の改良を図るとともに、警察に対し地域の実情に応じた適正な交通規制による交通環境改善の働きかけに努めます。
- 生活道路における歩行者や自転車の安全確保を図るため、地域住民の主体的な発意と参加のもと、公安委員会とともにゾーン 30*の導入を進めます。

③ 放置自転車対策の推進

- 自転車等放置禁止区域に指定している三島駅や三島広小路駅周辺において、駐輪指導や放置自転車の撤去を実施します。
- 市営駐輪場の適正な維持管理に努めます。

(4) 交通事故被害者などへの支援

① 交通事故相談体制の充実

- 交通事故当事者の問題解決に向け、交通事故に関する相談支援体制の充実を図り、適切に解決するための教示や指導、関係機関への斡旋などを行います。

5 主要事業

- 三島市交通安全計画推進事業
- 交通安全運動実施事業
- 交通安全教育指導事業
- 交通事故撲滅キャンペーン事業
- 交通安全関係団体補助事業
- 交通安全施設整備事業
- 駐輪対策事業
- 交通事故相談事業
- 高齢者運転免許返納支援事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 交通安全運動一斉街頭広報への参加
- 交通安全教室の開催
- カーブミラーなどの交通安全施設の設置・修繕に関する情報提供
- 放置禁止区域と禁止区域外の公共用地における放置自転車の撤去に関する情報提供

用語解説

- ※ 自転車等放置禁止区域:「三島市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき指定された公共の場所。自転車等の放置禁止や移動・撤去・保管・処分などの措置が規定された区域。
- ※ 交通弱者:子ども、高齢者、障害者などの交通事故に遭いやすい人のこと。また、自動車中心社会における、運転免許や自家用車を持たない・持てないなど、移動を制約される人のこと。

- ※ 区画線:道路管理者が設置する、道路の路面に描かれた道路鋳やペイント、石などによる線のこと。
- ※ ゾーン 30:生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて時速 30 キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策のこと。

施策名	13 犯罪防止活動の推進〈防犯〉		担当課	地域安全課
1 現状と課題				
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の刑法犯認知件数は、減少傾向となっていますが、全件数に占める自転車盗やオートバイ盗、車上ねらいなどの割合が高くなっています。 ● 三島市暴力団排除条例を平成24年(2012年)に制定、三島市防犯まちづくり条例を平成25年(2013年)に制定し、犯罪防止活動の更なる推進に努めています。 ● 本市では地域住民による防犯パトロールやスクールガードによる防犯活動が活発に行われています。その成果もあって、子どもに対する声かけ事案※の発生件数は人口比で見ると少ない状況です。 ● 振り込め詐欺の手口は日々、複雑かつ巧妙になっており、また一部の地域に集中して発生する傾向があることから、迅速な対応が必要となっています。 ● 犯罪のない、安全で安心して暮らせる社会をつくるため、市民一人ひとりの防犯意識を高め、地域ぐるみの防犯活動を推進する必要があります。 ● 平成27年度(2015年度)に市内全域の防犯灯を環境負荷の高い水銀灯タイプのものからLEDに取り替え、省エネルギー対策など環境への配慮を図っています。また、平成28年度(2016年度)から10年間のリース契約を締結し、効率的な維持管理に努めています。 ● 国において平成17年(2005年)に犯罪被害者等基本法が制定され、静岡県においても平成27年(2015年)に静岡県犯罪被害者等支援条例が制定され、犯罪被害者支援における地方公共団体の役割に期待が高まっており、三島警察署や県犯罪被害者センター等と連携を図っていく必要があります。 ● 小学校、幼稚園、保育園において、子どもや教職員が緊急時の対応を学び実践するための防犯教室を積極的に開催しています。 ● 本市駅周辺において、自転車盗難等の犯罪が多発していたことから、平成25年(2013年)9月に伊豆箱根鉄道、駿豆線沿線2市1町(伊豆市、伊豆の国市、函南町)と本市で駿豆線沿線地域活性化協議会防犯部会を設立し、三島警察署並びに大仁警察署に協力を得て、沿線の防犯活動について連携を図っておりますが、今後も更なる連携強化が必要です。 				
2 目的				
犯罪のない、安全で安心して暮らせる社会を実現すること。				
3 目標(指標)				
	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
	市内における刑法犯認知件数	888 件	750 件	三島警察署が市内で認知した窃盗や詐欺など刑法犯罪の件数(年間)
	防犯教室参加者数	3,923 人	5,000 人	小学校、幼稚園、保育園における不審者対応・侵入訓練などの参加人数(年間)
4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)				
<p>(1) 防犯意識の啓発</p> <p>① 防犯情報の発信・意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪発生状況や対策方法を広報し、市民の防犯意識を高めるとともに、振り込め詐欺や車上ねらいなどが頻発した際には、迅速な情報発信により注意喚起を行い、犯罪の未然防止に努めます。 ● 伊豆箱根鉄道、駿豆線沿線2市1町(伊豆市、伊豆の国市、函南町)、及び三島警察署並びに大仁警察署と連携し、防犯情報の発信や啓発活動などを行います。 <p>② 防犯講座・防犯教室の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域や団体に出向き防犯講座を開催し意識の高揚を図ります。また、子どもや教職員が緊急時の対応を 				

学び実践するための防犯教室や不審者対応訓練を実施します。

(2) 地域ぐるみの防犯活動への支援

① 防犯活動団体への支援

- 小学校区などの範囲の地域住民が連携して自主的な防犯活動を行う地区安全会議に対し、情報提供や活動支援を行います。

② 防犯パトロール活動などの支援・人材育成

- 地域の防犯パトロール活動を行う団体に対し、三島警察署管内防犯協会と連携を図りながら、パトロール指導や活動支援を行います。
- 地域の自主的な防犯活動を活性化するため、活動の核となって積極的に活躍する人材の育成を図ります。
- スクールガードを対象に研修会を行います。

③ 暴力団追放運動の推進

- 三島市暴力団追放推進協議会との連携を強化するとともに、三島市暴力団排除条例に基づき地域ぐるみで暴力団追放・覚せい剤等撲滅運動を推進します。

(3) 防犯設備の充実

① 防犯灯の設置・維持管理

- 夜間における歩行者などの安全確保のため、防犯灯の適正な設置と地域住民と連携した維持管理に努めます。また、省エネルギーと管理の効率化などを図るため、水銀灯等からLED灯などへの転換を図ります。

② 公共施設の防犯設備の充実

- 学校や公園などの公共施設に、防犯カメラの設置等、危険箇所の改善を実施し、犯罪や非行の起こりにくい環境づくりに努めます。

(4) 犯罪被害者などへの支援

① 相談窓口・支援体制の充実

- 犯罪被害者やその家族が安心して相談できる窓口を通して、支援制度などをスムーズに紹介・提供できる体制を充実させます。

② 社会環境の改善・意識の啓発

- 犯罪被害者などの権利を守るための啓発を行い、明るく住みよいまちづくりを推進します。

5 主要事業

- 市民防犯意識啓発事業
 - ・ 防犯講座事業
 - ・ 防犯教室事業
 - ・ 防犯パトロール事業
 - ・ 暴力団追放推進事業
- 地域防犯活動補助事業
- 防犯灯維持管理事業
- 犯罪被害者相談事業
- 犯罪被害者環境改善事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 自主防犯パトロール活動への参加
- 下校時などの児童の見守り活動への協力
- 防犯ボランティアと連携した防犯教室の開催・参加

- 暴力団追放運動への参加
- 防犯灯の維持管理
- 住宅、自動車、自転車などの確実な施錠

用語解説

※ 声掛け事案:地域や学校などから警察に届出のあった、子ども(18歳以下)に対する「声掛け」「つきまとい」などで、事件に至らないものや、不審者の出没事案など。

施策名	14 賢い消費者の育成〈消費生活〉	担当課	広報広聴課
-----	-------------------	-----	-------

1 現状と課題

- IT化や国際化の進展、少子高齢化の進展などにより、消費活動をめぐる問題も多様化・複雑化するとともに、高齢者からの相談が年々増加しています。市民が安全で安心な生活を営むうえで信頼性の高い情報の提供を積極的に行う必要があります。
- 「全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET※)」により、全国の消費生活に関するさまざまな情報を活用して消費生活相談を行っています。
- 本市では、昭和51年(1976年)から市民相談室において消費生活相談を実施し、商品やサービスなど消費生活全般に関する相談などに対応していましたが、近年、消費生活トラブルの多様化・複雑化が進み、消費生活相談体制の強化が求められているなか、「消費生活センター」の機能を市民相談室に置くとともに、専門の消費生活相談員を配置して相談体制の強化を図っています。
- 消費者安全法の改正により消費生活センターを条例による設置が義務づけられ、消費生活センターの名称を(仮)市民生活相談センターに変更し、わかりやすく相談しやすい体制の整備が求められています。
- 「消費者教育の推進に関する法律」に基づき「三島市消費者教育推進計画」を平成28年3月に策定し、総合的かつ体系的に消費者教育を推進していく必要があります。また、「消費者市民社会※」の実現のため、「被害に遭わない消費者・自立した消費者」にとどまらず、社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成が求められています。
- 商品やサービスの提供を受ける消費者においても、高い関心を持ち、正しい知識を身につけ、自らの買物行動が経済だけでなく社会や環境にも影響を与えることを自覚して生活することが求められています。
- 自然環境の悪化や資源の枯渇などさまざまな問題が生じているため、持続可能な社会の実現を目指し、環境に配慮した消費行動を実践することが必要です。

2 目的

市民が安心して安全で豊かな消費生活を送ることができる社会を実現すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)	指標の説明
消費者相談の認知度	49.1%	60.0%	市民意識調査で「消費生活相談を認知している」と答えた人の割合
消費者教育を受けたことのある人の割合	27.5%(H27)	60.0%	市民意識調査で「消費者教育を受けたことがある」と答えた人の割合

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 消費者保護の充実

① 消費生活相談体制の強化

- 消費生活相談の内容が多様化・複雑化するなか、消費者トラブルの未然防止と迅速な解決を図るため、消費生活相談員のスキルアップ研修の充実、法律相談の紹介や関係機関との連携を図るなど、相談体制の強化に努めます。
- 消費生活センターの名称を(仮)市民生活相談センターに変更し、わかりやすく相談しやすい体制の整備に努めます。

② 消費生活関連情報の収集・提供

- 「全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)」の全国相談情報を活用して悪質商法など消費者被害の情報を迅速に収集し、相談業務の充実を図ります。
- 生命・身体に関する重大事故や消費者事故、財産に関する消費者事故などについては、消費者安全法に基づ

き直ちに国に通知し、被害の拡大を防ぎます。

(2) 消費者教育の推進

① 様々な担い手(主体)による消費者教育の理解と推進

- 消費生活講座や街頭啓発など消費者向け啓発活動を実施し、消費生活や悪質商法被害、環境などに関する多くの最新情報を提供するほか、市民団体や学校、高齢者団体などを対象に出前講座を開催するなど、提供される商品やサービスに対する関心や正しい知識を持ち、自らの判断で優良な事業者を選択できる主体的・能動的な賢い消費者の育成に努めます。
- 市民(消費者)を始め地域、学校や事業者、消費者団体など様々な担い手が消費教育を実践しているため、それぞれの担い手に期待されている役割について理解を深めるよう、働きかけを行います。また、環境教育、食育、防災教育等、消費者教育と関連する教育と連携し、消費者市民社会の実現及び持続可能な社会の実現を目指し、環境に配慮した消費行動を行う消費者の育成、食育の推進、防災教育の推進など、幅広く消費者教育を推進します。

② 子ども・若年者に対する消費者教育の推進

- 子ども・若年者が消費者として自立し、消費者市民社会の担い手となるために、子どもの発達段階及び年齢特性に応じた消費者教育を推進します。
- 若年者向けにホームページ等を活用し情報提供を行います。

③ 高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携による支援

- 多様化・複雑化した消費者トラブルに高齢者等が巻き込まれないよう、地域における様々な団体と連携し、高齢者等への啓発を実施します。
- 高齢者等見守りが必要な人への消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、日常生活を支援している福祉関係者や警察、関係団体、地域との連携を強化し、必要な支援が受けられるように取り組みます。

(3) 消費者団体活動への支援

① 消費者団体の育成・支援

- 消費者団体への活動支援を通し、自立した賢い消費者、環境に配慮した消費行動を行う消費者の育成に努めます。また「みしま生活展」を通して、消費者団体・事業者・行政による消費生活に関するさまざまな最新情報の提供に努めます。

5 主要事業

- 消費生活相談事業
- 消費者教育推進事業
- 街頭啓発事業
- 消費者団体育成事業
- 不用品活用バンク事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 「みしま生活展」の企画・協力・参加
- 街頭キャンペーンの協力・参加
- 消費生活講座・消費生活出前講座などの企画・協力・参加
- 不用品活用バンクの利用など環境に配慮した消費行動の実践
- 地域での高齢者等支援が必要な人への悪質商法未然防止の見守り

用語解説

- ※ PIO-NET:「全国消費生活情報ネットワーク・システム」の略称。消費者被害の未然防止・拡大防止のため、全国の消費生活センターで受けた相談 処理をデータベース化し、ネットワークで情報提供することにより消費生活相談を支援するシステム。
- ※ 消費者市民社会:消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会。

第4次三島市総合計画後期基本計画案

基本方針 3

施策名	15 にぎわいある商業・商店街の振興 〈商業・商店街〉	担当 課	商工観光課
-----	--------------------------------	---------	-------

1 現状と課題

- 消費構造の変化、モータリゼーション※の進展、さらには大型複合店の郊外への出店などにより中心市街地の空洞化が進行してきたが、空き店舗対策事業により商店街としての街並み形成が図られている。
- 個人商店の多くは後継者不足、資金不足などにより、店舗の改装、インターネットを活用した商品の紹介や販売など、多様な消費者ニーズへの対応が遅れています。また、個店の集合である商店街は、後継者不足等店舗数の減少により商店会が解散に至るケースもあり、機能の低下が懸念されています。
- 商店街団体などが実施するにぎわい創出のためのイベントなどは、必ずしも売り上げに結びついていないのが現状です。
- 消費者に支持される魅力的な個店を創出するため、観光との連携やきめ細かなサービスの提供などの各個店の魅力づくりとその情報発信が必要となっています。また、増加する外国人観光客に対応するための免税システムの導入等、基盤の整備が求められています
- 商店街のにぎわいを確保するため、消費者や商店街のニーズに合った店舗の誘致とともに、まち並み景観に配慮するなど、既存店や商店街全体の魅力アップを図る必要があります。
- 主要地方道三島富士線(通称:大通り)は、電線類地中化事業により、安全で快適な歩行者空間の確保と都市景観の向上が図られ、花飾りにより美しく潤いある景観を創出しています。また、主要地方道三島停車場線についても電線類地中化に関する工事に着手しています。
- 平成 25 年(2013 年)11 月、三嶋大社前に、新たな商業施設がオープンしたことから、周辺商店街と連携したにぎわいの創出や、ネットワーク化による回遊性のさらなる向上が期待されます。
- 平成 25 年(2013 年)4 月より三島商工会議所と連携し、みしま経営支援ステーション(M-ステ)※を開設し、経営に関するワンストップ相談窓口を開設しています。
- 平成 27 年度(2015 年度)に中小企業振興条例を制定しました。

2 目的

個店の魅力を高め、歩いて楽しい商店街づくりを進め、にぎわいの創出と商業の活性化を図ること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
中心市街地の商店街の空き店舗数	7 店	3 店	大通り、一番町駅前通り、芝町通りにおける1階の空き店舗数
大通り商店街休日歩行者数	7,698 人	11,000 人	大通り商店街 7 地点における休日(12 時間)の歩行者数
地元購買率	47.3%	60.0%	市民が市内で買物した割合

4 施策の方向(5 年間の取り組みの内容)

- (1) 中小企業振興条例による中小企業の盛業化
- ① 中小企業振興条例による中小企業の盛業化
- 中小企業振興による基本的理念や方向性に基づき、市内中小企業の盛業化と事業承継を推進します。
- (2) 商業・商店街のにぎわい創出
- ① 商店街のにぎわい支援
- 商店街団体などが実施するイベントなど、商店街における継続的なにぎわいの創出により、来街者の顧客化に努めます。また、市民が積極的に外出し、人とふれあうコミュニティの場の提供などにより、商店街の活性化を促進します。さらに、買い物だけに留まらない多様な来街動機を生み出す仕掛けづくりなど、

商店街の付加価値、回遊性の向上につながる事業を支援します。

- 自動車で利用しやすい商店街とするため、共通駐車券が利用できる駐車場の拡充を図ります。

② 商工会議所との連携・支援

- 商工会議所が行う商業活性化事業などに対し支援を行うとともに、連携を密にして情報の共有化や事業の相互協力を行います。

(3) 中心市街地の活性化

① 空き店舗対策の充実・強化

- それぞれの商店街のコンセプト*を明確にし、そのコンセプトに沿って、空き店舗への事業者の誘致や出店支援を行い、商店街としての機能の強化と魅力の向上を図ります。

② まち並み景観の創出

- 魅力ある商店街の景観を形成するため、まち並みづくり協定の策定や景観重点整備地区の指定に対する支援を行います。また、「景観ガイドライン」に合致する店舗の改修に対し、財政的な支援などを行います。
- ごみのない、花で飾り付けた潤いのある憩いの空間を創出していきます。

③ 回遊性の向上によるにぎわいの創出

- 三島駅周辺と三島広小路駅周辺、三嶋大社周辺、田町駅周辺など、せせらぎ回遊ルートや、花と緑で演出したガーデンスポットと商業施設が集積している地区を有機的に結び付け、消費者や観光客の回遊性の向上を図り、にぎわいを創出します。

(4) 個店の魅力づくり

① 個店の魅力アップの促進

- みしま経営支援ステーション(M-ステ)を通じ意欲のある個店への専門家の派遣、まち並みづくり協定などに基づく安全で利用しやすい店舗への改修を支援するなど、個店の魅力向上を推進します。
- インターネットなどを利用して、積極的に個性のある店舗の紹介を進めます。

② 後継者対策の推進

- 後継者不足による店舗の廃業などの現状把握と対策の研究に取り組みます。

③ インバウンド対策の推進

- 増加する外国人観光客に対応するため、個店へのクレジット等決済端末や免税書類作成機器の導入を促進します。

5 主要事業

- 商店街振興育成事業
- 商店街イベント振興事業
- 商工会議所補助事業
- 中心市街地商業等活性化推進事業
- 空店舗対策事業
- 商業等活性化事業
- 商店街共同施設整備事業
- インバウンド消費拡大推進事業
- 繁盛店づくり支援事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 商店街活性化イベントの実施・参加
- 共通駐車券の利用
- 空き店舗の活用

- アダプトプログラム※、ゴミ拾いツアーへの参加
- インターネットを活用した商店情報の受発信

用語解説

- ※ モータリゼーション:自動車交通の発達のこと。自動車の大衆化現象。
- ※ みしま経営支援ステーション(M-ステ):三島市と三島商工会議所との協働により、三島商工会議所内に設置され、金融機関や専門家等と連携し、経営指導員や専門家による相談などにより、中小企業の経営課題をワンストップで解決する窓口のこと。
- ※ コンセプト:全体を貫く基本的な概念。基本理念。
- ※ アダプトプログラム:地域住民などが道路や公園などの公共の場所の里親となり、清掃活動などを行う、まちの美化プログラム。

施策名	16 魅力ある観光の推進〈観光〉	担当課	商工観光課
1 現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市は伊豆箱根鉄道駿豆線三島駅や JR 新幹線三島駅を抱えるほか、市街地を東西、南北に通過する国道、県道、東名高速道路・新東名高速道路と接続した東駿河湾環状道路など、富士箱根伊豆国立公園の玄関口として主要なアクセスポイントとなっており、拠点機能の強化や戦略的な施策展開が求められています。 ● 富士山静岡空港を活用した就航先などからの観光客の呼び込みや国内外の各種コンベンションの積極的な誘致が必要とされています。 ● ガーデンシティ、スマートウェルネスなどによるまちなかの整備や観光振興に向けたさまざまな取り組みにより、本市への来訪者は増加しています。「する・見る・支える」スポーツを切り口とした産業振興が求められています。 ● 三嶋大社の参拝客などの観光客をまちなかに誘導するため、季節に合わせたウォーキングイベントの開催など、下田街道やまちなかを回遊する観光資源の発掘・活用が必要です。 ● 協働のまちづくりと観光立市を標榜する本市において、核となる存在の「三島市ふるさとガイドの会」による先駆的な案内方法とおもてなしは、平成 13 年(2001 年)に「静岡県観光功労表彰」を、平成 22 年(2010 年)には「静岡県知事表彰」を受賞するなど高い評価を受けています。 ● 近年、旅行ニーズが高度化し、着地型旅行*の創出による観光客の誘致に期待が高まっています。 ● 観光の魅力を高めるために、国内の募集型企画旅行をはじめ、旅行業者への旅行商品の売り込みの強化、メディアを積極的に活用した情報発信や広域連携による伊豆半島全体での観光プロモーションに力を入れていく必要があります。 ● 箱根や伊豆への来訪者の多くが本市を訪れるような仕掛けづくりのために、箱根町や美しい伊豆創造センター*との連携などを強化していくことが必要です。 ● 伊豆フルーツパークや箱根西麓・三島大吊橋などを活用し、山中城を含めたエリアの地域活性化策を強化し対応していく必要があります。 ● 富士山や韮山反射炉の世界遺産の登録、伊豆半島ジオパーク*の日本ジオパーク認定、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催決定により、海外からの観光客の増加が期待できるため、本市においても道路標識や案内サインの多言語化やWiFiの整備を実施し、海外からの観光客の更なる満足度を上げるための取り組み強化が必要です。 ● 平成 24 年(2012 年)3 月に策定した「三島市観光戦略アクションプラン」では、平成 28 年度(2016 年度)末までに三島市の観光交流人口を 700 万人とすることを目標としています。平成 28 年度(2016 年度)は新たに計画の見直しをします。 ● 県が進める「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)」による「地域の魅力を活用した交流」を図るため、平成 27 年(2015 年)12 月に完成した箱根西麓・三島大吊橋周辺における「農業と観光の融合」による地域の活性化と誘客促進が求められています。 ● 映像を切り口とした地域活性化を図るため、新たなNPOが立ち上がり、多くの市民が様々なかたちで参画する市民参加型映画の制作が進んでいます。 ● 中心市街地における観光バスの駐車場が不足しています。 			
2 目的			
観光資源を生かしながら、観光客の誘客と交流人口の増進を図り、まちを活性化すること。			
3 目標(指標)			

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
三島市ふるさとガイドの会案内客数	3,754 人	5,000 人	三島市ふるさとガイドの会がガイド案内した人数(年間)
総合観光案内所来訪者数	84,868 人	90,000 人	総合観光案内所への来訪者数(年間)
三島市観光協会ホームページアクセス件数	303,618 件	350,000 件	三島市観光協会ホームページへアクセスの一意な訪問者数※(年間)

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 観光資源づくり

① 観光資源の整備・充実

- 「内陸のフロンティア」を拓く取組の「農業・観光関連施設集積事業」を実現していくため、県、関係機関との協議を進め、史跡山中城跡と箱根旧街道石畳、箱根西麓・三島大吊橋周辺地域一帯を本市の観光エリアとして位置付け、自然と歴史との調和や農業との融合及び地域の活性化を考慮した、観光施設などの効果的な集積に努めます。
- 花と緑、歴史・文化を生かした美しく品格のあるガーデンシティみしまを推進し、観光客が歩いて楽しめるまちづくりを進めます。
- 観光バスの駐車場が不足しているため、中心市街地の駐車場適地についての情報収集、検討を行います。

② 観光資源の発掘・活用

- 地域資源の発掘や既存の観光資源の魅力を高め活用することにより、新たな観光ポイントやルートの開発を進めます。
- 三島市スポーツ・文化コミッションを中心に、スポーツや文化関連の大会や合宿を誘致するとともに、おもてなしプログラムを提供することで、交流人口を増やし、商品販売、飲食、宿泊等の経済波及効果を生み出します。
- 平成 28 年(2016 年)に完成予定の市民参加型映画を活用し、三島の魅力を発信し、市民の地域に対する愛着を醸成するとともに、Uターン、Iターンの潜在的な人材を掘り起し、交流人口、定住人口の増加につなげます。
- 平成 28 年度(2016 年度)に観光アクションプラン(平成 29 年から 5 年間)を見直し、新たな観光資源の発掘・活用についての検討を行います。

(2) 観光ネットワークづくり

① 旅行業者、関係団体との連携強化

- 旅行業者や一般社団法人三島市観光協会、三島市ふるさとガイドの会をはじめとするボランティア団体、地元大学、その他関係団体などとの連携を強化し観光を推進します。

② 着地型旅行の推進

- 歴史文化や自然環境など地域資源を生かした、スポーツツーリズム※、エコツーリズム※、ヘルスツーリズム※、グリーンツーリズム※などの体験型、滞在型の旅行商品を関係団体と協働で企画し、誘客を進めます。
- 新たな観光施設や市街地を訪れる観光客のニーズの違いを踏まえ、首都圏をはじめとする旅行会社に、誘客ターゲットを明確にした着地型旅行商品のセールスを行います。

③ 近隣市町などとの連携強化

- 富士山、伊豆半島ジオパーク、箱根ジオパークエリアの近隣市町及び美しい伊豆創造センターとの連携を強化し、富士箱根伊豆の玄関口にふさわしい滞在型の観光を推進します。
- 箱根町と連携して、箱根を訪れる 2,000 万人の観光客の一部を三島に呼び込む取り組みを推進します。

- 静岡県東部地域コンベンションビューローとの連携を強化し、国内外の各種コンベンションの誘致を推進するとともに、プレ・ポストコンベンション※を活用し、まちなかの飲食店などへの誘客を図ります。
- 静岡県東部地域スポーツ産業振興協議会において、事業推進の中核を担い、国内外の各種大会・合宿等の誘致を推進するとともに、製造業やサービス業とスポーツを融合した「スポーツ産業」の創出を図ります。

(3)にぎわい・交流づくり

① 観光PRの充実

- 旅行業者向けのセールス、キャンペーンを推進します。
- ホームページ、市民ポータルサイト※、SNS※などを通じて、最新情報の発信に努めます。また、新聞、テレビ、ラジオなどのメディアを有効に活用し三島市のPRを推進します。
- 着地型旅行商品のPRを通じ、特産品の販売促進や地域産業の振興につなげます。

② おもてなしの向上

- 本市を訪れる人をおもてなしの心で迎え入れることができるよう、市民力の醸成や都市格を備えた魅力あるまちづくりに努めます。
- 道路標識や案内サイン、SNSなどの多言語化やWiFi整備を進め、外国人観光客の満足度向上に努めます。

5 主要事業

- 観光資源発掘・活用事業
 - ・ ホテル育成補助事業
 - ・ 三嶋曆師の館事業
 - ・ 観光バス停留所整備事業
- 総合観光案内事業
- 着地型旅行推進事業
- 観光イベント事業
 - ・ 三島夏まつり補助事業
 - ・ 三島ホテルまつり補助事業
 - ・ あかりの回廊創出事業
 - ・ 山中城跡公園植栽事業
- ふるさとガイドの会補助事業
- インバウンド推進事業
 - ・ みしまWiFi整備促進事業
 - ・ 案内サイン多言語化事業
- 観光推進ネットワーク事業
 - ・ 元箱根三島線バス増便事業
- スポーツ産業振興事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- ゴミ拾いツアーの企画・協力・参加
- ウォーキングイベントの企画・協力・参加
- 着地型旅行の企画・提案
- 観光ボランティアへの参加
- 観光に関する各種イベントの企画・協力・参加

● 観光客へのおもてなしの実践

用語解説

- ※ 着地型旅行: 目的地に所在する旅行業者が企画する募集型企画旅行。
- ※ 美しい伊豆創造センター: 伊豆半島グランドデザインを推進するために伊豆半島の7市6町で各市町が団結し、世界から賞賛され続ける美しい半島・伊豆を目指し「伊豆は一つ」を合言葉に2015年(平成27年)に設立した。
- ※ ジオパーク: 地質遺産を含む一種の自然公園のこと。
- ※ 一意な訪問者数: 同じ人(ブラウザ)が一日に何回訪問しても「1人」とカウントするということ。
- ※ スポーツツーリズム: スポーツと観光を複合した観光旅行。
- ※ エコツーリズム: 環境に重点を置いて実施される観光旅行。
- ※ ヘルスツーリズム: 健康サービスと観光を複合した観光旅行。
- ※ グリーンツーリズム: 農業と観光を複合した観光旅行。
- ※ プレ・ポストコンベンション: 会議日程前後に計画されている各種の行事。自由行動としての周辺地域のショッピング、娯楽などの活動も含めるのが一般的。
- ※ 市民ポータルサイト: 市内で活動するボランティアやNPOなどの団体の活動情報や地域の身近な情報をインターネットに発信できる市が運営するWEBサイトのこと。
- ※ SNS : P 参照。

施策名	17 特色ある特産品の創出と活用 (特産品)		担当課	商工観光課、農政課
1 現状と課題				
<ul style="list-style-type: none"> ● 特産品は、本市の魅力国内外に広く発信できることから、観光や雇用、産業など地域の活性化につながる大きな可能性を秘めています。 ● 埋もれている地域資源を発掘し、全国に発信できる特産品として開発・普及を促進していく必要があります。 ● 三島馬鈴薯や三島甘藷、三島人参、箱根大根など、地場農産物の特産品化が進んでいます。 ● みしまコロッケやオリジナル焼酎、三島甘藷スイーツなどに次ぐ、農商工の連携*による、農業特産品などを生かした特色ある2次産品*の創造と普及が期待されています。 ● 全国各地で、地域ブランドの開発と普及のための情報発信が盛んに行われています。本市においても、効果的なPRによって、特産品を普及させ、観光や産業の活性化につなげていく必要があります。 ● うなぎ料理は三島名物として既に定着していますが、さらに本市の代表的な料理として確立するとともに、多様な消費者ニーズに対応した新たな特産品の開発が求められています。 ● 特産品の販売拡大や本市の知名度アップのため、インターネットを活用した特産品の販売、ふるさと納税*の謝礼品に特産品を利用するなどの新たな取り組みが必要となっています。 ● 高品質で付加価値の高い箱根西麓三島野菜等、農畜産物のブランド認定制度の導入が求められています。 				
2 目的				
特産品の創出やブランド化を進め、本市の魅力を全国に発信し、産業の活性化につなげること。				
3 目標(指標)				
指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明	
三島ブランドセット 販売個数	849 個	1000 個	特産品である三島ブランド商品の詰合せ販売個数 (年間)	
ふるさと納税寄付金額	39,377,302 円	300,000,000 円	特産品を利用した謝礼品によるふるさと納税寄付 金額 (年間)	
4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)				
<p>(1) 特産品の創出</p> <p>① 特産品の開発支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農産物の特産品化に必要な品質の向上や付加価値を高めるための技術支援などを行うとともに、農商工の連携を図るため、マッチングの機会の提供を推進します。 ● 国・県の制度を利用した特産品創出の財政的支援を行うほか、生産、加工、流通に係る業者の連携による特産品の創出を推進します。 <p>② ふるさと産品の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市に伝わる郷土色豊かな特産品やふるさと産品の発掘に努めます。 <p>(2) 特産品のPR・ブランド化</p> <p>① 特産品のPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 箱根西麓三島野菜や三島うなぎなどに続く将来の特産品と成り得るものを、イベントなど、機会を活用して全国にPRするほか、さまざまなメディアを通じてストーリー性ある情報を発信します。 ● 箱根西麓三島野菜等、地域の農畜産物のPRイベントを開催し、地産地消による市民への周知とともに地場農産物の特産品化を促進します。 ● 農林水産省の地理的表示保護制度*への箱根西麓三島野菜等、地域の農畜産物の登録とその活用を 				

通じて、全国にプロモーションを図り、知名度向上とブランド化を推進します。

- 商工会議所のブランド認定制度を活用し、全国に向けて特産品のPRを推進します。

② ブランド化による販路拡大

- 本市の特産品を取り扱う店舗の運営支援や直売施設による箱根西麓三島野菜をはじめとする特産品の販売を推進し、本市のブランドとしての定着に努めるとともに、金融機関と連携したマッチングイベントへの出展等を通じ、首都圏を始め全国への販路拡大を促進します。

③ ふるさと納税の謝礼品を利用した特産品の PR 活動

- 箱根西麓三島野菜、地域の農畜産物等の特産品をふるさと納税の謝礼品に利用し、インターネットによって全国にPRする等、本市のブランドとしての定着に努め、販路拡大につなげます。

5 主要事業

- 農商工連携・第6次産業*化推進事業
- 三島ブランドPR推進事業
- 地域農畜産物ブランド推進事業
- ふるさと納税推進事業
- みしまコロッケ普及推進事業
- 新6次化産品創出事業
- 中小企業出展支援事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 地元特産品の魅力の再認識と積極的な消費・PR
- 地場農産物などを利用した商品の創作と普及
- 三島ブランドの積極的な消費と全国へのPR
- 新たな特産農産物の創出

用語解説

- ※ 農商工の連携:農林業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発などに取り組むこと。
- ※ 2次産品:未加工の農産物・水産物・鉱産物などを加工した産品。
- ※ ふるさと納税:任意の自治体に寄付することにより、寄付金額に応じて、所得税と住民から一定額の控除を受けられる制度のこと。ふるさと寄付金とも呼ばれ、謝礼品には、地場産品や特産品等を使用する自治体が多い。
- ※ 地理的表示保護制度:地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結びついており、その結びつきを特定できるような名称が付されているものについて、その表示を知的財産として保護し、生産者の利益と需要者の信頼の保護を図ることを目的とした制度のこと。平成 27 年度(2015 年度)から開始された。
- ※ 第6次産業:農畜産物の生産(第1次産業)だけでなく、食品加工(第2次産業)、流通、販売(第3次産業)にも農業者が主体的に関わることによって、第2次・第3次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ること。(1+2+3=6)によって農業を活性化させようとする。

施策名	18 地域の特性を生かした農業の振興 〈農業〉		担当課	農政課
1 現状と課題				
<ul style="list-style-type: none"> ● 農業は、食料の供給だけでなく、国土の保全や地下水のかん養、自然環境の保全や美しい景観の形成、伝統や食文化の継承など、市民の暮らしに欠かせない多面的な役割を果たしています。 ● 農業従事者の高齢化や担い手の不足、耕作放棄地の増加などは、食料自給率をはじめ、農業の健全な発展や農用地の合理的な利用に大きな影響を及ぼしています。 ● 効率的・安定的な農業経営のためには、農地の利用集積を促進していく必要があります。 ● 国の農地制度の転換により、農地の貸借の規制などが緩和されたことから、企業や新規就農者などの参入による、地域農業の活性化が期待されています。 ● これからの農業の発展には、農産物の生産だけでなく、食品加工(第2次産業)、流通、販売(第3次産業)にも農業者自らが主体的かつ総合的にかかわるなど、第6次産業*化が求められています。 ● 近年の食品の偽装問題をきっかけに、地元で生産される新鮮で安全・安心な農産物や、有機農法に対する市民の関心が強くなっています。 ● 特色ある地域農業を確立し発展させていくためには、箱根西麓三島野菜等、地域の農畜産物のブランド化をはじめ、環境に配慮した三島独自の農業スタイルづくりが必要です。 ● 市内の農業地帯では、農作業の効率化を図るため、幹線農道及び用水路などの整備と農業施設の適切な保全管理が必要となっています。 ● 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定*などの農業を取り巻く環境変化に対し、本市農業への影響を的確に精査し、将来に渡り農業者が意欲を持って取り組めるよう有効な対応策が求められています。 ● 山田川の流域には昔の農村風景や豊かな自然環境が残っていることから、地域の自然や文化、人々との交流を楽しめる場としての活用が期待されています。 ● 県が進める「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)」による「6次産業化の推進」と「農産物の生産力の向上」を図るため、箱根西麓・三島大吊橋周辺における「農業と観光の融合」による農業振興と地域経済の活性化が求められています。 				
2 目的				
安全・安心な農産物が安定的に生産され、地場農産物への理解と関心が高まり、地域の特性を生かした活力ある農業が営まれるようにすること。				
3 目標(指標)				
	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
	認定農業者数	112人	121人	認定農業者数(各年4月1日現在)
	エコファーマー認定者数	32人	55人	県のエコファーマーに認定された人数(各年4月1日現在)
	農用地利用集積面積*	55ha	60ha	耕作放棄地を含む農用地を利用集積した面積(各年度末現在の現況)
4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)				
<p>(1) 総合的な農業施策の推進</p> <p>① 農業振興地域整備計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市における自然的条件や経済的、社会的諸条件などを考慮して総合的に農業の振興を図るために策定した「三島市農業振興地域整備計画」に基づき、優良な農用地を将来にわたり保全し、農業上の利用を確保するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施します。 				

- 農業委員会による、農地法など関係法令に基づく農用地の適正管理はもとより、食料の供給、自然環境の保全、水源のかん養など、多面的機能を有している優良農用地の保全と確保に努めます。

(2) 地域農業の活性化

① 担い手の育成・確保

- 認定農業者の育成・確保とともに、新たな農業の担い手として期待される企業・新規就農者などの農業参入を支援します。また、兼業農家が地域農業の担い手となるよう努めます。

② 地場農畜産物のブランド化の推進

- 箱根西麓三島野菜やその他の地場農畜産物のブランド化を推進するとともに、農商工の連携*や第6次産業化を促進し、地場農産物の消費拡大、地域農業の活性化を図ります。

③ 地産地消・旬産旬消の推進

- 安心・安全な地場農産物を地元で消費する「地産地消*」、旬の作物を旬の時期に食す「旬産旬消*」を推進します。

④ 耕作放棄地対策の推進

- 耕作放棄地対策として農用地の利用集積を推進し、箱根西麓三島野菜の生産量の拡大をはじめ、農業体験農園の開設や企業の農業参入など、農用地の多面的利用や有効利用を促進します。

⑤ 畜産の振興

- 優良家畜の導入により経営基盤の安定・飼養管理技術の向上を図るとともに、ブランド化により畜産物の特産化に取り組みます。
- 食肉の安定的な供給の確保、畜産の振興を支えるため、静岡県食肉センター再編に必要な支援をしていきます。

(3) 環境保全型農業の推進

① 有機農業・自然農法の推進

- 減農薬・低化学肥料による栽培の普及、環境に配慮した有機農業・自然農法の振興を推進します。

② エコファーマーの育成

- 安心、安全で新鮮な農産物の提供、環境にやさしい農業生産方式を実施するエコファーマーの育成に努めます。

(4) 農業・農村基盤整備の推進

① 農業生産基盤整備の推進

- 農地の集積を図る土地基盤整備や農道、用水路などの土地改良施設の整備を行うとともに、公共施設等総合管理計画と整合を図り、その適正な保全管理、環境に配慮した維持管理に努めます。

② 農村環境整備の支援

- 農業施設の適正な保全管理、環境に配慮した維持管理に努め、企業との連携による農業用水の確保や、地域住民も含めた農道や水路の清掃など営農活動を支援します。

(5) 里山景観や田園風景の保全と利用促進

① 里山景観や田園風景の保全と活用

- 里山景観や田園風景を保全し、それらを活用した市民農園の運営や散策路の整備、花などによる景観形成などを展開し、都市住民との交流や農村地域のにぎわいづくりを進めるとともに、市民のやすらぎと憩いの場としての利用を促進します。

② ボランティア団体の育成・支援

- 里山の棚田などの復元、里山づくり、農業体験の活動など、協働の理念に基づき、里山景観や田園風景を保全し利活用するボランティア団体などの育成・支援を推進します。
- 農地の地力向上に効果のある緑肥・景観作物の栽培を促進し、ボランティア団体などと連携しながら農村

地域の景観向上に努めます。

5 主要事業

- 農業振興地域整備計画推進事業
- 認定農業者育成事業
- 新規就農者育成支援事業
- 地域農畜産物ブランド推進事業
- 農商工連携・農業参入支援事業
- 地産地消推進事業
 - ・ 地域営農団体補助事業
 - ・ イベント支援事業
 - ・ 学校給食地場農産物拡大事業
- 家畜改良補助事業
- 家畜舎一斉消毒薬剤購入補助事業
- 耕作放棄地再生利用事業
- 環境保全型農業推進事業
- 畑作圃場土壌保全事業
- エコファーマー育成事業
- 県営担い手育成基盤整備事業
- 地域景観形成事業
- 農業用施設維持管理事業(中郷温水池)
- 県・市土地改良事業
- 松毛川環境整備事業
- 農業用施設維持管理事業
- 山田川市民農園等維持管理事業
- 山田川グリーンツーリズム*研究会支援事業
- 佐野地区市民農園維持管理事業
- みしま花のまちフェア

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 農産物のPRなどを通じた地産地消・旬産旬消の高揚と実践
- 農産物のブランド化に向けた箱根西麓三島野菜等の地域農畜産物の積極的な消費とPR
- 「山田川自然の里」の利用と環境や景観の保全活動への参加

用語解説

- ※ 第6次産業:P 参照
- ※ 農用地利用集積面積:農地の効率的な利用を促進するため、利用権の設定・所有権の移転・作業受託などによって農地を集積した権利設定面積。
- ※ 農商工の連携:P 参照
- ※ 地産地消:P 参照
- ※ 旬産旬消:P 参照
- ※ グリーンツーリズム:P 参照
- ※ 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定:日本、米国を中心とした環太平洋地域による経済連携協定

施策名	19 活力ある工業振興と新産業の創出 〈工業・新産業〉		担当課	商工観光課											
1 現状と課題															
<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災による経済の冷え込みからは復興の兆しは見えるものの、首都圏や大企業の復調の中小企業への波及はまだまでであり、さまざまな分野で先行き不透明な状況が続いています。 ● 国内では、人口減少や高齢化の進展、消費者の嗜好の多様化などにより、企業には、大量生産、大量販売から多品目少量生産へのシフトや、製品やサービスの付加価値を高めることなど、経営革新が求められています。 ● 本市では一部業種に回復基調が見られるものの、製造業全体では、依然厳しい状況が続いています。 ● 平成 25 年(2013 年)の工業統計調査によると市内製造業の事業所の 78%は従業者 30 人未満であり、98%は従業者 300 人未満の中小企業です。 ● 中小企業への融資事業を通じて、既存の企業の経営基盤を安定させるとともに、起業家の育成や新産業の創造を図ることが求められています。 ● 県のファルマバレー・プロジェクト※において、平成28年度には新拠点施設の整備が予定され、地元企業の支援のためのプラットフォーム機能が強化されます。本市では引き続き、同プロジェクトに参画し、健康・医療に関連する異業種連携や、地域の発展に向けた連携を、さらに強化していく必要があります。 ● 平成 27 年度(2015 年度)に中小企業振興条例を制定しました。 															
2 目的															
企業の体質を強化し、活力と魅力ある工業の振興と新産業の創出を進め、地域経済と産業の活性化を図ること。															
3 目標(指標)															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">指標名</th> <th style="width: 15%;">現状値 (H26)</th> <th style="width: 15%;">目標値 (H32)</th> <th style="width: 40%;">指標の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Made in Mt. Fuji 市内登録企業数</td> <td style="text-align: center;">42 社</td> <td style="text-align: center;">55 社</td> <td>ファルマバレー関連技術保有企業 Made in Mt. Fuji に登録されている市内企業数</td> </tr> <tr> <td>経営革新計画承認件数</td> <td style="text-align: center;">117 件</td> <td style="text-align: center;">180 件</td> <td>県の経営革新計画の承認を受けた事業所の数 (H11 年度からの累計)</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明	Made in Mt. Fuji 市内登録企業数	42 社	55 社	ファルマバレー関連技術保有企業 Made in Mt. Fuji に登録されている市内企業数	経営革新計画承認件数	117 件	180 件	県の経営革新計画の承認を受けた事業所の数 (H11 年度からの累計)			
指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明												
Made in Mt. Fuji 市内登録企業数	42 社	55 社	ファルマバレー関連技術保有企業 Made in Mt. Fuji に登録されている市内企業数												
経営革新計画承認件数	117 件	180 件	県の経営革新計画の承認を受けた事業所の数 (H11 年度からの累計)												
4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)															
<p>(1) 中小企業振興条例による中小企業の盛業化</p> <p>① 中小企業振興条例による中小企業の盛業化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業振興による基本的理念や方向性に基づき、市内中小企業の盛業化と事業承継を推進します。 <p>(2) 地場産業の育成及び盛業化</p> <p>① 既存企業の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存企業の技術力や企業の特徴を生かした付加価値の高い地場産業の育成を支援し、盛業化を図ります。 ● 新技術を生み出す基礎づくりとして、企業に従事する技術者の育成及び人材確保を支援します。 <p>(3) 新産業の創出・育成</p> <p>① ファルマバレー・プロジェクトの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県や研究機関、企業、関係団体、県東部地域の市町などと連携して、医薬・健康関連分野の振興や集積を推進し、健康サービスが充実したまちづくりを進めます。 ● 優秀な技術を持つ市内企業のデータベース化を図り、ファルマバレー・プロジェクトへ推薦するとともに、ビジネスマッチング※の体制づくりに向けた協議を進めます。 <p>② 医看工連携の支援</p>															

- 三島商工会議所が推進する「医看工連携・ミシマ」と連携して、医療看護現場のニーズと企業のマッチングや新製品創出の場の提供を行い、医療と産業を担うひとつづくりと患者、家族、医療従事者のニーズに応えるものづくりを進めます。
- ③ 異業種交流の支援
 - 県やファルマバレーセンター、東部地域イノベーションセンター※、三島商工会議所、金融機関などと連携して、ニーズ※とシーズ※の情報を集積し、マッチングの機会を提供することで、新製品や新産業の創出を推進し、企業の競争力の強化を図ります。
- ④ 起業家・経営者の育成・支援
 - 三島商工会議所との連携により設置している「みしま経営支援ステーション※」(M-ステ)を活用し、ワンストップ相談窓口の設置やセミナーなどを実施し、経営者への支援を行い、経営革新を促進します。
 - 新規事業者や企業内第二創業のために創業支援計画を策定する等、創業しやすい環境の整備を進めるとともに、起業時の資金面について、創業支援のための融資制度の活用を促進します。
 - 首都圏を始め全国への販路拡大を促進するため、マッチングイベント等へ出展する事業者への支援を行います。
- ⑤ 国・県などとの連携強化による工業振興
 - 国・県などとの連携を強化し、中小企業の各種支援制度の活用を促進します。

5 主要事業

- ファルマバレー・プロジェクト推進事業
 - ・ ファルマバレー関連事業所集積促進事業補助金
- 医看工連携推進事業
- 異業種交流支援事業
- 創業者開業・経営支援補助事業
- 中小企業経営革新補助事業
- 中小企業出展支援事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 企業の特徴を市内外に伝える情報の発信
- 異業種交流などの情報交流機会への積極的な参加
- 市と関係機関との協働によるビジネスマッチングの機会と場の提供
- 金融機関による各種融資制度の紹介と企業による活用

用語解説

- ※ ファルマバレー・プロジェクト:「世界一の健康長寿県の形成」を目的に、世界レベルの研究開発を進め、県民の健康増進と健康関連産業の集積を図り、特色ある地域の発展を進める取り組み。
- ※ ビジネスマッチング:企業の事業展開を支援するなどの目的で、事業パートナーとの出会いを仲介すること。
- ※ 東部地域イノベーションセンター:静岡県東部地域の経済活動を支援し、広く地域社会発展に貢献することを目的に、沼津市、三島市、長泉町、清水町における産学官金の連携のもと組織された産業支援機関のこと。
- ※ ニーズ:消費者の求めている必要性のこと。
- ※ シーズ:企業が消費者に新しく提供する新技術・材料・サービスのこと。
- ※ みしま経営支援ステーション(M-ステ):P 参照

施策名	20 企業誘致の推進〈企業誘致〉		担当課	企業立地推進課
1 現状と課題				
<ul style="list-style-type: none"> ● 都市部や大手企業における景況回復や、生産拠点の国内回帰が見受けられる一方、地方部や中小企業では景況回復が遅れており、企業の立地や設備投資の意欲が回復しておらず、企業進出は厳しい状況が続いています。 ● 企業立地は、新たな税収の確保、地域雇用の創出など、地域の振興にさまざまな波及効果が期待できるため、進出企業や既存企業、関係機関などと連携した積極的な誘致活動を進めていく必要があります。 ● 市内には、進出する企業が希望する面積、単価などに見合う工業用地が不足していることから、三ツ谷工業団地の整備を効果的に進めるため、静岡県が国から指定を受けた、「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)」に事業を組み入れました。また、地権者、地域住民の意向や進出検討企業の情報を的確に把握しながら、国、県、開発事業者とともに、整備手法や土地利用計画などを調整していくことが課題となっています。 				
2 目的				
<p>企業の誘致や地元既存企業の定着を推進することにより、新たな税収の確保や地域雇用の創出、地域産業の活性化を図ること。</p>				
3 目標(指標)				
	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
	優良企業誘致数	29 社	50 社	環境配慮型の優良企業を誘致した件数 (H18 年度からの累計)
	誘致企業雇用者数	910 人	1,540 人	誘致企業が雇用している従業員数 (H18 年度からの累計)
4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)				
<p>(1) 企業立地の推進</p> <p>① 誘致活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市の魅力や資源である住みやすさ、歴史・文化・自然、JR 新幹線三島駅などをアピールするとともに、企業情報を収集するため、企業訪問を実施し積極的な誘致活動を推進します。 ● 用地取得などの検討段階から立地・操業に至るまでのさまざまなサポートをワンストップサービス*で対応します。 ● 「内陸のフロンティア」を拓く取組や、国土利用計画、都市計画マスタープランなどの主要計画に基づき事業実現に向けた誘致活動を進めていきます。 <p>② 企業の進出・移転などへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域産業の高度化や活性化を図るため企業の誘致を促進します。 ● 企業の本社機能の移転・誘致を促進します。 ● 製造業や研究所、ソフトウェア業*、物流企業の誘致を促進するため、優遇制度による支援を行います。 ● 住工混在地域における問題を解消するため、工場移転の支援や集団化を検討します。 <p>③ ファルマバレー・プロジェクト*関連企業の誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ファルマバレー・プロジェクトを推進し、医療健康産業を集積するため、関連企業の支店・営業所等の進出を促進します。 <p>(2) 企業立地用地の確保</p> <p>① 立地に適した用地の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の進出用地や拠点を確保するため、企業や関係機関などとのネットワークを構築し、用地や空き物 				

件情報の収集に努めます。

② 新たな工業団地の創出

- 進出を希望する企業ニーズに応え、三ツ谷工業団地の整備を進めるため、地権者、地域住民の意向や進出検討企業の情報を的確に把握するとともに、国、県、開発事業者とともに、整備手法や土地利用計画などを調整していきます。

5 主要事業

- 企業立地推進事業
- 企業立地事業費補助事業
 - ・ファルマバレー関連事業所集積事業補助金(再掲)
- 企業立地情報提供事業
- 新工業団地創出事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 地元既存企業の定着
- 市と企業、関係機関との情報交換によるネットワークの構築
- 進出希望企業や用地情報の提供
- 地域活動への積極的な企業参加

用語解説

- ※ ワンストップサービス:一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。企業立地の分野では特に、各種規制に関する手続きの迅速化などに対応するための専門部署などによる体制が必要となっている。
- ※ ソフトウェア業:顧客の委託により、電子計算機のプログラムの作成やその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所。(受託開発ソフトウェア業、プログラム作成業、情報システム開発業、ソフトウェア作成コンサルタント業など)
- ※ ファルマバレー・プロジェクト:P 参照

施策名	21 良好な就労環境と雇用の確保 〈経営・勤労者支援〉	担当課	商工観光課	
1 現状と課題				
<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災による経済の冷え込みからは復興の兆しは見えるものの、首都圏や大企業の復調の中小企業への波及はまだまでであり、さまざまな分野で先行き不透明な状況が続いています。 ● 市内事業所では、経営基盤の安定・持続を図るため、賃金の引き上げなどへの支援が求められています。 ● 事業者の経営基盤と勤労者の生活の安定を図るため、各種融資制度や福利厚生事業を充実させる必要があります。 ● 勤労者に対する住宅建設資金貸付事業と教育資金貸付事業は、それぞれ平成 22 年度(2010 年度)、25 年度(2013 年度)に利子補給事業へと移行しました。 ● 平成 27 年(2015 年)4 月の有効求人倍率[*]は、全国 1.17、静岡県 1.13、ハローワーク三島本所管内 1.18 といずれも高い水準にあるが、非正規雇用の求人の割合が高いことから、安定した雇用の創出が求められています。 ● 就労意欲のある人々の雇用の場の確保は改善傾向にありますが、引き続き積極的に国・県、関係機関と連携して雇用対策を進めています。 ● 若年者や女性の雇用状況を改善するため、雇用のミスマッチの解消やキャリアアップのための支援が求められています。 				
2 目的				
事業者の経営の安定を図るとともに、すべての勤労者や求職者が豊かでゆとりある生活を送ることができる就労環境を整えること。				
3 目標(指標)				
	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
	経営革新事業による支援件数	11 件	12 件	経営革新計画を実行している事業所を支援した件数(年間)
	三島函南勤労者福祉サービスセンター会員数	279 事業所	300 事業所	三島函南勤労者福祉サービスセンターの会員事業所数(各年 4 月 1 日現在)
4 施策の方向(5 年間の取り組みの内容)				
<p>(1) 良好な経営基盤の確保</p> <p>① 経営基盤の安定・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各種融資制度の利用を促進し、中小企業や組合の経営基盤の安定、強化を図ります。 ● 三島商工会議所との連携により設置している「みしま経営支援ステーション[*]」(M-ステ)を活用し、経営に関する各種相談に応じ経営基盤の安定、強化を図ります。 <p>(2) 良好な就労環境の確保</p> <p>① 勤労者融資制度の充実・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅建設資金や教育資金の融資制度を充実し、勤労者の住宅取得の促進や教育環境への支援を進めます。 <p>② 福祉厚生事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 三島函南勤労者サービスセンターや三島商工会議所などを通して、中小企業や小規模事業所の勤労者への福祉厚生事業の充実を図ります。 <p>③ 良好な雇用関係の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 均等な雇用機会の提供や労働条件、労使間の権利関係などに関する情報や国の施策について、労働基準監督署と連携し、啓発に努めます。 				

(3) 雇用対策の推進

① 就業の促進・支援

- ハローワーク三島を中心に、国や県、三島商工会議所、民間団体などと連携して、若年者や障害のある人、高齢者などの求職者に対し、情報提供、講習会、面接会、相談会などを実施します。
- 内職の求職者に対し、求職に関する相談を行うとともに、企業からの求人情報を紹介します。
- 女性就労相談窓口や女性就労支援セミナーの開催を通して、女性にとって望ましい職業選択や起業を含めたキャリア開発を支援します。

② 国・県などとの連携による雇用対策

- 国・県などとの連携を強化し、関係情報の収集に努め、雇用創出事業などの補助制度を活用するなど、経済状況や雇用状況に応じた有効な施策を実施します。

5 主要事業

- 中小企業融資事業
- 勤労者住宅建設資金貸付利子補給事業
- 勤労者教育資金貸付利子補給事業
- 三島函南勤労者福祉サービスセンター補助事業
- 中小企業特定退職金共済補助事業
- 就業促進・支援事業
- 国・県などとの連携による雇用対策事業
- 女性就労相談窓口設置事業
- 女性就労支援セミナー事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 低利融資など、利用しやすい融資制度の紹介と企業による活用
- 良好な雇用関係の維持・構築
- 働きやすい就労環境の整備
- 経営者、起業者、就業希望者などの各種相談のワンストップサービス*の機会の拡充

用語解説

※ 有効求人倍率: 公共職業安定所で扱った有効求人数を有効求職者数で割ったもの。有効求人倍率が1を下回ると、求職に対して求人が少ないことを示す。

※ みしま経営支援ステーション:P 参照

※ ワンストップサービス:P 参照

第 4 次三島市総合計画後期基本計画案

基本方針 4

施策名	22 秩序ある計画的な土地利用の推進 〈土地利用〉		担当課	都市計画課 都市整備課							
1 現状と課題											
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の既成市街地の人口密度は県下 23 市のうちで最も高く、未利用地も少ない状況です。 ● 市域のおよそ 3 分の 2 が箱根西麓の農地や森林で占められているため、都市的な土地利用の可能な土地が限られています。 ● 平成 23 年(2011 年)の東日本大震災の教訓や、南海トラフ巨大地震の被害想定を受け、沿岸・都市部から内陸・高台部への移転など、予防的な防災・減災対策の必要性が高まっています。 ● このような中、本市では、「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)」の推進事業(三島市 5 事業)について、計画期間である平成 29 年度までの事業の完了を目指していますが、クリアすべき個別法の問題が多岐にわたるため、県をはじめ、関係機関等と綿密に協議しながら事業の進捗を図っていく必要があります。 ● 人口減少や超高齢社会の進展、地球環境問題の高まりや財政悪化による公共投資の削減への対応として、中心市街地などの拠点において、福祉、医療、商業などの都市機能の集約化が求められています。 ● 本市には、旧北上村、旧錦田村及び旧中郷村の区域において、拠点となる市街地がすでに形成されていることから、中心市街地以外のこれら拠点的市街地の再構築も図っていく必要があります ● 国道 136 号の沿道では、周辺の営農環境や居住環境との調和に配慮した沿道サービス施設などの立地を地区計画の導入などにより誘導する必要があります。 ● 計画的な土地利用を図り、低・未利用地の有効活用や効率的な土地取引を進める必要があります。 ● 本市では、建築協定や地区計画によって、良好な市街地が形成・維持されている地区もありますが、多くの既成市街地には、災害時の避難路や避難地となる道路や公園などの都市基盤が未整備のまま住宅地が形成されており、地区計画の導入などによる居住環境の改善が求められています。 ● 本市では、平成 24 年(2012 年)2 月に、市街化調整区域における秩序ある整備・開発と保全のため、県の承諾を得た県内初の基本方針として「第 2 次三島市市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針」を策定しています。 ● 低層のまち並みにマンションなどの高層建築物が突出して建設されるようになり、日照の阻害や圧迫感による住環境の悪化が懸念されています。 ● 本市の公図には、明治時代の地租改正や地押調査により作られたものが多くあり、土地の実態を正確に把握したものでないことから、土地に係るトラブルが懸念されています。 											
2 目的											
自然環境と都市的環境との調和を図り、秩序ある計画的な土地利用によるまちづくりを推進すること。											
3 目標(指標)											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">指標名</th> <th style="width: 15%;">現状値 (H26)</th> <th style="width: 15%;">目標値 (H32)</th> <th style="width: 40%;">指標の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 次三島市都市計画マスタープラン*における整備施策の着手率</td> <td style="text-align: center;">51.69%</td> <td style="text-align: center;">60.00%</td> <td>第 2 次三島市都市計画マスタープランに示されている整備方針に基づき着手した施策の割合</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明	第 2 次三島市都市計画マスタープラン*における整備施策の着手率	51.69%	60.00%	第 2 次三島市都市計画マスタープランに示されている整備方針に基づき着手した施策の割合		
指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明								
第 2 次三島市都市計画マスタープラン*における整備施策の着手率	51.69%	60.00%	第 2 次三島市都市計画マスタープランに示されている整備方針に基づき着手した施策の割合								
4 施策の方向(5 年間の取り組みの内容)											
<p>(1) 計画的な土地利用の推進</p> <p>① 国土利用計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国土利用計画法の規定に基づき、市域の特性と実情を踏まえ中長期的な観点に立って策定された「第 3 次国土利用計画(三島市計画)」に沿った秩序ある土地の有効利用を図ります。 <p>② 都市計画マスタープランの推進</p>											

- 自然環境と都市的環境が調和した都市づくりを推進するため、「第2次三島市都市計画マスタープラン」に沿った都市政策を計画的に促進します。

③ 「内陸のフロンティア」を拓く取組に係る特区事業の推進

- 「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)」に基づき、職住近接のコンセプトのもと、企業誘致による雇用創出と、それに対応した快適な暮らし空間の実現を図るための計画的な土地利用を促進します。

④ 立地適正化計画の策定

- 都市再生特別措置法の規定に基づく立地適正化計画を策定します。この計画に基づき都市構造を見直し、持続可能な都市経営を図ります。

(2) 良好な市街地の形成

① 市街化区域と市街化調整区域の見直し

- 市街地の無秩序な拡大を抑制し、良好な市街地の形成を図るため、市街化区域と市街化調整区域の見直しを計画的に行います。

② 用途地域などの見直し

- 「第2次三島市都市計画マスタープラン」の将来都市像に基づき、それぞれの地域にふさわしい土地の利用を進めていくため、用途地域などの見直しを計画的に行います。

③ 地区計画の導入

- 良好な街区の形成と地区住民の意向が反映されたきめ細かなまちづくりを進めるため、都市計画提案制度の活用などによる地区計画の導入を推進します。

④ 中高層建築物の紛争予防と調整

- 中高層建築物の建築によるトラブルを予防・調整し、良好な居住環境を形成するため、中高層建築物紛争予防調整条例の周知に努めるとともに、高度地区の導入を検討します。

(3) 適正な土地利用への誘導

① 法令などに基づく適切な指導・誘導

- 都市計画法や三島市土地利用事業指導要綱に基づき、無秩序な開発などを防止し、良質な開発の誘導を図ります。

② 「内陸のフロンティア」を拓く取組の促進

- 「内陸のフロンティア」を拓く取組における都市的土地利用については、自然的土地利用と共生し、相互に機能を発揮し得るような土地利用を推進していくため、農林業など自然環境との調和を図りながら事業の実現を促進します。

③ 計画的な地籍調査の実施

- 地籍調査については大場地区及び箱根山地区を計画に基づいて行います。

④ 土地区画整理事業の推進

- 三ツ谷工業団地に新たな産業拠点となる災害に強い工業団地を、土地区画整理事業により整備していきます。

5 主要事業

- 第3次国土利用計画（三島市計画）推進事業
- 第2次都市計画マスタープラン推進事業
- 内陸のフロンティアを拓く取組推進事業
- 立地適正化計画策定事業
- 地域公共交通網形成計画策定事業
- 東駿河湾広域都市計画等見直し事業

<ul style="list-style-type: none"> ● 地区計画推進事業 ● 土地利用対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地対策事業 ・ 土地取引規制事業 ● 地籍調査事業 ● 三ツ谷工業団地土地地区画整理事業
<p>6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な都市環境や居住環境に配慮したまちづくり活動への参加 ● 国土利用計画に沿った土地利用への理解と協力 ● 都市計画マスタープランに沿ったまちづくりへの理解と協力 ● 地籍調査への協力
<p>用語解説</p>
<p>※ エコ・コンパクトシティ:人口の減少や高齢化、地球問題の深刻化、財政制約の高まりから、日常生活が徒歩や自転車、公共交通で可能になるように、必要とされる都市機能や公共サービスが集約された環境負荷の少ない都市構造のこと。</p> <p>※ 都市計画マスタープラン:平成 4 年(1992 年)の都市計画法改正で、市町村が定めることとなった都市計画に関する基本的な方針(都市の全体像、地域ごとの市街地像、公共施設の整備方針など)のこと。略して都市マスとも呼ばれる。</p>

施策名	23 快適な市街地の形成〈市街地整備〉	担当課	三島駅周辺整備推進課・都市整備課
-----	---------------------	-----	------------------

1 現状と課題

- 三島駅周辺地区は広域交通の結節機能を有する県東部の拠点都市地域であり、複数の世界遺産やジオパーク※、北駿企業やファルマバレー関連産業の集積など、様々な要素を有する富士、箱根、伊豆の玄関口として、地域の産業や資源を生かした広域交流拠点としての役割強化が期待されています。
- 本格的な人口減少、少子高齢化社会が到来する中で、人口動態を見据えた都市の生活を支え、まちの活力を維持・増進していくコンパクトな都市構造への転換が求められています。
- 三島駅南口地区は、長年にわたり拠点整備が求められてきました。その中で、東西街区は、平成24年(2012年)3月に策定した三島駅周辺グランドデザイン※の枠組みを踏まえ、役割分担と有機的な連携を図りながら、まちの特性を生かした都市の再構築を、早期に進める必要があります。
- 三島駅南口東街区の再開発事業については、準備組合と連携しながら、コンセプトづくりや事業手法の検討、合意形成など、事業協力者の公募に向けた手続きを進めてきました。
- 再開発事業の成立には、建設単価などの今後の景気動向や、市の財政計画も勘案し、最適な事業手法や実施時期を検討するなど、事業計画の実現性を高めることが求められています。
- 三島駅北口周辺の施設整備の先行により、駅周辺の滞留人口は増加していますが、鉄道敷地により市街地が南北に分断されているため、機能的な都市活動や市民活動の利便性が阻害されている状況にあります。
- 都市機能をつなぐ三島駅南北自由通路の整備は、早期に実現することは難しい状況ですが、駅利用者の利便性や回遊性を高めることは、まちのポテンシャルの向上につながるため、引き続き整備方策の検討を行っていく必要があります。
- 三島駅北口広場では、一般送迎車両とタクシー・バスロータリーを分離して整備し、場内の混雑の改善を図っています。近年、三島駅北口周辺は教育、宿泊施設等の整備が進み、北口広場も利用者が増加しており、利便性を確保することが課題となっています。
- 安全で快適な歩行空間を確保するとともに、ガーデンシティにふさわしい美しい都市景観を形成するため、今後も計画的に電線類地中化事業を進めていく必要があります。

2 目的

都市機能の集積を進め、美しく、快適で、にぎわいのある中心市街地を形成すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
電線類地中化整備延長	3,150m	5,260m	電線類地中化の整備延長の距離(累計)
三島駅周辺(北口・南口)の整備の満足度	38.4%	55.0%	市民意識調査で「満足」「やや満足」と回答した人の割合

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

- (1) 三島駅南口周辺再開発の推進
- ① 三島駅南口東街区再開発の推進
 - 東西街区の機能連携を図る中で、スマートウェルネスシティのフロントとして、広域健康医療拠点にふさわしい高次都市機能を備えた、にぎわいの創出に寄与する再開発事業を推進します。
 - ② 三島駅南口西街区再開発の推進
 - 東西街区の機能連携を図る中で、ガーデンシティのフロントとして、広域観光交流拠点にふさわしい施設整備に向け、事業環境を確認しながら各種事業手法の検討を進めます。
- (2) 三島駅南北交通結節機能の充実
- ① 三島駅北口の利便性の向上

<ul style="list-style-type: none"> ● 教育、宿泊施設等周辺整備が進む三島駅北口において、駅前広場及び駅に通じる都市計画道路「下土狩文教線、三島駅北口線」の整備を進め、新幹線駅にふさわしい交通結節機能の強化と駅前広場利用者の利便性の向上を図ります。 <p>② 南北自由通路の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 三島駅南北のアクセス向上に向けた関係機関との協議を行うとともに、市民等の賛同を得る中で、交通政策の観点も含め、新たな施設整備などの研究を進めます。 <p>(3) 電線類地中化の推進</p> <p>① 電線類地中化事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安全で快適な歩行者空間の確保と都市景観の向上を図るため、県や地元商店街等関係者と協議を進め、文化会館前から三島駅前交差点の区間及び三島駅南口東街区の再開発に合わせて、三島駅周辺市街地の電線類地中化事業を進めます。
<p>5 主要事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 三島駅南口東街区再開発事業 ● 三島駅南口西街区再開発事業 ● 三島駅南北自由通路推進事業 ● 三島駅北口周辺街路建設事業 ● 電線類地中化推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 三島停車場線 ・ 下土狩文教線 ・ 三島駅北口線
<p>6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民と一体となった三島らしいまちづくりの実践 ● 地域の将来像に関する市民との検討 ● 電線類地中化事業への理解と協力
<p>用語解説</p> <p>※ ジオパーク:P 参照</p> <p>※ 三島駅周辺グランドデザイン:三島駅周辺のまちづくりの方向性を明らかにし、そのイメージを市民と共有するため、平成24年(2012年)3月に策定された。このグランドデザインでは三島駅周辺の重要課題である三島駅南口東西街区再開発事業、交通結節点としての駅周辺の活性化、楽寿園の有効活用、南北自由通路についても将来の方向性を示している。</p>

施策名	24 安全で円滑な道路網の整備 〈道路〉	担当課	土木課・都市整備課・ 都市計画課
-----	-------------------------	-----	---------------------

1 現状と課題

- 本市では、多くの幹線道路が市街地にあるため、他市町や郊外からの通過・流入車輛が多く、まちなかで交通混雑が発生しています。
- 東駿河湾環状道路は、平成 21 年(2009 年)7 月、沼津岡宮 IC から三島塚原 IC までが一部供用開始され、平成 24 年(2012 年)3 月には、三島加茂 IC が供用開始されました。平成 26 年(2014 年)2 月には函南塚本 IC までの区間が供用開始され、伊豆中央道へと接続されることにより、市街地の交通渋滞の緩和と、さらには、地域相互の活発な交流と広域的な連携強化、活気ある一体的な圏域づくりが期待されています。
- 広域交通の円滑化と交通混雑の緩和を図る道路網を形成するために、谷田幸原線、三島駅北口線及び下土狩文教線などの幹線道路の整備や市道の改良整備が必要となっています。
- 平成 20 年(2008 年)3 月に策定した「三島市移動等円滑化基本構想※」に基づき、重点整備地区内の生活関連施設をつなぐ道路について、移動などが円滑にできるよう道路空間の整備を進めていく必要があります。
- 市が管理する橋梁や大型道路構造物については、道路法施行規則の改正により義務付けられた 5 年に 1 度の定期点検を実施するとともに、適切に維持管理や修繕を行う必要があります。
- 橋長 15m 以上の橋梁や重要な橋梁については、平成 24 年(2012 年)5 月に三島市橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的に修繕を実施する必要があります。
- 主要幹線道路である 1 級・2 級市道や、交通量の多いその他の道路については、平成 26 年(2014 年)11 月に策定した三島市舗装長寿命化計画に基づき、計画的に修繕を行う必要があります。
- 市内の随所に狭い道路があり、災害時や緊急時の避難や消火活動などに支障をきたす恐れがあります。
- 市内の道路は老朽化が進み、改良や修繕が必要な箇所が年々増加傾向にあることから、道路パトロールによる不良箇所の早期発見に努め、良好な状態を保つ必要があります。
- 誰もが安全で歩きやすい道路となるよう、「スマートウェルネスシティ構想」の概念を取り込んだ基本理念を定め、「歩車共存道※」を定義するなど、本市独自の基準を盛り込んだ「三島市道路の構造の技術的基準を定める条例」を平成 25 年(2013 年)4 月 1 日に施行しました。今後は、基本理念に基づいた歩車共存道を含む道路整備を行う必要があります。
- 市民アンケートでは、歩道の整備が不満と答える人が多いことから歩道の改良が必要です。

2 目的

安全で快適な道路を整備することにより、交通ネットワークを構築し、交通混雑の緩和や産業の活性化につなげる。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
西間門新谷線(平田新谷線)道路改良事業の進捗率	31.1%	61.1%	事業区間 920m のうち、総事業費に対する累計の事業費の割合(整備換算率)
一般市道改良延長	126,440m	143,840m	改良した一般市道の延長(昭和 51 年からの累計)
谷田幸原線建設事業(徳倉工区)の進捗率	38.3%	76.7%	事業区間 402m のうち、総事業費に対する累計の事業費の割合(整備換算率)
三島駅北口線建設事業の進捗率	60.1%	76.5%	事業区間 646m のうち、総事業費に対する累計の事業費の割合(整備換算率)
下土狩文教線建設事業の進捗率	40.1%	67.2%	事業区間 574m のうち、総事業費に対する

			累計の事業費の割合（整備換算率）
4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)			
<p>(1) 幹線道路網の整備</p> <p>① 都市計画道路網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 谷田幸原線や三島駅北口線、下土狩文教線など、都市計画道路の整備を進め、広域交通の円滑化と交通混雑の緩和を図ります。 <p>② 国道・県道の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国道1号笹原山中バイパスや国道136号、主要地方道三島裾野線など主要な国道・県道の整備を促進します。 ● 市民が歩きやすい歩道を目指し、主要地方道三島裾野線に続き、三島停車場線、三島田町停車場線、三島富士線について、波打ち歩道の改修及び側溝修繕を実施していきます。 <p>③ 県道沿線の美化活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「しずおかアダプトロードプログラム※」を活用し、地域住民によるまちの美化活動を支援・促進します。 <p>(2) 生活道路の整備</p> <p>① 市道・橋梁の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民の生活に密着した道路については、安全性に十分配慮し道路を新設するとともに、道路の拡幅が困難で車の交通量が少ない道路や沿線関係者・公安委員会とも協議して一方通行化などにより車の交通量を減らすことが可能な道路については、歩車共存道の整備を計画的に行います。 ● 生活道路における歩行者や自転車の安全確保を図るため、地域や公安委員会と協議しながら「ゾーン30※」の導入を進めます。 ● 橋梁については、三島市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、①15メートル以上の橋、②緊急輸送路に架かる橋、③跨線橋、跨道橋、④地域の孤立化を防ぐ橋を基準として選定した49橋について、予防保全型管理の方針で既存橋梁延命化の修繕を進めるとともに、架け替えが必要な橋梁については計画的に整備を進めます。 ● 橋長2m以上の橋梁及び大型構造物(ボックスカルバート、歩道橋、トンネル)について、5年に1度の近接目視による計画的な点検を行うとともに、必要に応じて修繕を行い、安全性の確保を図ります。 ● 1級、2級市道や交通量の多いその他の市道については、三島市舗装長寿命化計画に基づき、既設舗装延命化の修繕を進めていきます。 <p>② 狭あい道路の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急車輛の通行が困難な道路について、必要に応じて、計画的に整備を進めます。 ● 建築基準法などに基づく適切な指導・誘導により、幅員4m未満の狭あい道路の解消に努めます。 <p>(3) 安全な道路の維持管理</p> <p>① 道路の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安全で円滑な交通を確保するため、道路パトロールの強化に努めるとともに、予防保全の考え方に基づく道路の維持修繕の計画を策定し、適切な管理に努めます。 <p>② 歩道の整備・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子利用者や高齢者、通学児童などが安心して通行できるように、利便性や安全性に配慮した歩道のバリアフリー※化や既存の歩道の改善に努めます。 			
5 主要事業			
<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画街路建設事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 谷田幸原線 ・ 三島駅北口線 			

- ・ 下土狩文教線
- ・ 西間門新谷線
- 国道1号笹原山中バイパス、東駿河湾環状道路ほか国道・県道整備促進事業
- 市道整備事業
- 市道維持管理事業
- 道路改良事業
- ・ 錦田大場線
- ・ 文教町幸原線
- 橋梁整備事業
- 橋梁点検事業
- 道路構造物点検事業
- 狭あい道路整備等促進事業
- 歩道改善事業
- 歩車共存道整備事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 道路整備などへの理解と協力
- 郵便局などとの覚書締結による道路損傷などについての情報提供
- 道路危険箇所などの情報提供

用語解説

- ※ 三島市移動等円滑化基本構想:主に中心市街地に係る「移動等円滑化(バリアフリー化)基本構想」として平成20年(2008年)3月に策定。高齢者や身体などに障害のある人をはじめ、すべての人が歩きやすい、移動しやすいまちづくりの構想。
- ※ 歩車共存道:自動車の速度や通過交通を抑制し、歩行者や自転車の安全を確保することを目的にした道路のこと。
- ※ しずおかアダプトロードプログラム:県と、ボランティアでまちの美化活動を行う地域住民、企業、学校などが同意書を交わし、プログラムの活動団体として認証した上で、一定区間の清掃美化をおまかせし、その活動に対し県と地元市町が支援するしくみ。
- ※ ゾーン 30:P 参照
- ※ バリアフリー:車椅子利用者などが、不自由なく移動できるように、段差解消などを行い、建築物の障害(バリア)を取り除くこと。

施策名	25 利用しやすい公共交通の充実 〈公共交通〉		担当課	地域安全課、 政策企画課
1 現状と課題				
<ul style="list-style-type: none"> ● 県内の乗合バス輸送人員は、長期間にわたって減少傾向にあり、バス事業者が不採算路線から撤退していくことが懸念されていることから、バス利用者の拡大が大きな課題となっています。 ● バスが運行しない地区に住む高齢者などの交通弱者*への対応が課題となっています。 ● 将来的にわたり高齢化が進み、自家用車を利用できない高齢者の増加が見込まれることから、医療機関への通院や日常生活の足としてバスなどの公共交通機関に対するニーズはますます高まっていくことが予想されます。 ● 公共交通機関を利用して快適な移動ができるようにするため、既存のバス路線の維持や不採算バス路線を運行するバス事業者への助成を行うだけでなく、自主運行バスや循環バスなど、コミュニティバス*の利便性を高める必要があります。 ● 超低床ノンステップバス*などの導入率を向上させるため、引き続き国・県と協調し、バス事業者に対する購入支援を進めていく必要があります。 ● 市街地の交通混雑を緩和するため、公共交通機関の利用を推進し、車の利用を抑制していく必要があります。 ● 本市では、スマートウェルネス構想による自家用車に過度に頼らないで歩いて暮らせるまちづくりを推進しています。このため、公共交通機関のより効果的な運行を図るため、その利便性向上と利用拡大策を検討する必要があります。 ● 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催、韮山反射炉世界遺産登録によるインバウンド対策として、鉄道事業者、バス事業者等の公共交通機関が連携をはかり、その利便性向上を検討する必要があります ● 人口減少が懸念される伊豆箱根鉄駿豆線沿線地域の活性化を図るため、その沿線市町と伊豆箱根鉄道が協力、連携を図る必要があります。 ● 新幹線三島駅を利用する通勤・通学者などの利便性の向上及び首都圏通勤者の三島市への移住促進のため、新幹線ひかり号の増発や増便、高速バスの運行拡充が求められています。 				
2 目的				
誰もが不自由なく、快適に移動できるよう、公共交通が利用しやすい環境を整えること。				
3 目標(指標)				
	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
	コミュニティバスの利用者数	170,114 人	178,000 人	コミュニティバスの利用者数(年間)
	1便あたりの平均乗車数	5.8 人	6.0 人	コミュニティバスの1便あたりの利用者数
4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)				
<p>(1) バス機能の充実</p> <p>① 生活交通バス路線網の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活交通バス路線を維持するため、バス利用者向けの料金、時刻表及び路線情報等について、市ホームページ、広報みしま等を活用し、市民に積極的に情報発信し、併せてパスモ等のICカード導入、低床バスの増加等、バス利用者の利便性の向上策を検討・実施し、バス利用者の拡大を図る。 ● 生活交通バス路線を維持するためバス利用者の拡大を図りながら、路線バスを運行する事業者への支援のほか、定期券の購入など自助努力に取り組む自治会などに支援を行います。 ● 乗り換えの円滑化、路線ルートの見直しなどを含め、路線バスの充実策について検討します。 <p>② コミュニティバスの運行確保と利便性向上</p>				

- コミュニティバスの運行確保に向け、利用者を増やすため、自治会等を通じて、コミュニティバスの運行情報に関するチラシを定期的に配布するなどPRに努めます。
- 路線バスの廃止などに伴う公共交通の空白地域*の解消を図るために自主運行バスの運行の確保に努めます。また、高齢者、障がいのある人*など、交通弱者の生活交通の確保と観光客などの交通手段として、市の中心部や市内各地域を運行する循環バスの乗降調査等を実施して利用者ニーズを探り利便性の向上を図ります。

③ 超低床ノンステップバスなどの導入支援

- 特に高齢者や障害のある人などのバスの利用促進、乗降の利便性や安全性の向上を図るため、バス事業者による超低床ノンステップバスなどの導入を支援します。

④ デマンド型交通*の適応性についての検討

- 地域の公共交通のあり方を包括的に考えながら、デマンド型交通の適応性について研究を進めます。

(2) 公共交通の円滑化・利便性向上

① 交通需要管理施策(TDM*)の推進

- 市街地の慢性的な交通混雑の緩和や公共交通の利用促進を図るため、交通需用管理施策(TDM)の推進に努めます。

② 移動円滑化の推進

- 公共交通を利用する誰もが安全で快適に移動できるまちづくりを進めるため、駅や公共公益施設、商業施設などが集積した区域を対象にバリアフリー*化を推進します。

③ 交通事業者への働きかけ

- 新幹線三島駅を利用した通勤、通学者などの利便性の向上と首都圏通勤者の三島市への移住促進を図るため、新幹線ひかり号の増発や増便、高速バスの新たな路線確保に向け、近隣市町や関係団体、大手事業所などと連携し、鉄道事業者やバス事業者への働きかけを行います。
- 伊豆箱根鉄道と沿線市町が連携し、駿豆線沿線地域の利便性を向上することにより沿線地域の活性化が図れるように鉄道事業者やバス事業者に働きかけます。

④ 地域公共交通網形成計画の策定

- 望ましい公共交通網の姿を明らかにして取組を計画的に進めることで、限られた資源を有効に活用し、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることが期待されます。

5 主要事業

- 夏梅木・柳郷地線等生活交通バス路線維持補助事業
- 佐野見晴台等地域バス路線確保対策補助事業
- きたうえ号・ふれあい号・玉沢線等自主運行バス事業
- せせらぎ号・なかざと号等循環バス運行補助事業
- 超低床ノンステップバス導入補助事業
- 交通需要管理施策推進事業
- 移動円滑化のためのバリアフリー化推進事業
- 新幹線ひかり号・高速バス等増発要望事業
- 利用者拡大に向けての情報発信事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 路線バス運行関係者による運行の効率化と利便性の向上
- 公共交通機関の積極的な利用
- 公共交通機関における高齢者などの交通弱者への配慮、乗車時のゆずりあい

● 三島市エコエコデー※への理解と協力

用語解説

- ※ 交通弱者:P 参照
- ※ コミュニティバス:路線バスの廃止代替や公共交通の空白地域解消を目的にした自主運行バス、中心市街地などの活性化を目的に運行する循環バスなど、公費が投入され運行する乗合バスサービス。
- ※ 超低床ノンステップバス:地上面から床面までの高さが約 30cm程度であり、スロープ板や乗降口の有効幅が 80cm以上であることなど「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の基準に適合したバス。
- ※ 空白地域:駅やバス停留所まで距離が遠いなど、公共交通サービスを受けるのに不便な地域。
- ※ 障がいのある人:P 参照
- ※ デマンド型交通:予約型の運行形態の輸送サービス。福祉輸送(要介護者、身体障害者等であって公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介助等と連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービス)や特定施設の送迎サービス等は含まない。
- ※ TDM:自動車の効率的利用や公共交通への利用転換などを促すことにより、発生交通量の抑制や集中緩和など、「交通需要の調整」を図ることで、道路交通混雑を緩和していく取り組み。
- ※ バリアフリー:P 参照
- ※ 三島市エコエコデー:通勤時におけるノーマイカー、時差出勤、相乗りなどにより、交通混雑の緩和や地球温暖化対策などに寄与することを目的に、6月5日の「世界環境デー」に合わせて、市内の事業所参画のもと三島市が平成19年度(2007年度)から実施している取り組み。

施策名	26 良質な住環境の形成〈住環境〉		担当課	建築住宅課												
1 現状と課題																
<ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化、核家族化の進行などによる世帯構成員の変化によって、住宅に対するニーズは多様化しています。 ● 三世帯同居世帯が減少する一方で、単身世帯が増加しています。 ● 子育て世帯や単身世帯に居住面積水準の低い割合が多い。 ● 平成25年住宅・土地統計調査によると、三島市の空き家は、住宅総数53,520戸に対し、7,680戸で、空き家率14.3%となっていることから、今後空き家の利活用等を検討していく必要があります。 ● 空き家を活用し、人口減少対策の首都圏等からの移住促進に繋げていく仕組みづくりが必要です。 ● 首都圏等からの移住者を増やすためには、不動産、リフォーム業者、教育、医療及び生活情報並びに子育て支援策等の市の総合的な情報を包括的に発信することが必要です。 ● 市営住宅では、入居者の高齢化や単身化が進んでいることから、間取の改善や、バリアフリー*化、住替えなどの対応が必要となっています。また、見守り支援等が必要となるケースが増えています。 ● 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のため、情報の提供など支援が必要となっています。(住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業、サービス付高齢者向け住宅事業) ● 分譲マンションでは、区分所有者の高齢化や管理への無関心などにより、適正な管理や修繕が行われていないケースも見られます。 ● 藤代住宅N・S棟について、老朽化及び耐用年数が近づいているため、建替え等について、ファシリティマネジメントの観点を踏まえた検討が必要となっています。 																
2 目的																
良質な住環境の整備を進め、誰もが安全で安定した住生活を送ることができる環境を整備すること。																
3 目標(指標)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状値 (H26)</th> <th>目標値 (H32)</th> <th>指標の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移住者向けに情報提供した中古一戸建て住宅の件数</td> <td>—</td> <td>累計100件</td> <td>インスペクション*した物件を、移住者希望者に情報提供するため、市のホームページ等に掲載した件数</td> </tr> <tr> <td>住宅取得資金の助成事業による移住者の人数</td> <td>—</td> <td>累計880人</td> <td>住宅取得資金の助成事業を利用し、県外や市外から移住した人数</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明	移住者向けに情報提供した中古一戸建て住宅の件数	—	累計100件	インスペクション*した物件を、移住者希望者に情報提供するため、市のホームページ等に掲載した件数	住宅取得資金の助成事業による移住者の人数	—	累計880人	住宅取得資金の助成事業を利用し、県外や市外から移住した人数			
指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明													
移住者向けに情報提供した中古一戸建て住宅の件数	—	累計100件	インスペクション*した物件を、移住者希望者に情報提供するため、市のホームページ等に掲載した件数													
住宅取得資金の助成事業による移住者の人数	—	累計880人	住宅取得資金の助成事業を利用し、県外や市外から移住した人数													
4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)																
<p>(1)総合的な住宅施策の推進</p> <p>① 住宅マスタープランの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住生活の質の向上を図るため、本市の地域特性を踏まえ策定した「三島市住宅マスタープラン」に基づき、計画的に取り組みを進めます。 <p>(2)市営住宅の維持・管理</p> <p>① 市営住宅の全面的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様なニーズに対応した市営住宅の供給を進め、入居者が安全で安心して生活することができるよう、バリアフリー化やリニューアル*を行い、住環境の全面的な改善を図ります。 <p>② 市営住宅の長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 三島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、建物の適切な維持管理を実施することで、更新コストの削減と環境負荷の低減に努めます。 <p>③ 高齢世帯などの安否確認体制の整備</p>																

- 単身の高齢者などが安心して生活できるように、日常の安否確認が容易に行える仕組みを整備していきます。

(3) 高齢者・子育て世帯への住宅支援

① 住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅の情報提供

- 静岡県居住支援協議会と共に、住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進が図られるよう支援します。また、高齢者が生活しやすいようバリアフリー化等がされ、安否確認や生活相談サービスの提供がされているサービス付高齢者向け住宅の情報提供について努めます。

② 子育て世帯などへの住宅支援

- 既存住宅を、子育てしやすい住宅に改修する費用の一部を補助するなど支援策を検討し、実施に努めます。

(4) 住宅取得や住宅管理における安心確保

① 空き家を移住者向け住宅等に活用する取り組みの実施

- 移住者向け住宅等に活用する住宅についてインスペクションを行い、その住宅情報併せて、生活に密着した情報を発信していきます。

② 住宅取得者への支援

- 若い世帯の移住促進に向けて、住宅取得者に対し、補助金を交付する等の支援策を実施します。

③ 民間共同住宅の適切な管理の支援

- マンション入居者や所有者が安心して住宅の取得や管理できる環境を築くため、静岡県が開催するマンション管理セミナーを共催します。

(5) 豊かな暮らし空間の創生

① 優良田園住宅の整備

- 県が進める「豊かな暮らし空間の創生」と「内陸のフロンティア」を拓く取組の「田園居住区整備促進事業」を実現するため、坂地区と大場地区への優良田園住宅の導入を進め、職・住と自然が調和した新しいライフスタイルの場の創出を図っていきます。

5 主要事業

- 住宅マスタープラン推進事業
- 定住施策住宅取得助成事業
- 中古住宅インスペクション事業
- 住宅リフォーム助成事業
- 南二日町住宅全面的改善事業
- 藤代住宅建替事業
- 公営住宅補修事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 日常的な声かけや見守りによる高齢者の孤立化の防止
- 賃貸住宅へ的高齢者世帯の円滑な入居への協力
- 2世代・3世代同居の実践
- 所有者等による建築物や敷地の適正管理
- 移住者に対しての地域でのサポート

用語解説

- ※ バリアフリー:P 参照
- ※ インスペクション:既存住宅において、目視等を中心とした非破壊による現状調査を行い、構造安全性や日常生活上の支障があると考えられる劣化事象等の有無を把握しようとするもの。
- ※ リニューアル:内装などを全面的に改修し、装いを新たにすること。

施策名	27 おいしい水道水の安定供給〈上水道〉		担当課	水道課
1 現状と課題				
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の上水道は、地下水や湧水を水源としており、安全でおいしい水に対する市民のニーズは高い傾向にあります。また、水道水 20 m³使用の場合、全国の給水人口 10 万人以上 30 万人未満の事業者の中で、安価な順から数えて 5 番目(平成 26 年 4 月 1 日現在)の低料金で供給しています。 ● 基幹施設*や管路施設は、昭和 55 年以前に集中的に建設され老朽化が進んでいます。将来にわたり、水道水を安定的に供給するためには、施設の適正な維持管理を行うとともに、限られた事業費の中で、効率的かつ計画的に延命・更新していく必要があります。 ● 配水池などでは、経年劣化の進行や耐震性が不足している施設があり、また、管路では法定耐用年数*を超過した老朽管が増加傾向にあります。これらの水道施設の更新には多額の費用が必要となりますが、法定耐用年数は必ずしも使用限界年数と一致しませんので、使用実績等に基づいた更新サイクルを設定するなど、投資を抑制しながら施設を健全に保つ必要があります。 ● 静岡県が公表した第 4 次地震被害想定では、地震発生直後の上水道の断水率は 97%、1 週間後で 52%とされています。この被害想定を踏まえ、年次計画による水道施設の耐震化や大規模地震発生時における水道施設の被害箇所について、早急な復旧と応急給水体制の確立を図る必要があります。 ● 市民の節水意識の定着や節水型家電機器の普及並びに、人口減少の進行に伴い水需要が減少し、有収水量*及び、水道料金収入の落ち込みが続いています。このように水道事業を取り巻く経営状況は年々厳しくなり、将来にわたって安定した水道事業を継続するために、30 年間以上維持に努めてきた現行の水道料金について、適正な水準での検討が必要な時期にきています。 				
2 目的				
将来にわたり、安全でおいしい水道水を安定的に供給すること。				
3 目標(指標)				
	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
	耐震管の布設延長	61.5Km	96.5km (年約 7km 以上)	新設改良工事と老朽管布設替工事により施工した耐震管延長(累計) 総管路延長: 407.2km
	配水池など施設の耐震化事業 施工箇所数	4 箇所 (6 配水池)	5 箇所 (8 配水池)	耐震化を実施する配水池など施設の施工箇所数 (H10 年度からの累計) 総施設数: 18 施設
4 施策の方向(5 年間の取り組みの内容)				
(1) 上水道事業計画の推進 水道ビジョン(改訂版)の推進				
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市における水道事業の将来像を示し、その実現のための具体的な方策を取りまとめた「三島市水道ビジョン(改訂版)」により、事業実施計画の推進、財政計画の見直し等を、計画的に推進します。 ● 将来にわたり、より安定的に水道水を供給するため、「水道ビジョン(改訂版)」の達成度を評価し、見直しを行うことで、社会情勢や市民ニーズに適応した、より実効性の高い計画の推進を図ります。 				
(2) 安全でおいしい水の供給(安全)				
<ul style="list-style-type: none"> ● 安心して水道水を利用できるよう、水質検査計画に基づき、定期的な水質検査や毎日の水質監視を行います。 ● 水源から給水栓までの水質事故の発生リスクや発生後の対処方法について定めた「水安全計画」を策定し、安全な水の供給を確実にするシステムづくりを目指します。 				
(3) 運営基盤の強化(持続)				
<ul style="list-style-type: none"> ● 水道事業にかかる経費の節減、経営の合理化を推進し、健全な水道事業の経営に努めます。 				

- 将来にわたり、安定した水道事業を継続するために適正な水道料金の設定について検討します。

(4) 水道施設の強化(強靱)

- 基幹施設や管路施設の耐震性を考慮した「三島市水道ビジョン(改訂版)」に基づき、施設、管路の効率的な更新と耐震化対策を実施するとともに、維持管理費の平準化に努めます。
- 電気、機械、計装設備などの施設設備の点検結果を踏まえた補修・修繕を行い、常に良好な状態を維持できるよう努めます。

5 主要事業

- 水道ビジョン(改訂版)推進事業
(井戸さく井事業、施設耐震化事業、送水管更生事業、中央監視装置更新事業、老朽管更新事業、管路新設事業、電気・計装設備更新事業、水質監視事業、水道料金検討事業ほか)

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 宅地内漏水発見のための定期的な水道メーターの点検(ホームページ、上水道、宅地内漏水の発見のしかた参照)
- 路上での漏水箇所について市への情報提供

用語解説

- ※ 基幹施設:浄水場、配水場等、水道水を供給するための拠点となる施設を指す。浄水量、配水量が多い施設や、他の施設で代用できない機能を持つ施設等が選定される。
- ※ 法定耐用年数:地方公営企業法施行規則に定められた、構造物、管路施設、機械設備、電気設備等の資産価値を償却するための年数を定めたもの。配水池 60 年、管路施設 40 年、機械・電気・計装設備 10-15 年等の種類別に定められている。
- ※ 有収水量:配水池から配水した水量のうち、料金徴収の対象となった水量。

施策名	28 美しい景観の保全と形成〈景観〉		担当課	都市計画課							
1 現状と課題											
<ul style="list-style-type: none"> ● 楽寿園をはじめ、源兵衛川や桜川などの富士山の湧水が流れる小河川、緑あふれる白滝公園、三嶋大社など豊かな自然資源や名所は本市を象徴するものとなっています。 ● 市内随所から富士山の雄姿を眺めることができるため、市内外の方から高い関心が集まっています。 ● 地域の特色に応じたきめ細かな景観形成を進めていくため、平成18年(2006年)に県知事の同意を得て景観行政団体*となり、平成20年度(2008年度)には「三島市景観計画」を策定しました。 ● 先人が守り育ててきた景観資源を生かし、三島ならではの魅力ある景観形成に努めてきましたが、さらに磨きをかけることで、観光振興、産業振興及び交流人口・定住人口の増加に繋げていくことが必要です。 ● 市街地では、電線類地中化やガーデンシティみしま事業による街中の整備や、景観重点整備地区の指定により、個性的で魅力あふれる景観が形成され、数々の賞を受けるなど、全国的に高い評価を受けています。 ● 交通環境や居住環境に恵まれている一方で、低層のまち並みにマンションなどの高層建築物が突出して建築されるようになり、眺望や景観の阻害をめぐる紛争が発生しています。 ● 社会環境の変化に伴い、良好な景観を形成しているまち並みから三島らしさや歴史的な趣きが失われ、歴史的価値の高い建造物の維持・管理が困難になっています。また、少子高齢化によって祭礼や伝統行事の担い手が減少していくおそれがあります。 											
2 目的											
三島特有の自然的、歴史的、文化的に優れた景観を維持・保全・活用し、良好な景観を創出すること。											
3 目標(指標)											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">指標名</th> <th style="width: 15%;">現状値 (H26)</th> <th style="width: 15%;">目標値 (H32)</th> <th style="width: 40%;">指標の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美しい景観(都市・自然・歴史)の保全・形成に対する市民の満足度</td> <td style="text-align: center;">43.7%</td> <td style="text-align: center;">57.0%</td> <td>市民意識調査で満足と答えた人の割合</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明	美しい景観(都市・自然・歴史)の保全・形成に対する市民の満足度	43.7%	57.0%	市民意識調査で満足と答えた人の割合		
指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明								
美しい景観(都市・自然・歴史)の保全・形成に対する市民の満足度	43.7%	57.0%	市民意識調査で満足と答えた人の割合								
4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)											
<p>(1)総合的な景観施策の推進</p> <p>① 景観計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市が有する優れた自然的・歴史的・文化的景観の保全を図るとともに、さらに優れた景観の創出を図るため、市域全域を景観計画区域として策定した「三島市景観計画」(良好な景観の形成に関する方針※)に基づく景観形成を、計画的に推進します。 <p>② ガーデンシティを推進する景観誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緑や花のある良好な街区の形成を推進していくため、大規模建築物や地区計画、開発行為などの敷地における花壇や緑化スペースの設置を誘導していきます。 <p>(2)景観形成の推進</p> <p>① 景観形成の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「三島市景観計画」に基づき、市域を6つのゾーンに区分し、ゾーンごとの景観形成方針に沿って、各種施設の建設を誘導します。 <p>② 景観重点整備地区の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特に優れた景観形成を図る必要があると認められる地区は、地域住民と十分な協議を行いながら景観重点整備地区に指定し、良好な景観形成を推進していきます。 ● 本市の景観形成基準に適合した修繕や修景に対し支援を行います。 											

③ 景観重要樹木・建造物の指定など

- 地域の景観や自然、歴史、文化、生活から見て価値のある樹木や建造物などを、景観重要樹木・景観重要建造物に指定し、管理・保全を行います。

④ 優れた眺望地点の指定

- 富士山をはじめとする本市特有の景観を満喫できる地点は、眺望地点として指定し、整備に努めます。

⑤ 三島市景観賞の選定

- 市内の景観形成に寄与していると認められる建築物などのほか、景観の形成に功績があると認められる市民や団体を表彰します。

(3) 景観形成の規制・誘導

① 大規模建築物などの景観形成の規制・誘導

- 届出が必要となる建築物などの新築や増築、改築、移転、外観の変更は、本市の景観形成基準による規制・誘導を行います。

② 屋外広告物の規制・誘導

- 良好な景観形成や風致の維持、また、市民に対する危害を防止するため、屋外広告物の掲出に対して適切な規制を行うことにより、良好な景観への誘導を図るとともに「屋外広告物誘導整備地区」の導入についてさらなる検討を進めます。

(4) 歴史的風致維持向上計画の策定・推進

① 歴史的風致維持向上計画の策定・推進

- 歴史や伝統を反映した人々の活動と、歴史的価値の高い建造物及びその周辺市街地の良好な環境の維持向上を図り次世代へ継承するため、「歴史的風致維持向上計画」を策定し、計画的に推進します。

5 主要事業

- 景観計画推進事業
- 景観重点整備地区指定事業
- 景観重要建造物等指定事業
- 眺望地点指定事業
- 景観賞選定事業
- 屋外広告物対策事業
- 歴史的風致維持向上計画推進事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 三島市景観計画の方針や基準に基づく景観形成への理解と協力
- 建築物等景観マニュアルによる景観の保全・創出への理解と協力

用語解説

※ 景観行政団体: 景観法に基づいた多くの景観施策を実施する地方公共団体。

※ 良好な景観の形成に関する方針: 方針は次のとおり。

- ① 市域全体の景観形成の方針等 ② ゾーン別の景観形成方針 ③ 箱根西麓地域の土地利用上の景観形成の方針④ 建築物等の景観形成の方針(市域全域) ⑤ 特に景観形成を図る必要がある地区の景観形成の方針等 ⑥ 眺望地点に関する方針

第4次三島市総合計画後期基本計画案

基本方針 5

施策名	29 地球温暖化防止活動の推進〈地球環境〉		担当課	環境政策課
1 現状と課題				
<ul style="list-style-type: none"> ● 近年、地球温暖化が進行して、世界的に干ばつや大雨などの異常気象が頻繁に発生し、人間及び生態系が広範囲で深刻な影響を受けており、持続可能な低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現が求められています。 ● 国は、平成 27 年(2015 年)4 月に公表した平成 42 年(2030 年)における電源構成のベストミックス案で、太陽光・風力・水力などの再生可能エネルギーの割合を、平成 25 年(2013 年)の 11%から 22~24%に引き上げることとしました。 ● 国は、平成 27 年(2015 年)12 月に開催された国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議(COP21)で、温室効果ガス排出量の削減目標について、平成 42 年(2030 年)の排出量を平成 25 年(2013 年)比で 26%削減することを表明しました。 ● 静岡県は、平成 27 年(2015 年)3 月に改定した「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」で、「温室効果ガスの削減目標について、平成 32 年度(2020 年度)の排出量を平成 17 年度(2005 年度)比で 20%削減」と、現計画(15%削減)より厳しい目標を設定しました。 ● 三島市全域から排出される温室効果ガスは、平成 21 年度(2009 年度)以降、一貫して増加しており、特に、平成 24 年度(2012 年度)の民生・家庭部門*からの排出量は、平成 21 年度に比べ、約 22%増加しています。 ● 災害等により供給が一部停止しても全体への影響が少ない自律分散型エネルギーや、送電ロスが少ないエネルギーの地産地消を取り入れたスマートハウスの普及促進が求められています。 ● 地球温暖化を防止し持続可能な社会を形成するため、「第2次三島市環境基本計画」に基づき、市民・事業者・市が協働して環境の保全、継承に総合的に取り組むことが必要です。 ● 地域での環境活動をけん引する環境ボランティアや環境リーダーで経験豊富な方が減少しているため、育成を図ることが課題となっています。 ● 本市は、平成 12 年(2000 年)7 月に ISO14001 を認証取得したのち、平成 26 年(2014 年)4 月に独自の環境マネジメントシステムに移行し、自らの環境負荷の低減に努めています。 ● 市内の事業所の ISO14001 やエコアクション 21*等の環境マネジメントシステムの取得が伸び悩んでいます。 ● 環境ボランティアの活動拠点であり、また登録有形文化財であるエコセンターは、建築後 85 年が経過しており、耐震診断やその結果により耐震補強が必要となっています。 				
2 目的				
かけがえのない地球環境を守り、良好な環境を次世代に引き継ぐこと。				
3 目標(指標)				
	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
	環境リーダー育成人数	1,520 人	2,000 人	市民を対象とした環境教育に参加した人数 (H12 からの累計)
	新エネルギー等導入件数	1,887 件	3,600 件	新エネルギー設備等導入助成を利用した件数 (H12 からの累計)
	市役所からの温室効果ガス排出量	29,049 t-co2 (H25 実績)	25,939 t-co2 (H31 実績)	三島市役所の事務事業から排出される温室効果ガスの二酸化炭素換算値
4 施策の方向(5 年間の取り組みの内容)				

(1) 総合的環境施策の推進

① 環境基本計画の推進

- 「第2次三島市環境基本計画」に基づき、戦略的プロジェクトである「エコガーデン・プロジェクト」と「ボトムアップと協働による環境活動プロジェクト」を中心に、環境の保全や創造に関する施策の一層の推進を図ります。
- 市全体からの温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。

(2) 地球環境対策の推進

① 地球温暖化対策の推進

- 三島市ストップ温暖化推進協議会の活動を支援し、市民や企業等に温暖化防止の取り組みを啓発します。
- 家庭版 ISO (エコパートナー) の認定者を増やし、市民への環境行動の定着を図ります。
- 緑のカーテンなど、家庭で行いやすい取り組みを啓発します。

② 環境マネジメントシステムの推進

- 一事業者として、三島市が独自の環境マネジメントシステムを運用し、市の事務事業に起因する環境への負荷を軽減します。
- 中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 の取得を支援します。

③ 資源・エネルギー対策の推進

- 再生可能エネルギーの普及拡大のため、太陽光などの新エネルギー関連機器の導入促進に努めるとともに、比較的水温の低い三島の地下水を用いた地下水熱利用*などの研究を進めます。
- 公共施設への新エネルギー・省エネルギー設備の設置を進めます。
- 家庭用燃料電池など、CO2を発生しない水素を活用した燃料電池システムの普及拡大を図ります。
- モデル地区を指定し、太陽光発電や蓄電池などを備えたスマートハウスが集まった、三島版スマートシティの構築に努めます。
- 子ども会などが実施する資源物の回収活動を支援し、ごみの再資源化を推進します。

(3) 地域の環境活動及び環境教育・環境学習の推進

- 環境保全活動について、学校や地域で中心的な役割を担う環境リーダーを育成します。
- 幼児から大人まで、各世代に応じた環境教育など、環境について自ら考え、率先して行動ができる人づくりを推進します。
- 環境ボランティアと連携したごみ拾いや花壇づくり、園児との野菜づくりなど、まちの景観や人の健康にも寄与する環境保全活動を推進します。
- 市民相互の交流を促進するとともに、市民団体や地域に住む人たちが主体的、積極的に取り組んでいける環境活動を支援します。
- 環境学習に、世界遺産である富士山や伊豆ジオパークを構成する楽寿園、源兵衛川、白滝公園などを活用し、子供達に自然の豊さと大切さを学んでもらいます。
- 環境学習の機会の提供や環境リーダー育成の場として、また、環境情報や世界遺産となった富士山に関する情報などの発信拠点として、エコセンター(旧三島測候所)の活用を図るとともに、登録有形文化財という側面に配慮しながら耐震診断や耐震補強を検討します。

5 主要事業

- 環境基本計画推進事業
- 地球温暖化対策推進事業
- 環境マネジメント推進事業
- 家庭版ISO(エコパートナー)認定事業

- エコパートナー認定事業
- エコアクション 21 取得支援事業
- 公共施設新エネ・省エ設備導入事業
- 資源ごみ回収報奨金交付事業
- スマートハウス設備導入費補助事業
- スマートハウス普及促進モデル地区補助事業
- 次世代リーダー育成事業
 - ・小学生環境探偵団事業
 - ・中学生環境リーダー育成事業
 - ・幼児環境教育プロジェクト事業
- 地域環境づくり推進事業
 - ・エコリーダー活動支援事業
 - ・ストップ温暖化推進員活動事業
 - ・地域情報誌作成支援事業
 - ・環境ボランティア育成事業
- 市民環境リーダー育成事業
- エコセンター管理運営事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 環境に配慮した生活の実践
- 環境負荷の少ない事業活動
- 地球温暖化防止活動の実践
- 地域の環境保全活動への参加
- ISO14001 やエコアクション 21 の取得

用語解説

- ※ 民生・家庭部門: 三島市での算定においては、家庭で使用された電気、ガス、灯油の消費により排出される温室効果ガスが計上されている部門で、自家用車の利用など人・物の移動によるものは含まない。
- ※ エコアクション 21: 環境省が中小事業者向けに策定した、認証・登録制の環境マネジメントシステム。
- ※ 地下水熱利用: 地中熱利用の一形態で、一年を通して水温が 15 度程度に保たれている三島の地下水と外気との温度差を、ヒートポンプ熱源などに利用することで、空調等の省エネ化を図るもの。

施策名	30 自然環境に配慮した生活環境の保全 〈生活環境・自然環境〉	担当課	環境政策課
-----	------------------------------------	-----	-------

1 現状と課題

- 安全・安心な暮らしは誰もが望むところであり、良好な生活環境や多様な生命が育まれる自然環境を維持していくことが求められています。
- 大気汚染、水質汚濁、自動車交通騒音などを定期的かつ継続的に測定・監視し、生活環境の保全に努めています。
- 原子力発電所に起因する放射性物質への対応として、空間放射線量及び土壌放射エネルギーを測定し、監視を行っています。
- 公害・環境保全に係る迅速な行政指導により、法規制に関連する公害苦情は減少していますが、個人に対する苦情や法規制では対処できない苦情が増加傾向にあります。
- 本市の環境の現状などを掲載した報告書の作成・公表や、インターネットによる情報の発信など、正確で適切な環境情報を提供し、また、環境保全団体の事業を活用することにより、市民の環境保全に対する意識の啓発に努める必要があります。
- 清潔で美しい街並みや快適な空間の保全を図るため、「三島市快適な空間を保全するための公共施設における喫煙の防止等に関する条例」により、路上喫煙対策の強化、受動喫煙の防止を図っています。
- 生物多様性※基本法が平成20年(2008年)6月に施行され、多様な生命が育まれる自然環境を保全しつつ、良好な生活環境を確保していくことが必要になっています。
- 飼い犬や飼いねこの飼い主に対するマナーの相談や飼い主のいないねこに関する相談が多く寄せられています。適正な動物飼養の意識を向上させ、近隣被害を防止することが求められています。

2 目的

多様な生命が育まれるなど、豊かな自然環境を守るとともに、快適な生活環境を確保すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
大気・水質などの環境基準の達成率	100.0%	100.0%	大気、水質、騒音などの測定箇所のうち、環境基準に適合している箇所の割合
環境の満足率	61.6%	64.5%	市民意識調査における「環境の満足率」(全7項目の平均)
清掃奉仕活動・環境講演会参加人数	1,214人	1,250人	市、環境保全団体が実施する清掃奉仕活動、講演会などへの参加者数(年間)

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 生活環境の監視・保全

① 生活環境の監視

- 大気・水質・騒音・空間放射線量などを定期的、継続的に測定・監視します。

② 生活環境保全の指導

- 市民生活に影響する野焼き・騒音などの各種苦情・相談に対し、迅速かつ的確に対応します。
- 事業所などを発生源とする騒音・振動・悪臭については本市が指導や指示を行い、その他環境関連法の特定施設※においては、県との立入検査などによって指導を行います。

(2) 環境保全の啓発・普及

① 環境情報の公表・提供

- 身近な環境の状態や環境政策の進捗状況などを明らかにするため、年次報告書「環境報告書～三島の環境～」を発行するとともに、ホームページなどで公表します。また、広く環境情報を収集し、市民・関係団体などに対し、最新の環境情報の提供に努めます。

② 環境保全活動の支援・促進

- 市内の事業所などにより構成されている三島地区環境保全推進協議会をはじめとした、各種環境団体の環境保全に関する活動や取り組みを支援します。
- ③ 公共の場における喫煙マナーの徹底と指導の強化
- 快適な空間の保全を図るため、快適空間指定区域における路上喫煙や受動喫煙を防止し、マナー順守意識の喚起に努め、美しく品格あるまちづくりを進めます。

(3) 生物多様性の保全

① 自然環境基礎調査結果の活用

- 平成 13・14 年度(2001・2002 年度)に実施した三島市自然環境基礎調査、平成 21・22 年度(2009・2010 年度)に実施した山田川流域、平成 23・24 年度(2011・2012 年度)に実施した沢地川流域の自然環境基礎調査の動植物情報を冊子やホームページなどで公表するとともに、今後、自然環境基礎調査の追加調査及び期間経過による追跡調査を行い、生物多様性の保全のための啓発資料などとして活用を図ります。

② 自然保護意識の啓発

- 生息する多様な動植物の保護の推進や各種団体と協働した行事などを通じ、市民の自然保護意識の啓発に努めます。

(4) 犬やねこの適正な飼養の推進

① 飼い犬や飼いねこの適正な飼養

- 飼い犬や飼いねこの適正な飼養についての苦情・相談を減らすため、飼い主に対してのマナー啓発など動物飼養の意識向上を図ります。

② 地域ねこ事業の推進

- 飼い主のいないねこの繁殖を防止するため、地域ねこ事業として、飼い主のいないねこの避妊去勢手術補助事業を実施します。

5 主要事業

- 環境保全推進事業
- 生活環境監視事業
- 環境年次報告書作成事業
- 三島地区環境保全推進協議会補助事業
- 路上喫煙・ポイ捨て防止対策事業
- 自然環境基礎調査事業
- 生物多様性保全啓発事業
- 犬及びねこ適正飼養啓発事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 環境保全推進団体の活動への参加
- ポイ捨てごみなどの回収・啓発活動への参加
- 路上喫煙防止活動の実践
- 公害防止活動の実践
- 自然環境保護意識の向上

用語解説

- ※ 生物多様性:あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態のこと。さらに、生物が過去から 未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。
- ※ 特定施設:工場や事業所に設置されている各種の施設のうち、生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で届出が義務付けられている施設の総称。

施策名	31 循環型社会の形成 〈ごみ・リサイクル〉	担当課	生活環境課
-----	------------------------	-----	-------

1 現状と課題

- 本市は、清潔で住みよい郷土の建設を推進するため、昭和37年(1962年)に「環境衛生都市」を宣言しています。
- 市内の家庭や事業者から排出されるごみの量は、平成13年度(2001年度)から増加し始め、その後、市民の環境意識の向上や近年の経済情勢の影響などにより、平成18年度(2006年度)をピークとして減少傾向にあります。市民1人1日当たりのごみ排出量は、依然として県内10万人以上の市のなかで最も多い状況にあります。
- 現在、古紙やビン・缶類など12品目のごみの分別収集を実施していますが、平成25年度に実施した「ごみ減量及び分別等に関する市民意識調査」で、約9割がごみ減量・リサイクルに関心があると回答であったため、ごみの資源化への関心は高く、分別の細分化が望まれています。
- 限りある資源を大切に、環境にやさしい清潔なまちづくりを進めるため、また、ごみ処理施設や最終処分場の延命化のため、さらなるごみの減量化・資源化が必要です。
- ごみ集積所に排出された廃棄物の中から資源物を持ち去る行為が後を絶たないため、資源物の持ち去り行為を抑止する対策を講じる必要があります。
- ごみ処理量全体の20%以上を占める事業系ごみ[※]について適正区分・適正処理の徹底を図るとともに、減量に向けた取り組みが必要となっています。
- 市外の事業系ごみが市内に流入しているため、防止する対策を講じる必要があります。
- ごみ焼却処理施設や粗大ごみ処理施設の老朽化に対応するため、精密機能検査や長寿命化計画の策定を経て、平成25年度(2013年度)から3ヵ年でごみ焼却処理施設の大規模改修を実施したが、今後も公共施設等総合管理計画に基づく更新や修繕の実施により、適正運転と管理に努める必要があります。
- 最終処分場の残余容量が少ないため、焼却灰の外部搬出を継続しながら、新たな最終処分場の候補地をしばり、施設整備の準備に着手するとともに、広域化の取り組みを含めた検討が必要となっています。
- 後を絶たない不法投棄について、不法投棄監視員によるパトロールなど、市民との協働により早期発見・早期回収に努める必要があります。
- 災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する混乱を最小限にするため、市の災害廃棄物処理計画の策定が求められています。

2 目的

限りある資源を大切に、ごみのない清潔なまちづくりを進め、環境負荷の少ない循環型社会を構築すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
1人当たり1日のごみ排出量	1,020 g	943 g	市民1人が1日に出すごみの排出量
ごみのリサイクル率	15.0%	25.0%	ごみの排出量のうち、リサイクルされた資源ごみの割合

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1)ごみの減量・資源化の推進

① 一般廃棄物処理基本計画の推進

- 環境への負荷の少ない資源循環型社会を構築するため、「一般廃棄物[※]処理基本計画」に基づき、社会情勢の変化などに応じたごみの減量化・資源化やごみの適正処理を推進し、環境衛生の向上に努めていきます。

② ごみの排出抑制

- 環境にやさしい生活スタイルの確立を目指し、ごみ減量化に対する市民や事業者への意識啓発に努め、生ごみの減量化をはじめとする、ごみの排出抑制に向けた取り組みを進めていきます。
- ごみ減量化の推進、ごみ処理にかかる費用負担の公平化及びごみ処理にかかる税負担の軽減を図るため、平成 28 年 4 月に生活系持ち込みごみを有料化したので、今後はその削減効果を検証するなかで、ごみ袋への処理手数料の上乗せ等について検討を進めていきます。
- 平成 28 年 4 月に事業系ごみ処理手数料を改定したので、今後は周辺自治体とのバランスを考慮しながら、ごみ処理原価を基本とした事業系ごみ処理手数料の定期的な見直しを推進していきます。

③ ごみの資源化と分別の拡大

- ミックス古紙をはじめとするごみ分別ルール of 周知徹底や収集運搬や中間処理にかかる費用面等を含めた廃プラスチック類の分別拡大の検討等、資源循環システムの形成に向けた取り組みを進めていきます。
- ごみ集積所から資源物を持ち去る行為に対して、警察と連携して取り締まりを進めていくとともに、持ち去りを禁止する条例の制定等を検討していきます。

④ 広域的な取り組みの推進

- 近隣の 8 市 4 町*で構成される駿豆地区広域市町ごみ処理問題検討会において、ごみの減量化や資源化など、それぞれの市町が抱える問題等について検討します。
- ごみ処理広域化の方向性について調査研究を進めていきます。

⑤ 広報啓発活動の推進

- わかりやすい広報誌の発行、自治会や環境美化推進員の協力による啓発活動、一般市民も対象にした施設見学の積極的な受け入れ、出前講座や説明会等の開催を推進します。

(2) ごみの適正処理

① ごみ処理の効率化

- ごみ処理の効率化を図るため、自治会の協力のもと、適切な集積所の配置や、適正なごみの排出と分別の指導徹底に努め、適正なごみ収集及び処理を実施します。
- 事業系ごみについて、適正な分別収集と一層の資源化を図るよう指導するとともに、定期的なごみ検査の実施や多量排出事業者に対する減量化の指導等、ごみの適正処理及び排出抑制に向けた取り組みを進めていきます。
- 少量排出事業者の事業系ごみを市が収集運搬する制度の見直しに向け検討を進めていきます。

② ごみ処理施設の維持管理

- 年々老朽化するごみ処理施設について計画的な点検を行うとともに、公共施設等総合管理計画の策定を経て、適切な施設の更新や修繕などを実施し、環境基準に適合する安定した処理施設の稼働に努めます。
- 最終処分場の残余容量が少ないため、焼却灰の外部搬出を継続しながら、新たな最終処分場の候補地をしばり、施設整備の準備に着手していきます。

③ ごみ処理施設の老朽化・延命化対策

- 循環型社会形成推進地域計画と長寿命化計画に基づき、ごみ処理施設の計画的な延命化を進めていきます。

④ 災害時のごみ処理対策

- 国の指針や県の計画を踏まえ、地域防災計画との整合を図り、災害廃棄物処理計画の策定を進めていきます。

(3) 環境衛生の向上

① 不法投棄の防止

- 不法投棄監視業務委託や不法投棄監視員によるパトロールの実施や、市民からの通報などの協力を得て、県や警察等関係機関と連携して監視強化及び不法投棄防止対策に努めます。

② 地域美化・防疫業務の支援

- 地域における環境美化のリーダーである環境美化推進員の円滑な活動を支援し、また、自治会などが行う清掃などの環境美化活動を支援します。
- 清潔で安全な住みよい生活環境を確保するため、ユスリカ駆除などの防疫活動を支援します。

5 主要事業

- 一般廃棄物処理基本計画推進事業
- 一般廃棄物資源化事業
- 一般廃棄物収集運搬事業
- 施設管理業務委託事業
- 施設補修事業
- 処理施設整備事業
- ダイオキシン対策事業
- 環境衛生推進事業
- 環境美化推進員活動補助事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- ごみの減量化への取り組みの実践
- ごみの資源化への取り組みの実践
- ごみ収集の効率化への理解と協力
- 不法投棄防止への取り組みの実践

用語解説

- ※ 事業系ごみ: 事業活動に伴い事務所や工場、店舗等から生じる廃棄物。
- ※ 一般廃棄物: 産業廃棄物以外の廃棄物。
- ※ 産業廃棄物: 事業活動に伴い生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物。
- ※ 8市4町: 沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町。

施策名	32 健全な森林・水資源の保全 〈森林・水資源〉	担当課	水と緑の課、 農政課
-----	-----------------------------	-----	---------------

1 現状と課題

- 本市の面積の約 3 分の 2 を占める箱根西麓の山間丘陵地の森林では、国産材価格の低迷などを背景に整備や管理が不十分な状況が続いており、治山・治水や水源かん養などの森林の公益機能低下が危惧されています。
- 集中豪雨や台風による災害を未然に防止し、市民の生命・財産を守るため、計画的な間伐や林道整備を推進する必要があります。
- 竹材消費量の大幅な減少などにより放置竹林が増加していることから、適正な管理による良好な森林形成が求められています。
- 未利用の林地残材を減らし間伐材を有効利用していくため、切捨て間伐から利用間伐へと転換していく必要があります。
- 森林ボランティアの育成や支援により、協働による森林整備活動を進めていく必要があります。
- 本市の湧水量は減少傾向が続いており、不安定な状況にあります。黄瀬川上流域の市町と連携して地下水保全対策を推進する必要がありますが、流域全体の足並みが揃わない状況にあります。
- 市民 1 人当たりの水道使用量は県平均(389 ㍓)と比較すると高い水準にあることから、節水意識をさらに向上させることが必要です。
- 地下水の保全と生活用水の確保のため、今後も地下水保全対策に取り組むことが必要です。
- 市街化により低下した地下水かん養機能を補うため、雨水浸透マス*の普及などを図っていく必要があります。

2 目的

健全な森を育成し、治山・治水など森林のもつ公益的機能の増進を図るとともに、合理的な水利用の推進とかん養量の増加を図り、水資源を確保すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
間伐実施面積	1,269ha	1,400ha	三島市森林整備計画に基づき間伐を行った森林面積(累計)
1人当たり1日の水道使用量	409 ㍓	401 ㍓	市民1人が1日に使う平均水道使用量

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 森林の保全

① 森林の育成・保全

- 森林のもつ多様な公益的機能の発揮・維持のために策定した「三島市森林整備計画」に基づき、間伐や造林、保育などきめ細かな森林施業を推進します。
- 健全な森林を長期的な観点から計画的に維持・育成していくため、森林所有者などが自ら立てる森林経営計画を推進していきます。
- 間伐モデル地区の選定と、同モデル地区における利用間伐の推進状況などを踏まえながら、三島市森林整備計画の実現に向けた具体的な取り組みを定める「(仮称)三島市間伐アクションプラン」の策定について検討を進めます。

② 放置竹林対策の推進

- 放置竹林の拡大・侵入を防止するため、竹林の間伐・皆伐を推進するとともに、所有者による適正な維持管理につながる方策を検討します。

③ 林道の整備

- 計画的な森林整備を進めるため、林道の整備や作業道の開設を推進します。
- ④ 間伐材(木材・竹)の利用促進
 - 間伐材の利用促進を図るため、間伐モデル地区を選定し、さまざまな取り組みを推進します。特に間伐材を利用した木製品の提案、公共施設での利用などを促進します。
- ⑤ 森林ボランティアの育成・支援
 - 人と森林とのかかわりなどへの理解を深めるとともに、森林環境整備や接待茶屋周辺の森づくりを推進するため、ボランティア団体などを育成・支援します。また、接待茶屋を有効活用し森林教育の推進を図ります。

(2) 水資源の保全

- ① 黄瀬川流域地域との連携強化
 - 地下水保全に関する啓発活動や水源かん養の取り組みを黄瀬川流域全体で効果的に行うため、県や 1 市 2 町(沼津市、清水町、長泉町)との連携強化に努め、更には上流都市町を含めた地下水の保全及び涵養に取り組みます。
- ② 地下水、湧水量の監視
 - 2 市 2 町(沼津市、三島市、清水町、長泉町)で組織する黄瀬川流域地下水利用対策協議会により、定期的な地下水位の観測とともに、井戸の掘削の届出指導を行い地下水の保全を図ります。
- ③ 地下水かん養・節水活動の推進
 - 箱根西麓での森の小さなダムづくり*の実施や雨水浸透マスの設置などにより地下水かん養を図るとともに、節水コマ**や雨水貯留施設の設置の普及により地下水の保全を図ります。
- ④ 恒久水源確保に向けた第2工業用水道の促進
 - 黄瀬川流域全体の水需要の安定と地下水保全のため、第2工業用水道の必要性を流域市町に働きかけるなど、恒久水源確保に関する施策の推進を図ります。

5 主要事業

- 間伐事業
- 放置竹林対策事業
- 間伐アクションプラン策定検討事業
- 森林経営計画推進事業
- 林道維持管理事業
- 間伐材の利用促進事業
- 森林ボランティア推進事業
- 小沢の里維持管理事業
- 地下水保全対策事業
- 地下水位・湧水量観測事業
- 森の小さなダムづくり事業
- 雨水浸透貯留等施設設置補助事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 森林の役割、仕組みを学習するための森林イベントへの参加
- 森林ボランティア活動への参加
- 森林所有者及び林業事業者と協働して森林経営計画の策定に取り組む。
- 森の小さなダムづくりへの参加
- 節水コマや雨水浸透マスの設置

用語解説

- ※ 雨水浸透マス:屋根に降った雨水をろ過し、効率よく大地に浸透させる施設。地下水のかん養と浸水被害の防止を目的とする。
- ※ 森の小さなダムづくり:森林の地下水かん養の働きを高め、土砂の流出を防ぐため、雨が降ったときに水が流れる山の谷の部分に、間伐(かんばつ)して不要になった丸太を2~3段積上げて小さなダムを何段も作る取り組みのこと。
- ※ 節水コマ:水資源の有効利用と上水道の節水を図るために、水道蛇口からの流量を調整する器具。蛇口内に取り付けて使用する。

施策名	33 緑と水辺空間の保全と創出 〈緑・水辺空間〉	担当 課	水と緑の課、 楽寿園
-----	-----------------------------	---------	---------------

1 現状と課題

- 潤いとやすらぎのあるまちづくりを進めるには、市街地の緑や湧水を活かした水辺空間の保全・創出・活用を図る必要があります。
- 本市の1人当たりの公園面積は県内で比較すると低い水準にあることから、計画的な公園の整備が求められています。
- 中心市街地に設置する花飾りの作製経費の軽減のため、より開花期の長い品種の情報収集及び効率的な維持管理の検討やボランティアの拡充を図る必要があります。
- 市民緑化を進めるため、みどりまつりや花づくり講習会などの身近な緑を楽しむイベントを継続的に実施していく必要があります。
- 本市の公園施設については、今後、一斉に更新時期を迎え、財政負担の増大・集中が懸念されており、予防保全の考え方に基づく計画的な改築・更新により、ライフサイクルコストの低減と限られた財源の有効活用を図る必要があります。
- 公園や街路樹などの維持管理費が年々増加していることから、市民との協働による新たな緑の管理体制が必要となっています。
- 三島墓園について、墓地の需要と敷地の有効活用に配慮した計画的な整備が課題となっています。
- 墓地経営許可に伴い墓地利用者や墓地近隣住民とのトラブルが発生するケースが他市町で見られ、また、遺骨埋葬に関する市民ニーズの多様化に対応するため、墓地経営許可及び散骨場経営に関する規定を条例化する必要があります。
- 源兵衛川や大場川、清住緑地などの水辺は、憩いの場として多くの人に利用されています。また、テレビドラマの撮影現場にも使われ、ここを訪れる観光客も増加していることから、今後も適切な維持管理が求められています。
- 楽寿園は三島溶岩や小浜池を擁しており、富士山の世界遺産登録や伊豆半島ジオパークのジオサイト構成資産として認定されたことに伴い、観光客の更なる増加が期待できるため、積極的な情報発信を行う必要があります。
- 入園者の利便性や快適性の増進に資するため、秩序ある整備と継続的な維持管理を進める必要があります。
- 市民活動への参画やボランティア活動の実践の場として、楽寿園を活用する機運が高まりつつあることに加え、効率的な楽寿園運営を目指すため、市民ボランティアとの協働を推進する必要があります。
- ガーデンシティみしまやスマートウェルネスみしまを推進していく上で、三島駅前にある貴重な自然空間を良好に保全し、活用を進めていくことが重要です。
- 三島駅前に位置し、中心市街地に隣接するため、入園者数の増加を図り、市内回遊を促進し、街中の活性化や賑わいの創出に寄与することが求められています。

2 目的

緑豊かな生活空間と水辺環境などの保全・創出・活用を図り、潤いとやすらぎのあるまちづくりを推進すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
都市公園の開設済み面積 (1人当たりの都市公園面積)	40.44ha (3.62㎡/人)	55.68ha (5.11㎡/人)	市で開設した都市公園の総面積
楽寿園入園者数	275,353人	300,000人	楽寿園の入園者数(年間)

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 総合的な緑化施策の推進

① ガーデンシティみしまの推進

- 自然・環境・歴史・文化などの本市の貴重な財産と、長年に渡り続けられてきた「みどりと花いっぱい運動」をはじめとする緑化活動を活かし、市民の手で美しく活気あるまちづくりを目指すため、「ガーデンシティみしまアクションプラン」に基づく施策の推進を図ります。

② 緑の基本計画の推進

- 緑地の保全や緑化の推進の指針とするために策定した「三島市緑の基本計画」に基づき、緑の保全・創出・活用を図るとともに、自治会・老人会などの地域組織、各種ボランティア、団体、学校、事業者などの協働によるシステムづくりを進めます。

③ 緑化の推進

- 企業花壇、地域花壇の推進の強化や、市民、NPO、事業者などとの協働により、市民力を生かした花のまちづくりを推進します。
- 中心市街地の幹線道路沿いに花を配置するとともに、花と緑による美しいまち並みづくりと市内に点在する貴重な緑のネットワーク化を推進します。
- みどりまつりや緑化講習会を通じて「みどりと花いっぱい運動」を推進するとともに、生垣づくりの奨励や記念樹の配布、屋上・壁面緑化への支援により市民緑化を進めます。

④ 緑の保全・育成

- 市民や事業所からの募金による「ふるさとの緑保全基金」を活用し、市内に残された貴重な樹林地や巨樹などを保全します。また、街路樹の適切な維持管理を行い、良好な市街地の緑の育成に努めます。

(2) 公園・緑地・墓園の整備

① 公園・緑地の整備・管理

- (仮称)中郷温水池・嫁ヶ久保公園・清住緑地・ポケットパーク*などを含む公園・緑地を適切に配置し整備を図ります。

また、快適で安全な公園を提供するため、遊具や施設の安全点検、定期的な除草や樹木の剪定など適切な維持管理を実施します。

- 安全・安心な公園施設の利用促進と、将来の維持補修に要するコスト低減のため、「(仮称)三島市都市公園長寿命化計画」を平成30年度(2018年度)までに策定し、都市公園施設の計画的な改築・更新を図ります。

② 墓園の整備・管理

- 清潔で快適な墓地を提供するため、定期的な除草や樹木の剪定など適切な維持管理を行います。
- 墓所の使用状況・市民ニーズ・需要などを踏まえて納骨堂の建設を推進します。
- 墓地等の経営許可及び散骨場の経営許可に関する規定を明確にするための条例を制定します。

(3) 水辺環境の保全

① 水辺環境の適正管理

- 水辺環境の再生と保全を図るため、源兵衛川や大場川、清住緑地などの除草や樹木管理を行うなど、水辺環境の適正な維持管理を実施します。
- 市民、NPO、事業者及び行政の協働による水辺環境保全活動の活性化を図ります。

(4) 楽寿園の保全と活用

① 庭園・文化財の保全管理

- 国の「天然記念物及び名勝」に指定されている庭園や県・市の文化財に指定されている楽寿館、梅御殿は三島市民共通の財産であり、将来にわたり良好な状況を保つ必要があるため、継続的かつ適切な維持管理に努めると共に、自然や歴史的価値の情報発信を行います。

- 来園者の利便性や動線に配慮し、楽寿園の用途や目的に合わせた区域ごとの整備に努めます。
- ② 公園機能の充実と利用の促進
- 三島駅前に位置し、市街地中心部への起点となるセントラルパークとしての環境整備を行うとともに、ガーデンシティみしまの中核をなす庭園ゾーンとしての空間づくりに努めます。
 - 三島市で実施している活動量計を用いた健康づくり事業と連携し、緑や自然に親しみながらウォーキングできる場所としてPRするとともに、スマートウェルネス事業を推進します。
 - 中心市街地の賑わいの創出、地域活性化の推進のため、集客力のある民間イベント等の実施を促進します。
 - 楽寿園事業を遂行する上で、楽寿園ボランティアとの協働事業を推進します。

5 主要事業

- 緑の基本計画推進事業
- みどりと花いっぱい運動推進事業
- ガーデンシティみしま推進事業
- 遊休地対策事業
- 屋上等緑化補助事業
- 緑道育成事業
- 都市公園整備事業
- 公園等管理事業
- 三島墓園納骨堂整備事業
- 河川環境管理事業
- 農業用施設維持管理事業(中郷温水池)(再掲)
- 楽寿園庭園及び文化財保全整備事業
- 寿館等文化財維持補修事業
- 楽寿園再編対策事業
- 楽寿園行事・イベント実施事業
- 都市公園施設長寿命化事業
- 街の森保全整備事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 地域ボランティアの活動への参加
- 「みどりと花いっぱい運動」への参加
- 地域が主体となった公園・広場の管理

用語解説

※ ポケットパーク:もともとは「ベスト(チョッキ)ポケットパーク」と呼ばれ、わずかな空き地を利用して整備された広場などのこと。

施策名	34 生活排水処理の推進 〈生活排水※〉		担当課	下水道課
1 現状と課題				
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の平成26年度(2014年度)末現在の公共下水道処理人口普及率は8割を超えており、県内市町の中では極めて高い水準まで整備が進んでいます。 ● 快適な生活環境を確保するため、引き続き計画的な公共下水道の整備が必要ですが、将来推計人口、費用対効果等を考慮した効率的な整備の方法や下水道計画区域の見直しの検討が必要となっています。 ● 公共下水道施設の維持管理費用を抑制するため、老朽化した施設のライフサイクルコストを意識した計画的な施設の改築や延命化、管理の効率化が必要となっています。 ● 公共下水道未整備地区については、河川の水質保全を図るため、合併処理浄化槽※の設置推進を図る必要があります。 ● 衛生プラントで処理するし尿や浄化槽汚泥は公共下水道の普及に伴い減少傾向にあることから、これらの効率的な処理方法と施設の維持管理方法に関する調査・検討が求められています。 ● 静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、公共下水道施設の耐震化を進め、大規模地震発生時における公共下水道の機能支障箇所について、早急な回復を図る必要があります。 				
2 目的				
生活排水処理による河川の水質保全を図り、安全で快適な生活環境を確保すること。				
3 目標(指標)				
指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明	
公共下水道処理人口普及率	80.2%	85.0%	行政人口※に対する公共下水道処理区域内の現住人口の割合	
汚水処理人口普及率	89.6%	94.1%	行政人口に対する公共下水道や合併処理浄化槽などにより、生活排水処理をしている人口の割合	
水洗化率	91.0%	92.2%	公共下水道処理区域内の現住人口に対する実際に下水道を使用している人口(水洗化人口)の割合	
4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)				
<p>(1) 公共下水道事業の推進</p> <p>① 公共下水道整備事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「三島市公共下水道事業基本計画」に基づき、中郷地区は単独公共下水道※として、錦田・北上地区などは流域関連公共下水道※として整備を進めます。 <p>② 公共下水道施設の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管きょや終末処理場、ポンプ場施設の計画的な点検と検査、修繕などの実施により、故障防止や機器類の延命化、確実な汚水の排除・処理を実現し、周辺環境に配慮した適正で効率的な公共下水道施設の維持管理を行います。また、長寿命化計画や耐震化計画に基づき、これら施設の延命化と耐震化を効果的かつ効率的に進めるとともに、維持管理費の平準化に努めます。 <p>③ 公共下水道への切り替え促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共下水道への早期切り替えを促進するため、文書や電話などによる水洗化指導を強化し、併せて工事費用の融資あっせんや利子補給などの水洗化促進制度を引き続き実施します。 <p>④ 健全な公共下水道事業の経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経費の節減や事業の合理化に努めるほか、経理手法を従来の官庁会計方式(単式簿記)から企業会計方式(複式簿記)に移行させることにより、経営状況を的確に把握し経営情報の明確化・透明性を高め、健全な公共下水道事業の経営に努めます。また、適正な下水道使用料の把握に努めます。 				

(2)し尿・浄化槽汚泥の処理

① 衛生プラントの維持管理

- 施設機器類の故障防止と延命化のため、計画的な点検や修繕を行うとともに、処理水や排出ガスなどの監視測定を実施するなど、適正で効率的な維持管理に努めます。

② し尿・浄化槽汚泥の効率的な処理

- し尿や浄化槽汚泥の搬入量を的確に予測し、処理量に対応した施設整備を行うとともに効率的な汚泥処理方法の検討を進めます。

(3)公共下水道未整備地区の生活排水処理

① 公共下水道計画区域の見直し

- 将来人口の見直しなどに基づき、適切な整備・管理が実施できるような公共下水道計画の見直しを進めます。

② 合併処理浄化槽設置の促進

- 生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、合併処理浄化槽の設置を支援します。

(4)大規模地震発生時の対応

① 生活排水処理の保全等

- 大規模地震発生時における生活排水処理の保全を図るため、機能に支障が生じた公共下水道施設について「三島市下水道業務継続計画」に基づき早急な回復に努めます。
- 大規模地震発生時に備え、マンホールトイレほか避難所のトイレ対策について検討を進めます。また、地震発生時には「三島市業務継続計画」に基づいた仮設トイレの設置を行うなど、被災時における市民の生活環境の確保に努めます。

5 主要事業

- 公共下水道整備事業
 - ・ 単独公共
 - ・ 流域関連
 - ・ 特定環境保全
 - ・ 処理場建設
- 低地私設ポンプ設置補助事業
- 公共下水道維持管理事業
 - ・ 単独公共
 - ・ 流域関連
 - ・ 終末処理場
- 衛生プラント管理運営事業
- し尿浄化槽廃止補助事業
- 合併処理浄化槽設置補助事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 整備済みの公共下水道への早期接続
- 浄化槽の適正な維持管理
- 河川美化意識の向上

用語解説

- ※ 生活排水:台所、風呂などの排水(生活雑排水)と水洗トイレの排水を合わせたもの。
- ※ 合併処理浄化槽:生活排水を処理する浄化槽。
- ※ 行政人口:各年度末(3月31日)現在における住民基本台帳人口(外国人を含む)のこと。

- ※ 単独公共下水道:一つの市町村区域の中で下水を集める管きょとこれを処理する終末処理場とを有する下水道のこと。
- ※ 流域関連公共下水道:市町村区域内から集めた下水を、別途、都道府県が設置している流域下水道の幹線管きょに流入させ、かつ、流域下水道として設置された終末処理場において、他の市町村からの下水とともに一括して処理する下水道のこと。

第4次三島市総合計画後期基本計画案

基本方針 6

施策名	35 豊かな人間性と確かな学力の向上 (幼児教育・小中学校教育)	担当課	学校教育課、 教育総務課、 子ども保育課
-----	-------------------------------------	-----	----------------------------

1 現状と課題

- 近年、次代を担う子どもたち一人ひとりの個性・能力の伸長を図り、個人として自立し、多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にすると共に、社会の一員として行動できる人を育む教育に、関心が高まっています。
- 本市では、なによりも「心の教育」を柱とし、道徳教育をはじめ独自に推進している環境教育、キャリア教育※、食育、防災教育、花育など教育活動全般を通して、子どもたちの「豊かな感性」を育む教育に取り組んでいます。
- 確かな学力を育むために、早期から落ち着いた学校生活の定着を図るとともに、教員の授業力をさらに向上させて、子どもたちの基礎・基本的な知識・技能の定着と、それらを活用して、問題を解く思考力、判断力、表現力を育成することが求められています。
- 特別な支援を必要とする子どもの増加や不登校、非行、いじめなどの生徒指導上の諸問題に対応するため、個々への支援体制をさらに強化していく必要があります。
- 安全・安心な学校給食を提供するために、地元食材と日本型食生活に即した給食の充実を図り、心身ともに健康な子どもを育むことが期待されています。
- 子どもたちが安全で安心して学校生活を送れるよう、通学時の安全確保や防犯体制を強化することが求められています。
- 地域とのつながりが希薄となっている現代において、地域全体が子どもを育てる、子どもを支える環境づくりを推進していくため、保護者、地域の方々と連携して学校運営改善に取り組むなど、社会総がかりで教育に関わる体制を整備する必要があります。
- 文部科学省の要請に基づき平成 27 年度(2015 年度)に小中学校屋内運動場等の吊り天井等の耐震化が完了しましたが、他の非構造部材を有するスペースについても調査及び耐震化を進めるとともに、トイレ改修、屋上防水、受水槽の更新等により老朽化が進む多くの教育施設を適切に維持管理していく必要があります。
- 少子化により、児童・生徒数が減少している一方、近年、3 歳児保育のニーズは高まっています。
- 幼児教育をより一層充実したものとするため、子ども・子育て支援新制度による事業の推進、実効性の高い施策の研究をしていく必要があります。

2 目的

豊かな感性と確かな学力を持つ、心身ともに健康な子どもを育成すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
「学校が楽しい」と答えた小・中学生の割合	88%	91.5%	学校アンケート調査で「学校が楽しい」と答えた児童・生徒数の割合
「授業の内容がよくわかり、テストや成績が目標に達した」と答えた小・中学生の割合	小学校 80%	90%以上	学校アンケート調査で「授業の内容がよくわかり、テストや成績が目標に達した」と答えた児童・生徒の割合
	中学校 56%	75%以上	
幼稚園教育の保護者の満足度	94.7%	100%	幼稚園アンケート調査で「先生たちは子ども一人一人にきめ細やかな指導をしている」と答えた市立幼稚園保護者の割合
各小中学校のトイレ改修の棟数	2 棟	20 棟	未改修の全 34 棟のトイレを洋式化等に改修した棟数 (平成 26 年度以降)

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 幼児教育の向上

① 三島市学校教育振興基本計画の推進

- 市立幼稚園の適正な規模や配置を検討するなかで、入園を希望するすべての3歳児が幼稚園に就園できるように、私立幼稚園との連携を図っていきます。

② 幼稚園教育の充実

- 幼児の発達や学びの連続性を踏まえて幼児教育を充実させるとともに、小学校との相互理解を深め、小学校教育への円滑な接続を図ります。

③ 家庭・地域との連携強化

- 幼稚園の生活と家庭などでの生活の連続性を踏まえて、地域の実態や保護者のニーズに応じた子育て支援を実施し、「親と子の育ちの場」となるような役割や機能の充実を図ります。

④ 特別支援教育の充実

- 職員の専門的知識の習得や保育技術の向上に努め、個別の支援を必要とする幼児の保育の充実を図ります。施設の安全面や個別指導に配慮した支援者の配置などの検討を進めます。

⑤ 子ども・子育て支援新制度による事業の推進

- 三島市子ども・子育て支援事業計画に基づき、認定こども園への移行を希望する民間幼稚園への支援を行います。

(2) 小中学校における教育力の向上

① 心の教育の推進

- 道徳教育をはじめ、環境教育、キャリア教育、食育、防災教育、花育など、教育活動全般を通して、子どもたちの豊かな感性の育成を図ります。
- 集団生活を通して、規範意識を高めます。
- 学校花壇を中心に花があふれる潤いのある校地を目指して、美しい学校環境づくりを推進します。
- 体験学習など、地域の文化や自然などに触れ学ぶ機会を提供し、地域愛の醸成に努めます。

② 確かな学力の育成

- 学校支援員を特別な支援を必要とする子どもが在籍する学校及び小学校1年生全ての学級に配置し、早期から落ち着いた学校生活の定着を図ります。また、「基礎・基本の定着」と「知識・技能を活用する力の育成」を図るため、学力向上策の三本柱として、「指導主事による学校訪問の充実」、「教科等指導リーダーによる模範授業の充実」、「研究実践校による研究成果の活用」を推進します。

③ 生徒指導や特別支援教育等の充実

- 不登校や非行、いじめ、特別な支援を必要とする子どもたちへの個に適した支援体制を強化します。また、不登校ゼロといじめの早期発見、解消率100%を目指します。

④ 信頼される学校づくり

- 学校評価を生かして学校運営の改善を図り、地域や家庭から信頼される「開かれた学校」と「特色ある学校づくり」を一層推進します。

⑤ 安全・安心な学校給食の推進

- 健康な体をつくるために、安全・安心な地元産食材を使用し、日本型食生活に即した学校給食を推進します。
- 学校給食を生きた教材として活用し、栄養教諭と協力して食育を推進します。

(3) 教育環境の整備

① 教育施設・設備の整備

- トイレ改修に併せて、車いすで利用できる多目的トイレ設置等バリアフリー化*を推進すると共に、特別な支援を必要とする子どもたちの教育環境を整備します。

- 教育の多様化に伴う新たなニーズに対応できるよう、電子黒板など ICT※機器をはじめとした教育機器の充実と教育施設の整備を推進します。
 - 建物の耐用年数まで適切な維持管理ができるよう、教育施設の改修・修繕などを全庁的に進めている「公共施設保全計画」と整合性をとりつつ実施します
 - 園児が安全にのびのびと運動を楽しむことができるようにするとともに、芝生の植え付けや水やりなどにかかわることで「命の大切さ」を考える情操教育につながるよう園庭の芝生化を進めます。
- ② 安全・安心な環境整備
- 児童・生徒の通学時における安全確保のため、各学校で定期的に通学路を点検し、関係機関と連携して危険箇所を解消するとともに、犯罪防止のために地域と一体となった活動体制を支援します。

5 主要事業

- 心の教育推進事業
- 学校図書館振興事業
- 学校支援員配置事業
- 特別支援教育推進事業
- 小学校英語活動推進事業
- 学校評価推進事業
- 米飯給食推進事業
- 学校給食設備更新事業
- 三島市育英奨学金貸付事業
- 北中学校南校舎改築事業
- 各小中学校トイレ改修事業
- 各小中学校給食室空調設備更新整備事業
- 小・中学校非構造部材耐震化事業
- 小・中学校施設補修整備事業
- 小・中学校コンピュータ整備事業
- 子ども安全連絡網整備事業
- 理科教育設備整備事業
- 各小中学校屋上防水改修整備事業
- 私立幼稚園振興補助事業
- 幼稚園施設補修整備事業
- 園庭芝生化事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 通学時の安全を守る地域ぐるみの活動への協力
- 学校給食における地元産食材の提供
- 芝生などの管理への参加

用語解説

- ※ キャリア教育:望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主観的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。
- ※ バリアフリー:P 参照
- ※ ICT (情報通信技術): 情報・通信に関連する技術一般の総称 (Information and communication Technology)

施策名	36 青少年の健全育成の推進〈青少年〉	担当課	生涯学習課
-----	---------------------	-----	-------

1 現状と課題

- 昨今の厳しい経済状況や社会環境の急激な変化などにより、人々に「心のゆとり」がなくなり、地域や社会全体で他人を思いやる気持ちや他人への関心が希薄になっていることが指摘されています。
- 青少年の健やかな成長を促し、自立への意欲を高めさせるためには、自然体験などの体験活動を通じて成長実感、自信、経験知等を自ら獲得させ、その学習習慣を生活に根付かせることが必要であり、大人側には、その過程を見守り、支えていくことが求められています。
- 青少年が地域に愛着を感じ、地域社会へ参画・貢献する意欲を高められるように、地域の青少年団体が行う体験活動や異年齢交流・異世代交流ができる機会や場を提供し、活動を支援していくことが必要です。
- 青少年団体への加入者数や青少年活動などに参加する小中学生の割合は、減少傾向にあります。
- 少年の非行、不登校、ひきこもりなどの深刻化と、青年の社会的な自立の遅れが憂慮されており、青少年相談室の相談・指導体制の充実を図っていくことが必要となっています。
- 青少年の携帯電話やスマートフォンの利用の拡大に伴い、インターネット上のいじめや有害サイトの危険性が社会的な問題となっています。大人がその実態を認識して、有害情報から青少年を守ることが求められています。
- 社会の多様化により青少年・子どもを取り巻く環境が大きく変化し、学校がさまざまな役割や課題を抱えている状況において、地域ぐるみで子どもを育むという意識を高め、家庭及び地域の教育力を向上させることが必要となっています。また、学校、家庭及び地域が連携・協力していく体制の整備及び強化も必要です。
- 地域全体で子どもの健やかな育ちと豊かな学びを支えていくために、学校への支援や子どもの学びの場・居場所づくりが求められています。これらを推進するためには、地域住民の深い理解と積極的な参加を得ることが不可欠です。
- 本市では、昭和 57 年(1982 年)9 月に、家庭・学校・地域及び行政が一体となった市民運動を推進するため、「青少年健全育成都市宣言」を決議しています。

2 目的

青少年を健やかに育成するための環境を整えること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
小学生・中学生・高校生対象事業の参加延人数	1,520 人	1,600 人	小学生・中学生・高校生を対象とした心豊かな青少年の育成を図ることを目的とした各種事業に参加した人数(年間)
学校支援地域本部※設置数	6 校	21 校	学校支援地域本部が設置されている小中学校の数
箱根の里利用延人数	23,506 人	30,000 人	箱根の里の利用者数(年間)

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 青少年活動の推進

① 青少年活動への支援

- ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会などの青少年団体の活動や地域におけるさまざまな青少年活動を支援します。

② リーダーの育成

- 少年の船や中高年生リーダー研修、青年リーダー研修などを通して、青少年活動においてリーダーとなる人材の育成を図ります。
- 地域で活動する青少年団体のリーダー育成を支援します。

③ 青少年指導者の育成

- 研修の開催などにより、青少年活動や青少年団体の指導者として活躍できる人材の育成を図ります。

(2) 青少年を育む地域づくり

① 健やかな成長のための環境づくりの推進

- 成人式や中学生の主張大会などの事業を通して、青少年自身の「地域社会の一員」としての意識の高揚を図るとともに、地域で青少年を守り育てるという市民意識を醸成します。
- 青少年健全育成を目的とする団体と連携して補導や声かけ、通学合宿への支援などを行い、青少年が地域で健やかに成長できる環境づくりを推進します。

② 相談体制の充実

- さまざまな悩みや問題を抱える青少年が、安心して相談できる体制づくりに努めます。
- 家庭や地域、学校、関係機関との連携を強化し、問題への早期対応を図るとともに、十分な「こころのケア」を行います。

③ 青少年の育成環境の整備

- 有害図書規制などにより、青少年を取り巻く環境浄化活動を推進します。
- インターネットや携帯電話上の違法情報、有害情報やトラブルなどの問題把握に努め、講座の開催やフィルタリング*の普及に努めるなど、青少年の育成環境を整備します。

④ 学校・家庭・地域の連携協力推進

- 学校支援地域本部事業を通して、学校・家庭・地域が連携し、及び協力して子どもを育てる「地域ぐるみの教育」を推進します。
- 学校支援地域本部実行委員会と連携した学校支援ボランティアの活動を通して、地域の学校教育への理解を深めるとともに、地域の教育力の活性化を図ります。
- 家庭教育アドバイザーによる活動を通して、保護者が安心して家庭教育を行えるように、学校等と連携した家庭教育支援活動を推進します。

(3) 青少年活動の場の整備

① 箱根の里の有効活用

- 施設の有効活用を促進するため、自然体験と集団生活の場としての施設紹介や主催事業の充実に努めます。
- 利用者が安全で快適に利用できるよう、施設や環境の整備、充実に努めます。

② 活動の機会と場の充実

- 生涯学習センターや児童センター、公民館などで、児童や青少年を対象とした学習交流や体験の機会を提供するとともに、活動の場である施設の整備と充実に努めます。
- 子ども会や自治会と連携し、地域行事などへの青少年の積極的な参加を促進するよう情報発信に努めます。

③ 関係機関・団体などとの連携

- 関係機関・団体などが連携を図り、活動情報の共有などにより青少年活動のための機会や場の提供を拡充します。

5 主要事業

- 青少年活動支援事業
 - ・ ボーイスカウト三島地区協議会補助事業
 - ・ ガールスカウト三島地区連絡協議会補助事業
 - ・ 市子ども会連合会補助事業
- 少年育成事業

<ul style="list-style-type: none"> ● 少年の船事業 ● 青年育成事業 ・ 三島若者元気塾推進事業 ● 青少年健全育成事業 ● 青少年相談室事業 ● 学校支援地域本部事業 ● 児童センター事業 ● 箱根の里施設補修整備事業 ● 箱根の里事業
<p>6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における青少年健全育成会活動の実践 ● 青少年への声掛け運動の実践 ● 大人と青少年との積極的な交流 ● 「地域」、「学校」、「家庭」の積極的な交流促進
<p>用語解説</p>
<p>※ 学校支援地域本部:地域に住む人が、「地域で子どもを育む」という当事者意識を持ち、学校が抱えるさまざまな課題の解決を学校任せにせず、地域や保護者が学校と連携して皆で取り組む学校を支援する体制のこと。</p> <p>※ フィルタリング:青少年に見せるのが好ましくないインターネット上のサイトを一定の基準で判別し、「出会い系サイト」などの有害サイトの閲覧を制限するサービス</p>

施策名	37 生きがいとなる生涯学習の推進 〈生涯学習〉	担当課	生涯学習課
-----	-----------------------------	-----	-------

1 現状と課題

- 学習を通じて自らを高め、生きがいのある心豊かな生活を誰もが送ることができるよう、いつでもどこでもいつまでも学べる生涯学習社会の実現が求められています。
- シニア世代人口の増加や社会の成熟化などにより、個人の学習にとどまらず、学びの成果やこれまでのキャリアを地域社会に還元したいと考える市民が増えています。
- 平成 18 年(2006 年)の教育基本法の改正により、社会教育や家庭教育などを含めた生涯学習の重要性が示され、平成 20 年(2008 年)には中央教育審議会において「知の循環型社会※」の構築が提言されました。
- 本市では、生涯学習センターや公民館を中心とした社会教育施設で、多様な市民の学習ニーズに応えるため、学習機会や学習情報を提供するとともに、自主的に学習活動をしている団体などへの支援に努めています。
- 今後、学習内容のさらなる工夫や充実、発表の場の提供や共に学ぶ仲間づくりの支援などが求められています。
- さらに、学習の場である社会教育施設の維持管理に努め、快適で利用しやすい施設づくりをしていくことも課題となっています。
- 平成 27 年度(2015 年度)に策定した生涯学習推進プランに基づき、子どもから大人まであらゆる年代の市民を対象とし、家庭教育、社会教育など、さまざまな学習活動について、団体等による活動を含め、本市の生涯学習を総合的・計画的に推進していく必要があります。

2 目的

誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも自由に学ぶことができる環境を整え、その成果をさまざまな形で生かす地域社会を構築すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
生涯学習センター学習施設利用者数	129,308 人	141,000 人	生涯学習センター学習施設の利用人数(年間)
生涯学習講座・イベント参加者数・公民館で開催される自主講座参加者数	22,800 人	23,500 人	生涯学習センターで開催される講座に参加した人数及び各公民館で開催される自主事業による講座に参加した人数(年間)
公民館地域活動に参加する団体数	203 団体	210 団体	公民館まつりに参加した団体数(年間)

4 施策の方向(5 年間の取り組みの内容)

(1)総合的な生涯学習の推進

①生涯学習推進プランの推進

- 生涯学習の理念や具体的な取組などを定めた「生涯学習推進プラン」により、PDCAサイクルに基づき、計画的に生涯学習施策の推進を図っていきます。

(2)多様な学習機会の提供

①各種講座・イベントの充実

- 市民の各年代層における多様な学習ニーズに対応した学習のきっかけづくりや生きがいづくりをはじめ、共に学ぶ仲間づくりの場ともなる各種講座・イベントを開催します。
- 生涯学習情報の提供と学習の成果を生かす発表の場の確保を図ります。
- 大学や地元企業と連携した質の高い学習機会の提供を図ります。

②人材の活用

- 生涯学習指導者の登録や紹介事業により、市民に自身の学習成果やキャリアを活用する機会や場を提

供して、自らが学び、人に教えることによりまた学ぶというサイクルの活性化により、「知の循環型社会」の構築を図ります。

- 高齢者の豊かな知識や経験を生かすなど、地域における指導者の人材確保に努め、その活用を図ります。

③家庭教育の支援

- 家庭教育に関する情報や学習機会の提供、講座の開催、父親の家庭教育への参加の啓発、PTA の活動支援などを通して家庭教育への支援を行います。

(3) 学習環境の整備・充実

①生涯学習センターの整備・充実

- 快適な学習環境を提供するため、生涯学習センターや屋外立体駐車場などの付帯施設の保守点検と、建物の耐用年数まで適切な維持管理ができるよう、計画的な施設の改修・修繕に努めます。

②公民館の整備・充実

- 地域住民が集い・学び・むすび合う地域の学習拠点である公民館の保守点検整備や改善、建物の耐用年数まで適切な維持管理ができるよう、計画的な施設の改修・修繕に努めます。
- 老朽化し、手狭となっている錦田公民館の建て替えを検討します。

(4) 社会教育活動の活性化

①公民館利用団体の活動支援

- 公民館を利用する各種団体や地域住民による地域活動や地域学習を支援するとともに、相互のつながりを深める交流事業の活性化を図ります。

②社会教育関係団体の育成・支援

- 社会教育施設や地域で活動している社会教育関係団体や学習ボランティアの活動や運営を支援します。

5 主要事業

- 生涯学習事業
 - ・ 生涯学習推進員活動事業
 - ・ 指導者登録紹介事業
- 成人教育事業
- 生涯学習推進事業
 - ・ 生涯学習功労者表彰
 - ・ 生涯学習まつり
- 家庭教育事業
- PTA連絡協議会補助事業
- 生涯学習センター管理事業
- 北上文化プラザ管理事業
- 中郷文化プラザ管理事業
- 公民館活動事業
- 公民館地域づくり補助事業
- いきいきカレッジ補助事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 大学などと連携した生涯学習活動への参画
- 生涯学習の市民ボランティアへの登録や活動場所と機会の創出
- 地域における教育指導者の人材発掘や活動場所と機会の創出

- 地元企業人との協働による生涯学習活動の実践

用語解説

- ※ 知の循環型社会:各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献していくといった循環型社会のこと。

施策名	38 知識と情報の拠点としての図書館の充実 (図書館)		担当課	図書館
1 現状と課題				
<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館は、地域の情報拠点として読書活動や生涯学習、レファレンスサービス*等による課題解決のための資料・情報を収集・提供し、市民の暮らしを支援するとともに、資料・情報を保存し、将来へ引き継いでいく役割を担っています。 ● 毎年増加してきた貸出利用人数は、近隣の図書館が開館したことなどにより、平成 24 年度(2012 年度)以降は減少・横這い傾向にあります。幼児から成人、高齢者まで多くの市民が利用しています。 ● 図書館への多種多様な市民のニーズに応えるため、司書の専門性をさらに高めることや、資料・情報の収集・更新を推進していく必要があります。書庫の収容能力が限界に近づいてきているため、保存場所の確保が必要となっています。 ● 高齢化が進むなか、市民誰もが図書館を気軽に利用できるように、本館・中郷分館から遠い地域に移動図書館車を巡回させるなど、図書館サービス網の充実や極め細やかなサービス展開が課題となっています。そのためにも、県立図書館や他の市町図書館との相互利用や市内各関係機関との連携・協力は、図書館サービスに不可欠となっています。 ● 近年、図書・雑誌などの紙媒体の資料だけでなく CD や DVD などの視聴覚資料をはじめ、オンラインデータベースの電子資料など多様な形態の資料ニーズの高まりから、これらの資料を収集・提供・保存し、対応する機器の整備や利用のためのスペースが必要となっています。 ● ブックスタート事業*や図書館講座などを通して幼少期から大人までの読書普及に努めています。誰もが本に親しむことができるよう、今後も読書普及活動を促進する必要があります。 ● 平成 27 年度にはレファレンスコーナーの入口のゲートをICゲートに入れ換え、レファレンス資料にICタグを貼付するとともに、今後は利用者の利便性の向上のために、全館資料のIC化の検討が求められています。 ● 図書館サービス提供機器(閉架電動書庫、視聴覚機器など)は経年劣化による故障が度重なり、機器の修繕・更新が必要になっています。 ● 図書館におけるボランティア活動は、市民活動の場を提供するとともに、図書館活動の支援と図書館についての理解を深めてもらうことを目的として多くの方に参加していただいています。視覚障害者サービスの一翼を担う点訳ボランティア、音訳ボランティアには、専門的知識が必要となり、養成講座を継続的に実施することが必須となっています。 				
2 目的				
誰もが利用できる知識と情報の拠点として、多様な資料・情報を収集・提供・保存し、市民の暮らしを支援すること。				
3 目標(指標)				
	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
	図書館における個人平均貸出し点数	7.11 点	8.09 点	図書館における市民 1 人あたりの年間資料貸出し点数(個人)
	レファレンスサービス件数	24,116 件	28,500 件	図書館利用者へのレファレンスサービスによる回答の件数(年間)
	図書館利用者満足度	73.4%	77.0%	図書館利用者アンケート調査の各項目で「満足」及び「やや満足」と答えた人の割合
4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)				
(1) 図書館機能の充実と利便性の向上 ① 図書館資料収集・提供の推進				

- 地域の文化や歴史、行政に関する資料に重点をおいて、多様な資料の収集・整理し、提供・保存に取り組み、市民がいつでも利用できるよう努めます。
- 活字資料がそのままでは利用しにくい方など、さまざまな利用者のために、大活字本の充実や視覚に障害がある方のための点訳・音訳資料の提供など、きめ細やかなサービス展開に努めます。
- 図書館ボランティアの方々を含めた利用者が、コミュニティの場として図書館を活用する機会を設けるよう努めます。
- さまざまな電子機器の普及に対応するために持込機器の利用方法の検討を行っていきます。
- 市民が新しい情報をいち早く利用できるように、ホームページなどを通じた情報発信をします。
- 資料の整理・提供・保存に必要な図書館サービス提供機器の修繕・更新を実施するとともに、新規書架を導入し、保存場所の確保を行っていきます。また、図書館資料のIC化について、他市町の状況を確認しながら調査・研究を行っていきます。
- 雑誌スポンサー制度※を活用することで、新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図っていきます。

② レファレンスサービスの充実

- 多様化・高度化した市民の学習ニーズや地域課題に対応するため、資料の紹介・調査方法などの相談に応じるレファレンスサービスの充実を図ります。
- レファレンス記録のデータベース化を順次進め、充実を図ります。

③ 他施設などと連携した活動の推進

- 県立図書館や他の市町の図書館などと相互利用を図り、資料の有効利用と利用者サービスの向上に努めます。
- 地域資料の収集・整理・保存、活用のために、郷土資料館など専門的特徴を持つ各機関との連携に努めます。

④ 子ども読書活動推進計画の推進

- 「第2次三島市子ども読書推進計画」に基づき、計画の中間年度である平成 28 年度(2016 年度)に見直しを行い、子ども読書活動推進のために、図書館のさまざまな事業に取り組んでいきます。

⑤ 移動図書館事業の充実

- 効率的な運行に努め、巡回場所の見直しや拡充の検討を進め移動図書館事業をさらに充実します。

(2) 図書館資料の電子情報化の推進

① 電子化による地域資料の保存と活用

- 貴重な地域資料の保存と活用を図るため、資料をマイクロ化・デジタル化し、記事索引を作成します。

② 電子資料の拡充

- 電子化された情報資料の重要性が高まっているため、データベースなどの電子資料の拡充に努めます。
- 国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスに参加し、市民に情報提供するために、提供方法の検討や環境設備を整えていきます。

(3) 読書普及・図書館活用の促進

① 講座・講演会の開催と関連施設との連携

- 市民のニーズや社会状況の変化に基づき、市民誰もが参加できる幅広い分野の講座・講演会などを通して読書普及活動の推進や読書相談を実施します。
- 学校、幼稚園、保育園、放課後児童クラブなどと連携し、読書普及活動と図書館活用の促進に努めます。

② ブックスタート事業などの充実

- 絵本を介して親子の絆を深め、読み聞かせの大切さについて理解してもらうため、関係課と連携を取りな

がらブックスタート事業やセカンドブック事業※を実施し、ボランティアを活用するなど子どもの読書活動のさらなる推進に努めます。

③ ボランティアの養成

- 図書館についての理解を深め、図書館活動を支援してもらうために、音訳ボランティア、点訳ボランティア、ブックスタートボランティア、セカンドブックボランティア、図書館ボランティアなどを養成します。

5 主要事業

- 図書館事業
 - ・ 図書館資料収集事業
 - ・ 図書館レファレンス・貸出し事業・相互貸借事業
 - ・ 子ども読書活動推進事業
 - ・ 移動図書館事業
 - ・ 読書普及活動事業(ブックスタート事業、ボランティア養成等)
- 図書館電子情報推進事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 図書館ボランティアへの登録と積極的な参加
- ルールやマナーを守った図書館の利用

用語解説

- ※ レファレンスサービス:図書館が行う利用者サービスの一つ。利用者の問い合わせに応じたり、参考資料を提供したりすること。
- ※ ブックスタート事業:絵本などの入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を通じて赤ちゃんと保護者が楽しいひとときを分かち合い、親子の絆を深めてもらうことを応援する事業。三島市では、平成14年(2002年)から保健センターの3か月児健康教室でブックスタートを実施している。
- ※ 雑誌スポンサー制度:法人、団体、個人事業主等に雑誌の購読料を負担してもらう代わりに、企業の広告を雑誌架、雑誌カバーに掲示する。
- ※ セカンドブック事業:ブックスタートのフォローアップ事業。幼いときから絵本に接することで、子どもの読書活動を推進する目的のために平成22年(2010年)から2歳児健康相談会で実施している。

施策名	39 誰もが楽しめる生涯スポーツの推進 〈スポーツ・レクリエーション〉	担当課	スポーツ推進課
-----	--	-----	---------

1 現状と課題

- 平成 23 年(2011 年)に施行されたスポーツ基本法は、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとともに、スポーツが、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。
- スポーツを実際に「する人」だけではなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦等スポーツを「観る人」、そして指導者やスポーツボランティアといった「支える(育てる)人」にも着目し、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整えることが求められています。
- 人々がライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために不可欠となっています。それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備が求められています。
- 国は平成 24 年(2013 年)に「スポーツ基本計画」を策定し、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題としています。
- 近年、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著となっているとともに、生産年齢人口のうち労働や家事・育児に追われる比較的若い世代の運動離れが課題となっています。
- 市が進める健康のまちづくり「スマートウェルネスみしま」では、運動の習慣化による健康づくり(生活習慣病予防、介護予防)を重点施策として位置づけており、健康寿命を延伸するため多様な生涯スポーツの場と機会の提供が必要となっています。
- 平成 21 年(2009 年)2 月に総合型地域スポーツクラブ*として「エンジョイスports三島」が設立され、市民の日常的な活動拠点として浸透しつつあります。
- 体育施設の指定管理者制度を、平成 17 年度(2005 年度)から導入し、市民サービスの向上に努めるとともに、地域住民のスポーツの場として、小中学校の体育館や校庭の開放を行っています。
- 本市では、スポーツを競技スポーツに限定せず、レクリエーションスポーツやエクササイズ、ウォーキングやトレッキングなどのアウトドア活動などの身体活動を含めた広義の概念として捉え、平成 27 年度(2015 年度)に「三島市スポーツ推進計画」を策定し、計画的に取り組を進めています。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を機にスポーツの普及拡大、競技力の向上はもとより、スポーツ合宿の誘致やスポーツ産業の振興など地域活性化への期待が高まっています。

2 目的

スポーツを通じてすべての人々が、心身共に健康で幸せな生活を営むことができる社会を創出すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
体育施設の利用者数	611,133 人	620,000 人	市立の体育施設(社会体育施設)の利用者数(年間)
1 週間に 1 回以上スポーツ・運動をしている人の割合	50.0%	60.0%	市民意識調査で「1 週間に 1 回以上スポーツ・運動をしている」と答えた人の割合。「3 健康」と同様)

4 施策の方向(5 年間の取り組みの内容)

- (1) 次世代を担う子どもたちのスポーツ環境の整備
- ① 幼児期におけるスポーツの普及

- 幼児期からの運動・遊びの普及促進など、体を動かすことの楽しさを感じられる仕組みや環境づくりを推進します。
- ② 地域における学校部活動の補完機能の整備
- 地域のスポーツクラブやトップチームなどと連携し、指導者や部員の不足で十分な活動環境が整わない中学校や高等学校の部活動を補完する仕組みの整備を図っていきます。
- ③ トップアスリート育成基盤の整備
- 運動能力の高い児童に多様な種目を体験させるなど、各々の身体特性や嗜好に適した競技を見出し、トップレベルの競技者として育てていくための支援環境を整備していきます。
- ④ 既存のスポーツ環境を充実させる取組み
- 少子化により活動員が減少傾向にあるスポーツ少年団等に対して新たな視点から支援を行うことで、量・質の両面での充実に努めます
- (2) 地域コミュニティにおける健幸スポーツの振興
- ① 地域スポーツ推進組織の機能と体制の充実
- 専門的な人材の登用、各地域や他組織との連携強化等により、地域スポーツの推進役としてのスポーツ推進委員の機能と体制の充実に努めます。
- ② 学校開放施設の有効活用の仕組み
- 教育委員会、校区体育振興会や利用スポーツ団体と連携し、学校開放施設をこれまで以上に有効に活用できる仕組みと体制の整備を図っていきます。
- ③ 健康づくり施策と連携したスポーツ推進
- 「スマートウェルネスみしま」のビジョンに沿って推進されている市民の心身の健康づくりをさらに拡がりの大きなものとするため、効果的なスポーツプログラムを導入、推進に努めます。
- ④ スポーツを通じた高齢者の生きがいづくり
- 高齢者が生きがいを持ち、健康で充実した毎日を過ごすことを主眼に、社会参加の機会開発も視野に入れた高齢者のスポーツ環境整備を推進します。
- ⑤ スポーツによる障がい者の社会参加の促進
- 障がい者がスポーツをする機会や場を提供し、参加を促す取組みを通じて、障がい者の社会参加を促進します。
- ⑥ スポーツ参加のための広報の充実
- 各世代のテーマごとのスポーツ推進啓発、開催する教室やイベント等の案内などについて、多様化する市民ニーズや高度化する情報通信環境、各世代の媒体接触状況などを勘案した効果的な広報を展開します。
- (3) スポーツによる健幸都市づくり
- ① ウォーキングのまちづくり推進
- 市民の実施率、今後の実施意向がともに高いウォーキングをまちづくりのテーマに掲げ、歩きたくなるコースの整備と併せて、指導教室、普及イベント等を総合的に展開します。
- ② 三島の資源、特性を活かしたスポーツツーリズムの振興
- ウォーキングのまちづくりと連動するなど、三島市の資源や特性を生かして、健幸都市みしまのシンボルとなるようなスポーツ活動の創出を図り、三島市スポーツ・文化コミッションと連携して本市や静岡県東部地域の交流人口の増加を図ります。
- ③ 大会等の開催による交流人口の増加や地域経済の活性化促進
- 静岡県東部地域スポーツ産業振興協議会を軸に近隣市町と連携し、各種スポーツ大会、合宿の誘致を積極的に展開し、交流人口の増加につなげるよう努めます。

④ 東京オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツ推進

- 2019年ラグビーワールドカップ静岡県開催、2020年東京オリンピック・パラリンピック、2021年ワールドマスターズゲームズ(関西広域連合開催)などの大規模スポーツイベント開催によるスポーツへの関心の高まりを契機に、効果的なスポーツ推進を図ります。

⑤ スポーツ施設の整備促進

- 既存のスポーツ施設の利便性の向上に努めるなど、更なる有効利用を図ります。
- 市民ニーズに即したスポーツ環境づくりのために策定した「三島市スポーツ施設整備計画」に基づき、スポーツ施設の整備を行い、建物の耐用年数まで適切に維持管理し、安全・安心な施設サービスの提供を図るため、定期的な保守点検と計画的な施設の改修・修繕に努めます。
- 市民ニーズや市の財政状況を踏まえ、総合運動公園等のスポーツ施設整備を推進します。

5 主要事業

- スポーツ推進計画推進事業
- スポーツ推進奨励等補助事業
- 各種スポーツ団体支援事業
 - ・ NPO※法人三島市体育協会補助事業
 - ・ 小学校区体育振興会補助事業
 - ・ スポーツ少年団補助事業
- 学校体育施設開放事業
- 総合型地域スポーツクラブ推進事業
- 体育施設整備事業
- 体育施設管理事業
- 市営長伏グラウンド管理運営事業
- 各種スポーツ大会支援事業
 - ・ 市民運動会校区大会補助事業
 - ・ 三島成人式記念駅伝大会補助事業
 - ・ 伊豆マラソン大会補助事業
- 静岡県市町対抗駅伝大会参加事業
- トップアスリートの発掘・育成事業
- 総合運動公園整備事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 総合型地域スポーツクラブの推進
- 学校体育施設の有効利用
- トリム※教室などの各種スポーツ教室の実施
- 三島市スポーツ関係団体連合会の事業推進
- トップアスリートの発掘・育成事業への参画

用語解説

- ※ 総合型地域スポーツクラブ:学校体育施設や地域のスポーツ施設を拠点に、地域住民が主体的に運営し、誰もが年齢・興味・関心・体力・技術・技能レベルなどに応じて、質の高い指導者のもとで多種目にわたりスポーツ活動が行えるクラブのこと。
- ※ NPO:P 参照
- ※ トリム:スポーツや身体活動を通して、心身を調整し、健康の保持・増進を図る普及運動のこと。

施策名	40 郷土資源の継承と文化財の保全 〈郷土資源・文化財〉			担当課	文化振興課
1 現状と課題					
<ul style="list-style-type: none"> ● 県の文化に関する意識調査によると、古墳、古い神社仏閣など文化財に関心のある人の割合や、伝統的民俗芸能や地域の祭りに関心のある人の割合は若干上昇しましたが、低い状況が続いています。 ● 市民の郷土への愛着心を高め、地域文化への誇りを醸成するために、文化財や無形民俗文化財※などの郷土資源を次の世代に継承し、その保護・保存・活用に努めていく必要があります。 ● 本市では、毎年三嶋大社の例大祭で盛大に三島囃子*と山車の競り合い、子どもシャギリなどの無形民俗文化財の伝承保存にも力を入れてきました。しかし、少子化や子どものライフスタイルの変化などにより、担い手を確保していくことが課題になっています。これらの伝統文化の後継者の育成を支援し、文化の継承を図ることが大切です。 ● 文化財の調査研究を進めるとともに、郷土の貴重な遺産である向山古墳群や山中城跡などの史跡の計画的な整備を進めることで貴重な文化財を保護・保存・継承し、市民等に広く公開するなど継続的な有効活用を図っていく必要があります。 ● 文化財の保存や活用と周知を図り、収蔵品展示の充実により、誰もが郷土の文化財や歴史に親しむことのできる環境づくりに努めています。 ● 昭和46年(1971年)郷土館開館以来、年々増加する民間からの寄贈を含めた資料を適切に管理する収蔵場所の確保が必要となっています。 					
2 目的					
市民が郷土の伝統や歴史に対する理解を深め、郷土への愛着心を高めるとともに、無形民俗文化財や文化財を後世に継承すること。					
3 目標(指標)					
	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明	
	指定文化財の件数	84 件	86 件	国・県・市指定文化財の件数	
	郷土資料館入館者数	48,026 人	60,000 人	郷土資料館の入館者数(年間)	
	教育普及事業への参加者数	2,504 人	2,800 人	郷土教室、社会科見学、体験学習などの教育普及事業への参加者数(年間)	
4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)					
<p>(1) 郷土資源の保護・継承</p> <p>① 郷土資源の保護・保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 郷土に伝わる無形民俗文化財に向けた取り組みを行うほか、市民の保存活動の支援を行うなど、郷土資源の保護・保存に努めます。 <p>② 郷土資源の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 三島囃子や農兵節・伝統行事などの無形民俗文化財を次の世代に引き継ぐため、後継者の育成を支援します。 <p>(2) 文化財の保護・保存及び活用</p> <p>① 文化財の調査と発掘調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 文化財の調査と市内遺跡発掘調査等を進め、開発の決定により遺せない遺跡等については、成果を現 					

状・記録保存することにより、郷土の歴史解明に努めます。

② 文化財の保存

- 地域にとって重要な文化財を今ある指定文化財の価値を下げることなく、慎重な調査を実施して指定・登録・解除するとともに、適正に保存・管理し、次の世代に引き継ぎます。

(3) 文化財の環境整備と活用

① 文化財の環境整備

- 向山古墳群には、県の文化財未指定である第 16 号墳があり、追加指定を目指し、国の指定を模索します。国の文化財に指定されている山中城跡の再整備を行います。その後、保存活用計画に基づき史跡の整備を進めることで、貴重な文化財を保護・保存・継承するとともに、観光振興にも資するよう市民等に広く公開するなど継続的な有効活用に努めます。

② 文化財の活用

- 郷土資料館の展示機能の充実を図り、文化財の活用と周知に努めるとともに、文化財や民間の所有する歴史資料などを活用した教育活動や地域活動を支援します。

③ 郷土資料の展示・教育普及の推進

- 郷土資料館を適切に維持管理し、郷土の歴史資料の恒久的な保存・展示を図るとともに、郷土資源への愛着を深めるために体験学習などを通じた教育普及を推進します。

5 主要事業

- 文化財管理事業
- 文化財指定・登録事業
- 三島囃子保存会補助事業
- 市内遺跡整理調査事業
- 市内遺跡発掘調査等事業
- 笹原山中バイパス発掘・整理・調査事業
- 国指定重要文化財等補助事業
- 箱根旧街道・推定平安鎌倉古道管理事業
- 史跡山中城跡再整備事業
- 郷土資料館企画展示事業
- 文化財啓発事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 郷土芸能活動への参加
- 郷土の歴史の学習
- 郷土資料館ボランティアへの参加
- 個人や民間で所有している郷土資料の公開

用語解説

- ※ 無形民俗文化財:衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など、人々が日常生活の中で生み出し継承してきた形の無い事象の文化財である。
- ※ 三島囃子:かつて、三嶋神社(現三嶋大社)の神領内に住む若者たちによって演奏されていた祭りの囃子のこと。現在は三島囃子保存会によって伝承されている。(平成3年(1991年)3月19日県の無形民俗文化財に指定)

施策名	41 多様な文化・芸術活動の推進 〈文化・芸術〉		担当課	文化振興課
1 現状と課題				
<ul style="list-style-type: none"> ● 「文化芸術振興基本法」や平成 24 年度(2012 年度)に制定された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」などに対応した文化・芸術施策の推進が求められています。 ● 平成 27 年度(2015 年度)に策定した文化振興基本計画に基づき文化振興施策を計画的に推進していくため、市民・文化団体をはじめ様々な文化の担い手と連携・協働することが求められています。 ● 美術展などの文化振興事業では、作品数の減少、参加者の高齢化などが課題となっています。 ● 市内の文化団体は会員の高齢化や減少による運営力の低下、活動の固定化などが課題となっています。 ● 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、関連する文化プログラムにも関心が高まっており、国内外の交流機会の拡大が期待されています。国や県の施策と協調しながら、豊富な文化資源と交通の利便性を活かし、誘客も意識した文化振興への取組が必要です。 ● 市民文化会館では、指定管理者制度を導入し、サービスの向上に努めており、利用件数は増加傾向にあります。しかし、施設の老朽化が進んでいるため施設改修や設備の更新、特殊天井の耐震化を計画的に実施していく必要があります。また、文化の創造拠点として再整備が求められています。 				
2 目的				
市民の豊かな感性と創造性を育むとともに、文化・芸術活動が醸成される環境を整えること。				
3 目標(指標)				
	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
	市主催・共催の文化事業への入場者数	141,307 人	145,000 人	市の主催の企画展、市民文化会館自主文化事業や共催事業への入場者数(年間)
4 施策の方向(5 年間の取り組みの内容)				
<p>(1) 総合的な文化振興施策の推進</p> <p>① 文化振興基本計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが多様な文化に親しむことができるとともに、文化を通じた交流や連携が促進され新たな文化が創造される土壌を築くために策定した「三島市文化振興基本計画」に基づき、総合的かつ計画的に文化振興施策を推進します。 <p>② 文化・芸術を活用した次代を担う子どもの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次代を拓く創造性豊かな人材を育成し、多様な文化が息づく品格あるまちを実現するため、アーティストやクリエイターと市民等とが協働して行う子ども対象のワークショップを開催するとともに、市民同士のネットワーク形成や関係機関等の連携を促進します。 <p>(2) 文化・芸術活動の振興</p> <p>① 文化・芸術活動の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民の文化への関心を高めるため、民間の文化施設への支援を行うとともに、市民団体などとの事業の共催を通じて文化・芸術活動を推進します。また、三島にゆかりのある文学者などを顕彰するとともに、大岡信ことば館と連携を図りながら市民の文筆活動を支援します。 <p>② 文化・芸術団体への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 文化・芸術分野で活動する団体が、主体的に活発な活動を展開できるよう支援を行います。 <p>(3) 文化・芸術活動の環境整備</p> <p>① 市民文化会館の運営と改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民文化会館は指定管理者の持つ民間のノウハウを活用してサービスの向上に努めるとともに、国内外 				

の優れた文化・芸術活動を鑑賞できる機会をさらに市民に提供します。

- 市民文化会館を市民が安全で快適に利用できるよう、計画的な施設の改修に努めるとともに、照明、舞台装置などの大規模設備の更新や特殊天井の耐震化を進め文化の創造拠点として再整備をします。
- ② 発表の機会と活動の場の充実
- 文化・芸術団体等との協働により、市民が文化・芸術活動に参加する機会を提供するとともに、生涯学習センターや公民館、市民文化会館などの施設の利用を促進し、市民や団体などの活動の場及び発表の機会を充実します。

5 主要事業

- クリエイティブシティ※推進事業
 - ・子どもアートプロジェクト
- 市民文化会館施設整備事業
- 指定管理者自主文化事業
- 市民文化会館運営管理事業
- 文化振興事業
- 文芸三島発行事業
- 佐野美術館特別展共催事業
- 三島市文化芸術協会補助事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 文化・芸術活動への積極的な参加
- ボランティアとしての文化・芸術事業への参画
- ルールやマナーを守った文化施設の利用
- 文化・芸術活動における担い手の育成

用語解説

※クリエイティブシティ:創造都市。本市では次代を拓く創造性豊かな人材を育成し、多様な文化が息づく品格あるまちのこと。

施策名	42 多文化共生と国際交流活動の推進 〈多文化共生・国際交流〉		担当課	秘書課、国際交流室、政策企画課
1 現状と課題				
<ul style="list-style-type: none"> ● グローバル化の進展により、日常生活における世界との関係が年々深まっているなか、「地球規模で考え、地域社会で行動する」ことが重要となっています。 ● 富士山、韮山反射炉の世界遺産登録や伊豆半島ジオパーク※の日本ジオパーク認定、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定により、外国人観光客の増加が見込まれるため、今後はさまざまな標記や情報発信の多言語化が必要となってきます。 ● 在住外国籍市民と日本人住民との間における生活習慣の違いによる生活トラブルなどが生じています。相互の文化を理解し合い、両者にとって暮らしやすい「多文化共生社会」の実現がこれまで以上に必要となっています。 ● 異文化の中での生活により様々な課題を抱えることの多い外国籍児童の最大の障害である、言語の壁を早期に解消するため、就学前指導(プレスクール※)など早期に日本語を習得する機会の確保が必要です。 ● 本市は、パサディナ市をはじめとする3市と姉妹(友好)都市提携を行い、活発な交流を続けています。異なる文化や価値観などを尊重し、国際化社会で活躍できる人材を育成するために、青少年ホームステイ、教師交換などの交流を推進し、市民の国際理解をさらに深めていく必要があります。 ● 市内の関係機関等(日本大学国際関係学部・国立遺伝学研究所等)との連携により、地域資源を生かしたグローバル人材育成を図り、また、外国籍市民と地域住民との交流を推進していく必要があります。 ● 三島市国際交流協会を核として民間レベルの国際交流活動を推進していく必要があります。 ● 平成31年(2019年)にラグビーワールドカップが、また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、日本に対する関心が高まり、外国人観光客が大幅に増加していることから、今後は様々な場面での「おもてなし」の対応が求められています。 				
2 目的				
国籍を問わず、すべての人が異文化を相互に認め合い、共生できる地域社会を実現するとともに、市民の国際理解を推進すること。				
3 目標(指標)				
	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
	姉妹都市交流や国際交流活動への参加者数	1,480人	2,200人	各種国際交流事業に参加した人数(年間)
	外国籍市民相談窓口の満足度	-	60.0%	満足、やや満足、やや不満、不満の4項目のうち満足していると答えた人の割合
4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)				
<p>(1) 多文化共生社会の推進</p> <p>① 日常生活の相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 在住外国籍市民の日常生活における相談窓口を充実し、安心して生活ができる環境づくりを進めます。 ● 生活の支障となる言語の壁を早期に解消できるよう、関係団体と連携し幼児期からの日本語習得支援体制(プレスクール)の環境づくりを進めます。 <p>② 外国語情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国語の案内表示、ユニバーサルデザイン※の導入、ガイドブック、行政情報の翻訳などにより情報提供を進め、在住外国籍市民がより暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、外国人観光客などに向け、本市及び周辺地域の魅力向上に寄与する情報発信に努めます。 				

③ 地域内交流の推進

- 在住外国籍市民の地域活動への参加を促進し、異文化に対する相互理解を図り、外国籍市民と地域住民との交流を進めます。

(2) 国際理解の推進

① 姉妹・友好都市交流の推進

- 姉妹(友好)都市との公式訪問や市民レベルでの相互派遣を積極的に進めるとともに、市民の自主的な交流活動を支援します。

② 人材の育成と活用

- 国際社会で活躍できる人材を育成するために、大学、高校、企業等で構成される「三島市グローバル人材育成都市ネットワーク会議」により、産学官の連携による特徴ある教育の実践を促進します。また、姉妹(友好)都市との青少年のホームステイや教師交換を実施するとともに、市民レベルでの交流活動を円滑に推進するためのボランティアの育成を支援します。

(3) 市民団体との協働

① 国際交流協会*への支援

- 市民レベルでの国際交流事業を担う国際交流協会への支援を進めます。
- 国際交流フェアなどのイベントを国際交流協会と協働で実施します。

② 地元の大学、関係団体などとの連携

- 市内の大学や関係団体などと連携し、在住外国籍市民のための日本語講座を開催するとともに、小中学生をはじめ市民と留学生との交流を図る事業など、市民が異なる文化や価値観と触れ合うことができる機会の提供に努めます。また、外国人観光客が大幅に増加していることから「(仮称)外国人観光客おもてなしボランティア養成講座」等の開講についても、協議・検討していきます。

5 主要事業

- 外国籍市民相談事業
- 外国語情報提供事業
- 在住外国籍市民支援事業
- 姉妹都市公式訪問団派遣・受入事業
- 姉妹都市交流事業
- 姉妹都市教師交換事業
- 国際交流協会支援事業
- 国際交流イベント等協働開催事業
- グローバル人材育成都市推進事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 国際交流事業への積極的な参加
- 国際交流活動へのボランティア参加・協力
- 在住外国籍市民との交流の実践と異文化への相互理解
- 外国籍幼児の早期日本語習得に向けた日本語教室の開催協力
- 外国人観光客のおもてなしボランティア養成及びボランティアへの参加・協力

用語解説

- ※ ジオパーク:P 参照
- ※ プレスクール:就学前の(小学校に入る年齢に達していない)子どもの学習支援。
- ※ ユニバーサルデザイン:P 参照
- ※ (三島市)国際交流協会:三島姉妹都市協会(昭和44年(1969年)設立)とニュープリマス姉妹都市委員会

(平成3年(1991年)設立)の2団体の発展的解消により、新たに平成4年(1992年)4月23日に設立。市の国際交流事業を担う民間団体。

施策名	43 平和都市活動の推進〈平和活動〉	担当課	行政課	
1 現状と課題				
<ul style="list-style-type: none"> ● 昭和 34 年(1959 年)に市議会で「三島市平和都市(核非武装)宣言」を決議し、平和の尊さと悲慘な戦争が再び起こらないことを心から願い、これまで平和都市の実現のための運動を長年にわたり行ってきました。 ● 戦後 70 年以上が経過し、戦争経験者が減少し、戦争を知らない世代が増加しているため、戦争の悲慘さと平和の尊さに対する市民の認識が薄れてきています。 ● 本市では、平和都市の実現のための運動として、サイレン吹鳴での黙とうの呼びかけ、街頭啓発活動のほか、広島市平和祈念式への中学生の派遣、市民映画会の開催などを実施してきました。 ● 平成 21 年(2009 年)には、「三島市平和都市(核非武装)宣言」から 50 年目を迎えたことから、消防庁舎横の国道 1 号沿いに「三島市平和都市(核非武装)宣言塔」を設置し、啓発に努めてきました。 ● 誰もが平和への思いを深め、日本と世界の恒久的な平和を実現するため、今後も継続して市民と行政との協働による平和都市活動の推進が必要となっています。 				
2 目的				
誰もが平和を祈念する思いを深め、日本と世界の恒久的な平和の実現を求めていくこと。				
3 目標(指標)				
	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
	「平和の重要性を再認識した人」の割合	96.3%	100.0%	平和をテーマとした市主催映画会やパネル展などの参加者を対象としたアンケート調査で「平和の重要性を再認識した」と答えた人の割合
4 施策の方向(5 年間の取り組みの内容)				
(1) 平和都市活動の推進				
① 平和都市活動の推進				
<ul style="list-style-type: none"> ● 平和の尊さや戦争の悲慘さを伝えていくため、毎年 8 月を平和都市推進月間と位置付け、街頭啓発活動、パネル展の開催、広島市平和祈念式への中学生の派遣などを引き続き実施するとともに適宜市民への情報発信を行うこと等を通じて、平和への思いの再認識を図ります。 				
② 平和活動団体への協力				
<ul style="list-style-type: none"> ● 平和活動を推進している団体への協力を通して、恒久的な平和への意識の普及を促進します。 				
5 主要事業				
<ul style="list-style-type: none"> ● 平和都市推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市平和祈念式中学生派遣事業 ・ 街頭啓発・原爆パネル展示事業 ● 原水爆禁止団体支援事業 				
6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)				
<ul style="list-style-type: none"> ● 中学生の広島市平和祈念式への参加 ● 街頭啓発活動への参加 ● サイレン吹鳴に合わせた黙とうの実施 ● 戦争の悲慘さ、平和の尊さを伝え広める活動への参加 				
用語解説				
※				

第4次三島市総合計画後期基本計画案

基本方針7

施策名	44 連帯感のあるコミュニティの形成〈コミュニティ〉	担当課	地域安全課	
1 現状と課題				
<ul style="list-style-type: none"> ● 大地震や水害の発生時の対応、防犯、交通安全、高齢化の進展など地域全体で取り組むべき課題が山積しています。 ● 自治会や子ども会に加入しない住民や祭りなどの地域行事に参加しない住民が増えていて、地域住民同士のつながりや協力意識の希薄化が進んでいます。 ● 自治会においては、行政などからの依頼が非常に多いことなどから、会長をはじめとする役員への負担が大きくなっています。また、少子高齢化の進展などによって、加入率の低下や役員の人材不足が問題となっています。 ● 既存の地区集会所の多くが老朽化しており、大規模な改修や耐震化工事が必要となっています。 ● 市民の主体的な活動によって、お互いが支え合う住みよい地域社会を形成するため、自治会活動が円滑に進むように支援することが必要となっています。 ● 地区の集会場などの不動産の所有権を明らかにし、財産上のトラブルを解消するため、認可地縁団体※となり法人格を取得する自治会が増えています。 ● 防災・防犯、高齢者対策、青少年の育成などの課題について、自治会単位だけでなく小学校区単位で様々な地域団体も一緒に話し合える場づくりが必要になっています。 ● 地域における社会的なつながり(ソーシャルキャピタル※)が、健康と幸福感の向上、地域の犯罪発生率の低下など、市民生活に好影響をもたらすという考え方にに基づき、地域のきずなづくりを進めていくことが重要となっています。 				
2 目的				
地域住民の活動が、自主的・自立的に取り組まれ、お互いが助け合う住みよい地域社会の形成を推進すること。				
3 目標(指標)				
	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
	自治会加入率	85.3%	90.0%	自治会に加入している世帯数の割合
4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)				
<p>(1)コミュニティ活動の支援</p> <p>① コミュニティ活動参画の意識づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の住民相互のふれあいや助け合いの大切さを啓発し、自治会活動への理解と連帯意識の醸成を図ります。 <p>② 自治会組織運営の充実・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自治会活動保険への助成や法人格取得(認可地縁団体)に対する支援などにより、自治会組織の円滑な運営や活動の充実を図ります。また、新たな団地などにおける地域住民の自主的な組織づくりを支援します。 <p>③ 地域リーダーの育成・交流活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 三島市自治会連合会が実施する会長研修会などへの支援を行い、自主的な地域づくり活動の促進や、交流機会の創出を図ります。 ● 地域で活動しているさまざまな団体の仲介役として活動する「地域づくりコーディネーター」を養成します。 ● 地域に溶け込み、地域づくりに貢献できる能力を持つ職員の育成に努めます。 <p>④ NPO※などとの連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災・防犯・交通安全・福祉・教育・健康など各分野のNPOと自治会の連携を促進し、組織運営の効率 				

化や活性化を図ります。

⑤ 地域コミュニティ協議会の設置

- 小学校区単位で「地域コミュニティ連絡会」を開催し、地域で活動する団体のリーダーが一堂に会し、各々の活動における課題など情報を共有化する中で、地域の課題について地域で話し合える協議会を各小学校区単位で設置できるように構成団体などとの協議を行います。

(2) コミュニティ施設の整備

① 地区集会所の整備支援

- 地域住民の活動拠点となる地区集会所の新設、修繕、耐震補強などのほか備品に対し助成を行い、自治(町内)会の経済的負担の軽減を図ります。

② 地域イベント用具等購入支援

- 山車の新造や修繕等に対する補助や財団法人などが行う三島囃子の用具購入等に対する助成を活用し、住民相互のふれあいや交流機会となる祭りやイベントの振興を図ります。

③ 公共施設などの利用促進

- 公民館やコミュニティ防災センターなどの機能充実や学校施設の開放に努め、地域住民の利用促進を図ります。

④ 地域活動事業の支援

- 自治会活動等に対し助成を行うことで、コミュニティカフェやレクリエーション活動などの、きずなが生まれる新たな仕組みづくりの推進を行います。
- 地域情報の収集・発信や地域活力の創出など、地域づくり、きずなづくりの拠点整備に努めます。

(3) 自治会加入率の向上

- 「コミュニティ活動の支援」、「コミュニティ施設の整備」を推進することで、自治会加入率のメリットを地域住民に理解していただき加入率の向上に寄与しています。

5 主要事業

- 地域づくり市民会議
- 自治会活動推進事業
- 自治会活動保険補助事業
- 三島市自治会連合会活動等支援事業
- 地区集会所施設整備補助事業
- 地区集会所新設補助事業
- 地域コミュニティ活動事業補助事業
- 山車新造資金等補助事業
- 協働のまちづくりネットワーク推進事業(再掲)

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 自治会活動への参加
- 学校、PTA、地元事業者などと連携した活動の実践
- 地域の状況に応じたまちづくりの実践
- 三島市自治会連合会と連携した活動の実践

用語解説

- ※ 認可地縁団体: 団体名義で不動産登記を行うことを目的に、地方自治法の規定に基づき一定の要件を備え、市長の認可を受けて法人格を取得した自治(町内)会。
- ※ ソーシャルキャピタル: P 参照
- ※ NPO: P 参照

施策名	45 市民主体のまちづくりの推進〈協働〉	担当課	地域安全課、行政課、政策企画課
-----	----------------------	-----	-----------------

1 現状と課題

- 団塊の世代の退職によるシニア世代人口の増加や社会の成熟化などに伴い、市民の社会への貢献意識が高まっています。
- 本市では、福祉や安全対策、産業などのさまざまな分野で、市民、NPO※、事業者などと行政との協働によるまちづくりの活動が活発に行われている一方、ボランティアに参加する人の固定化などによる活動の停滞も懸念されており、新たな担い手の育成が課題となっています。
- 三島本町プラザ内にある三島市民活動センターでは、市民活動の拠点として活動の支援を行っており、NPO法人 63 団体、ボランティア団体 327 団体(平成 27 年 6 月 15 日現在)が登録され、登録団体数は 390 団体となっています。
- 市内には日本大学国際関係学部、順天堂大学保健看護学部、総合研究大学院大学生命科学研究科遺伝学専攻があり、さまざまな分野で大学との協働によるまちづくりが行われてきました。さらに、これら大学及び関係団体との協定締結により、協働の取り組みの幅が広がっています。
- 市民、NPO、事業者、行政の連携を強化するため、それぞれの情報の共有化が不可欠となっています。
- NPOなどから法人設立、運営、人材育成などの活動促進に関する行政からの助言・支援が多く求められています。
- 市民との協働によるまちづくりを推進するためには、政策の形成過程において市民や有識者の意見を積極的に取り入れる必要があります。
- NPO法人相互が、必要に応じて連携を組めるような仕組みづくりが求められています。
- 平成 11 年(1999 年)以来、全国的に進められてきた市町村合併を契機として、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた「自治基本条例」や、まちづくりにおける住民参加の仕組みなどを定めた「まちづくり条例」を制定する自治体が増えています。
- 地域の未来をつくる人材育成とそのネットワーク化、地域活性化を図るため、新たなNPOが立ち上がり、多くの市民が様々なかたちで参画する市民参加型映画の制作が進んでいます。

2 目的

さまざまな分野における市民の活動を活性化し、協働による市民主体のまちづくりを推進すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
市民活動センター利用人数	19,484	20,000 人	市民活動センターの会議室などを利用した人数(年間)
市民活動センターメールマガジン登録団体数	377 件	400 件	市民活動センターのメールマガジン発信先の登録団体数
パブリック・コメント 1 案件当たりの提出件数	4.77 件	8 件	パブリック・コメントの 1 案件当たりの提出された意見の件数(年間の平均)

4 施策の方向(5 年間の取り組みの内容)

(1) 市民活動の支援

① 自主的な市民活動の意識づくり

- 自主的な市民の活動を一層活発にするため、講習会の開催、NPOの活動内容の情報提供などによりボランティア活動を始めるきっかけづくりや人材育成を進めます。

② ボランティア活動の支援

- ボランティアを実践している個人や団体に対し、情報提供や活動する上での相談の実施などにより、ボランティア活動を支援し、市民の社会参加を促します。

③ 活動の場の提供

- NPO、ボランティア団体などの市民活動団体や、これからまちづくり活動などを始めたい人に対し、それぞれの活動目的に応じて、市民活動センターをはじめエコセンター、コミュニティ防災センター、社会福祉会館等の会議室など、幅広く活動や交流の場を提供するなど活動を支援します。

④ NPOと地域団体との交流

- 防災・防犯・交通安全・福祉・教育・健康など各分野のNPOと自治会・子ども会・婦人会などの地域で組織された団体との連携を促進し、組織運営の効率化や活性化を図ります。

(2) 協働型まちづくり活動の推進

① 協働型まちづくりの推進

- 市民、事業者、NPO、行政のそれぞれの情報の共有化を図り、4者のパートナーシップによる協働型まちづくり活動の体制づくりや環境整備に努めます。
- アダプトプログラム※などにより公共空間を美化・清掃する活動を推進し、まちの魅力の向上に努めます。
- 活力あるまちづくりや市民誰もが誇りと愛着を持てる地域社会の実現に向け、市民団体や地域団体、子育て支援活動を行っている団体などが、自主的に企画立案し実施するまちづくり活動に対して支援します。
- 市民活動センターを拠点に、市民活動団体やボランティア活動団体の育成・相互連携などを図ります。
- 平成28年(2016年)に完成予定の市民参加型映画を活用し、三島の魅力を発信するとともに、市民の地域に対する愛着を醸成する協働のまちづくりの新たな取り組みにつなげます。

② 政策形成への市民参画の推進

- 市の政策形成過程における市民参画を図るため、パブリック・コメント制度※により幅広い市民意見の募集を実施し、誰もが参画できるような計画づくりやまちづくりを推進します。
- 各種審議会委員などへの一般公募による登用を推進します。

③ 協働型まちづくりシステムの構築

- 市民、NPO、事業者及び行政が知恵や発想を出し合い、それぞれの役割分担のもとに協働でまちづくりを進めるためのシステムの構築を図ります。

④ 大学などとの連携の推進

- 大学生の発想と機動力を生かしたまちづくりを推進するため、市内や県内にある大学との連携強化を図ります。
- 財団法人遺伝学普及会と連携し、遺伝学講演会や子ども向け学習会などを開催し、市民の文化教養の向上などを図ります。

5 主要事業

- 市民活動意識啓発事業
- NPO・ボランティア活動推進事業
- 市民活動センター管理事業
- NPO・ボランティア情報発信事業
- 協働のまちづくりネットワーク推進事業
- 市民主体のまちづくり活動費補助事業
- 女性の視点等による共有価値創造事業
- 子育て支援団体等活動費補助事業(再掲)
- 地域コミュニティ活動事業補助事業(再掲)

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- ボランティア活動や地域活動への参加
- NPO・ボランティア連絡会を組織し活動団体の連携を図る

- NPO 相談会の実施
- 三島市民活動フェスティバルの実施

用語解説

- ※ NPO:P 参照
- ※ アダプトプログラム:P 参照
- ※ パブリック・コメント制度:市の基本的な政策の策定にあたり、その案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民などから意見を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要、当該意見に対する実施機関の考え方を公表するための制度。

施策名	46 男女共同参画の推進 (男女共同参画)	担当課	政策企画課、生涯学習課、子育て支援課、学校教育課、健康づくり課
1 現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 11 年(1999 年)に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、本市では平成 14 年(2002 年)に「三島市男女共同参画プラン」(みしまアクションプラン・パート2)を策定し、その成果や課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応する取組みを盛り込んだ新たな指針として、平成 23 年(2011 年)に「三島市男女共同参画プラン(みしまアクションプラン・パート3)を策定しました。性別を問わず誰もが、職場や学校、地域、家庭などで、それぞれの個性と能力を発揮できる社会を実現するために、各種施策を推進しています。 ● 審議会などの女性委員の割合は、全体的に上昇傾向にあります。平成 26 年度(2014 年度)の県内 35 市町の平均登用率 24.5%に対し、本市は 30.0%と高い水準にあります。今後さらに積極的な女性の登用が望まれます。 ● 市民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合は、平成 26 年度(2014 年度)66.3%で、全国 49.4%『内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(H26)』、県 59.9%『県男女共同参画課「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」(H25)』と比べると高い割合となっています。 ● 各分野における男女平等感では、「学校教育の場」を除くすべてで「男性優遇」が「男女平等」を上回り、男女平等の意識の実態は依然として進んでいない状況が続いています。 ● 男女が互いに協力し合い、仕事・家庭生活・地域活動や趣味など、時間をバランスよく配分し、各自がやりたいことを実現できるようなライフスタイルを築こうとする考え方『ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)』の推進が求められています。 ● 育児休業取得率は、平成 26 年(2014 年)が女性 76.3%、男性 2.03%(内閣府「平成 25 年度雇用均等基本調査」)で、依然として男性の取得率が女性に比べて圧倒的に低くなっています。 ● 市では平成 23 年度(2011 年度)から市内在住の男性労働者で育児休業を取得する父親とその事業主に対する補助制度を実施し、育児休業取得の実践啓発と事業主の理解促進を図っています。 ● 国では、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」を制定しました。(平成 28 年 4 月 1 日施行)市では同法に基づき、事業主行動計画を策定し、取組実施状況等を公表しました。 ● 性的マイノリティ(LGBT)*の市民が周囲の関心の低さ、理解不足により偏見や差別を受ける恐れがあることから、学校や職場、地域社会等において、人権が尊重され、平等に生活できる社会の実現が求められます。 ● 共働き世帯が増加している中、子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会の醸成が望まれます。家庭内での男女の協力、子ども・子育て支援施策の充実のみならず、地域や企業の理解や支援も必要不可欠なものとなっています。 ● 子どもを取り巻く家庭環境が著しく変化している中、児童虐待や DV(ドメスティック・バイオレンス)を防止するため、関係機関と連携を取りながら、家庭内の福祉向上を図っていく必要があります。 			
2 目的			
男女が互いに人権を尊重し責任を分かち合い、個性と能力を発揮しながら支え合う社会を実現すること。			
3 目標(指標)			

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
市の審議会などの女性委員の割合	30.0%	40.0%	市が設置する審議会、委員会などの委員のうち、女性を登用した人数割合
性別役割分担意識にとらわれない人の割合	66.3%	70.0%	市民意識調査で「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な考え方に反対する人の割合

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1)あらゆる分野への男女共同参画の促進

① 政策・方針決定への女性の参画促進

- 市の政策・施策を決定する審議会や方針決定の場で女性の意見を反映するため、市役所、民間事業所、各種団体における女性の登用を促進するとともに、女性リーダーの育成・支援に努めます。
- 市では、女性活躍推進法に基づき、事業主行動計画を策定し、取組実施状況等を公表します。

② 地域社会での男女共同参画の促進

- 地域活動、市民活動、防災活動などに男女が共に参画し、対等な立場で活動できるような啓発活動や環境づくりに努めます。

③ 国際的視野で取り組む男女共同参画の促進

- 男女共同参画に関する国際社会の動向・情報提供や国際交流事業の支援を通して、国際的視野に立った男女共同参画意識を養うための機会の充実を図ります。

(2)人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

① 男女共同参画に対する理解の促進

- 社会のあらゆる分野で男女が共に活動しやすい環境をつくるため、実態把握に努めるとともに、性別役割分担の固定化や性差別を取り除く効果的な広報活動を展開します。

② 学校教育・保育の場での男女平等の意識づくり

- 子どもたちに固定的な性別役割分担意識が定着することのないよう、発達段階に応じた指導により男女平等の意識づくりに努めます。

③ 家庭・地域・生涯学習の場での男女共同参画の意識づくり

- 家族の皆が性別にかかわらず、能力に応じて家事・育児・介護を担う意識の啓発に努めます。
- 男女平等の妨げとなる慣習やしきたりなどについて考える機会を提供するとともに、誰もが男女共同参画の観点に立った学習ができるよう学習環境の充実に努めます。

④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- DV*(ドメスティック・バイオレンス)の防止と被害者の保護・支援の一層の推進を図るため、「三島市DV防止基本計画」に基づき、市民や事業所などに対して女性に対する暴力防止に向けた啓発活動を推進します。
- 関係機関との連携により被害者に対する相談・支援体制を強化し、予防や早期発見、早期対応に努めます。

(3)ワーク・ライフ・バランス*の実現

① 就業環境の改善

- 事業所に対して男女平等の実現や仕事と家庭の両立の支援について啓発するとともに、女性の就業、再就職、起業を支援するため、知識習得や能力開発の機会の充実に努めます。

② 家庭・生活環境の改善

- 男女が共に家族的責任を果たしながら、仕事と家庭を両立するために、子育て支援サービス、介護支援サービスの充実に努めます。
- 男性の家事・育児への参加を奨励し、男女が平等に責任を分担し、仕事と家庭の両立ができるよう支援し

様式3号 基本計画策定調書

ます。

(4)生涯を通じた健康で安定した生活の確保

① 生涯を通じた健康の保持・増進

- 男性とは異なる健康上の問題に直面する女性に対して、心身の健康増進に必要な知識や情報、機会の提供に努め、人生の段階に応じた健康の保持増進を支援します。

② 家庭生活の安定と福祉の充実

- ひとり親家庭や障がいのある人[※]、高齢者が生活の安定と自立を図ることができるよう、支援施策の充実に努めます。

5 主要事業

- 男女共同参画推進事業
- 女性リーダー育成事業
- 男性の育児休業取得奨励事業
- 児童虐待・DV対策事業(再掲)
- 市立保育園管理運営事業(再掲)
- 民間保育園運営支援事業(再掲)
- 介護サービス事業(再掲)
- 妊婦健康診査事業(再掲)
- 母子健康教育・相談事業(再掲)
- 乳児人形・妊婦体験ジャケット貸出事業
- 男性の育児参加奨励事業
- ひとり親家庭支援事業(再掲)
- 自立支援給付等事業(再掲)
- 障害者雇用推進事業(再掲)
- 介護予防サービス事業(再掲)
- 女性の視点等による共有価値創造事業(再掲)

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 地域活動への男女の積極的な参加
- 家庭での家事、育児、介護などへの男女の協力
- 事業所によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた協力

用語解説

- ※ 性的マイノリティ(LGBT):同性が好きな人や自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のこと。
- ※ DV:P 参照
- ※ ワーク・ライフ・バランス:「仕事と生活の調和」のことであり、仕事と生活の時間をバランスよく配分し、仕事上の責任を果たしつつも仕事以外の生活(家庭だけでなく、地域活動や個人の趣味なども含まれる)でやりたいことを実現させる、そのようなライフスタイルを築こうという考え方。
- ※ 障がいのある人:P 参照

施策名	47 的確な広報・広聴活動の推進 〈広報・広聴〉	担当課	広報広聴課、政策企画課、 監査委員事務局、議会事務局、 行政課、秘書課
-----	-----------------------------	-----	---

1 現状と課題

- 近年のインターネットや携帯電話・スマートフォンなどの情報通信技術(ICT[※])の発達に伴い、市民のライフスタイルや価値観の多様化が進み、行政サービスに対する市民の要望がますます高度化・多様化しています。
- 市民満足度の高い行政運営を進めるためには、市民ニーズの的確な把握が求められています。
- 市の政策や取り組みなどの情報を市民にわかりやすく伝えるために、多くの市民に読まれる広報紙、聴かれるコミュニティFM放送、映像ならではの親しみやすい有線テレビ番組のほか、最新の情報を掲載したホームページなど電子広報媒体を積極的に活用した情報通信技術(ICT)による情報発信体制づくりをする必要があります。
- 20歳代市民の広報紙閲読率が低いことから、若年層のニーズを反映させ、新たな媒体を活用した広報を検討する必要があります。
- 個人情報の保護に十分配慮しながら、より多くの行政情報を積極的かつ迅速に提供していくことが求められています。
- 多くの市民に市議会の活動への関心を持ってもらえるよう、議会報告会の開催や市議会だよりの発行に加え、市議会ホームページをスマートフォンからの閲覧もできるようにするなど、インターネット環境の充実を図っていますが、さまざまな手段により議会情報を提供していく必要があります。
- 市に寄せられる各種相談に的確に対応するため、相談員のスキルアップや庁内の相談体制の充実が求められています。
- 多種多様な広報メディアを活用する職員の情報発信能力が求められています。
- 三島市への移住や定住を希望する人など広く多くの人たちに、暮らし、働く、住むなどの情報を提供する必要があります。

2 目的

行政情報を市民にわかりやすく、正確に伝えるとともに、市民からの相談や意見を広く聴くことで、市民の意見を生かし、透明性の確保の図られた市政運営を行うこと。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
「広報みしま」による市政情報の提供の市民満足度	58.6%	80.0%	市民意識調査で「満足している」と答えた人の割合
市民意見を聞く機会の充実度	18.8%	60.0%	市民意識調査で「充実している」と答えた人の割合
市議会のホームページの年間アクセス件数	15,576件	19,000件	インターネットを通じて議会情報を提供した件数(年間)

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 広報・広聴活動の充実

① 広報活動の充実

- 市政を市民にわかりやすく伝えるため、広報紙及び市公式ホームページの充実やコミュニティFM放送、有線テレビによる情報発信、マスメディアの活用などを通じて広報活動の充実を図ります。
- SNS[※]やユーチューブ、ユーストリームなどのインターネットメディアを積極的に活用して三島の魅力を発信し、シティプロモーションの充実を図ります。

- 職員一人一人の広報スキルを向上するための人材育成を推進します。
- より多くの市民に情報を伝えるために、SNSを活用し市民のネットワーク(ロコミ)による情報の拡散を図ります。
- 市民が市の広報活動に関心を持ち、参加してもらえるような情報の提供を図ります。
- 情報を伝えたい人を明確に設定した広報戦略を展開します。
- 移住や定住を希望する人に三島の魅力情報をわかりやすく情報の提供をします。
- 市民が三島に誇りや愛着を持てる三島の魅力情報の提供を図ります。

② 広聴活動の推進

- 市民からの声を積極的に受け止め、市政に反映するとともに市民満足度の高い行政運営を推進します。
- 市民と協働による市民参加のまちづくりを推進するため、地域行政懇話会をはじめとする市長との直接対話による公聴会や市民意識調査、協働のまちづくり活動の提案募集制度などの幅の広い広聴活動を行います。
- 市の政策形成過程において、パブリック・コメント制度*の実施により、広く市民などから意見を求め、これを考慮して計画づくりやまちづくりの意思決定を行います。

③ 統計情報の提供

- 国勢調査をはじめとするさまざまな統計調査の結果をホームページ、図書館、情報公開コーナーなどで公開し、市民にわかりやすい統計情報の提供に努めます。

④ 行政相談、法律相談の充実

- 市民の日常生活に関わる相談・要望や法律的な諸問題について、弁護士や司法書士などの協力を得て解決を図ります。さらに、行政に関する相談体制については、町内の連携による迅速かつ的確な対応をお行います。

(2) 情報公開と説明責任の確立

① 情報公開の推進

- 情報公開制度に基づく情報公開や情報公開コーナーの活用による各種審議会の開催情報・結果の公開はもとより、ホームページなどを活用した積極的な情報提供に努めます。

② 説明責任の確立

- 市の事務事業の執行やその過程において、市民に十分に説明し、納得が得られるような説明責任を果たしていきます。

③ 議会情報の公開

- 議会報告会や市議会だよりによる議会報告のほか、インターネットによる議会生中継や見たいときに見られる議会録画中継を行うとともに、さまざまな機会・媒体を通じて、市民にわかりやすい議会の情報の提供に努めます。

④ 監査結果の公開

- 各種会計の決算審査や各部署の定期監査の結果などをホームページや情報公開コーナーなどで公開します。

(3) 市政功労者などへの顕彰

① 名誉市民・市政功労者の顕彰

- 永年にわたり市政の進展に尽くされた方々の功績をたたえ、顕彰を行うとともに、「広報みしま」・三島市公式ホームページなどを通じて周知を図ることにより、市民が市政に参画する気運を醸成します。

5 主要事業

- 「広報みしま」広報事業
- 市民カレンダー広報事業

- コミュニティFM広報事業
- 有線テレビ広報事業
- 公式ホームページ広報事業
- eコミュニティまちづくり推進事業
- みしまファンネット推進事業
- 市民広聴事業
- 市民相談事業
- 基幹統計調査事業
- 情報公開制度実施事業
- 議会情報提供事業
- 監査結果の公開
- 市政功労等諸表彰事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 広報みしまと市民ポータルサイトによるボランティアやNPOの活動情報の発信
- 市長と女性との直接対話による広聴会への参加
- 協働のまちづくり施策提案制度やパブリック・コメント制度を活用した市民意見の提案
- 議会の傍聴やインターネット中継の視聴

用語解説

- ※ ICT:P 参照
- ※ SNS:P 参照
- ※ パブリック・コメント制度:P 参照

施策名	48 便利な電子市役所の構築 〈電子市役所〉	担当課	広報広聴課、市民課、 情報システム課
1 現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ● 総務省の情報通信白書によると、情報通信技術(ICT[*])発展により平成 25 年(2013 年)末の国内のインターネットの人口普及率は 82.8%となり、インターネットが日常生活に定着したといえます。また、携帯電話・スマートフォンなどのモバイル端末を利用する人も増え、いつでも、どこでも、誰でも情報を得られる社会の実現が進みつつあります。 ● ホームページを活用した行政情報の発信は、重要な情報提供の手段となっているため、掲載情報の充実を図るとともに、常にすべての人が利用しやすいホームページに改善していく必要があります。 ● インターネットを利用して、多くの人が情報を共有し、コミュニケーションが活発に行われています。本市では市民自らが市民ポータルサイト[*]や三島市地域SNS[*]などを活用し、地域情報の発信を行っているため、これをさまざまな分野の活性化につなげていく必要があります。 ● 情報通信技術(ICT)の普及に伴い、個人情報の漏えいなどが大きな社会問題となっているため適切な情報管理が求められています。 ● 緊急情報をより多くの市民に伝えるために市民メールやホームページの活用が必要とされています。 ● フェイスブックやツイッターなど民間のSNSを活用して市民のロコミ情報や情報の拡散をすることが求められています。 ● 市が保有する情報をオープンデータとして公開することが求められています。また、オープンデータを市民企業やが自由に利活用できる環境づくりをしていく必要があります。 ● 自治体へのサイバー攻撃などインターネットを利用した犯罪が急増しているため、高度なセキュリティ対策が求められます。 ● 情報通信技術(ICT)の様々なサービスや技術が急速に普及している中で、最新技術の動向に関心を持ち、行政運営への情報通信技術(ICT)の導入による経費削減、効率的な事務事業の運営に活用できるよう調査や研究を行う必要があります。 ● 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした、外国人など観光客の増加に伴う中心市街地における公衆無線LAN(WiFi)の整備が必要とされています。 ● 緊急情報をより多くの市民に伝えるために市民メールやホームページの活用が必要とされています。 ● フェイスブックやツイッターなど民間の SNS を活用して市民のロコミ情報や情報の拡散をすることが求められています。 ● 市が保有する情報をオープンデータとして公開し、市民や企業が自由に活用できる環境づくりが求められています。 ● 住民票の写しや印鑑登録証明書などの交付方法について、市民の利便性を追求した行政サービスの充実が必要とされています。 ● 市民の利便性の向上や行政コストの縮減を図る手段として、ICTを活用した電子申請、電子入札などの電子自治体の利用拡大を図っていく必要があります。 ● 住民票や戸籍などの電子化により、窓口業務の効率化や広域的サービスを進めてきました。さらに市民の利便性を高めるため、窓口業務の一元化や各種証明書の交付方法について社会保障・税番号制度の導入とあわせ調査・研究するなど、行政サービスの一層の充実が必要とされています。 			
2 目的			
<p>情報通信技術(ICT)を活用し、わかりやすい行政情報の提供や市民サービスの向上、事務の効率化を図り、市民の利便性を高めること。</p>			
3 目標(指標)			

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
ホームページの利用上の満足度	35.0%	85.0%	ホームページを活用したアンケート調査で「利用しやすい」と答える人の割合
市民ポータルサイトへの登録団体数	290 団体	450 団体	登録団体数（累計）
オープンデータの公開数	16	50	ホームページで公開されるオープンデータの数

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 総合的な情報化施策の推進

① 情報化施策の推進

- 情報通信技術(ICT)を利用した市民サービスや市民窓口サービスの向上を総合的に進めます。
- 中心市街地に公衆無線LAN(WiFi)の整備を推進します。
- オープンデータの公開と積極的な利用を推進します。

(2) インターネットによる市民サービスの向上

① ホームページによる行政情報の提供

- 本市の行政情報や魅力を全国に発信するため、アクセシビリティ※に配慮し、ホームページへの迅速な最新情報の掲載など、情報の充実を図るとともに、情報発信の体制づくりに努めます。

② 市民活動を支援する情報ネットワークの推進

- 市民団体の情報交流や情報発信、三島に関する旬な情報を発信する市民ポータルサイト、また市民がインターネット上でコミュニケーションや情報共有を行う三島市地域SNSの利用の促進に努めます。

③ インターネットによる電子申請

- 各種証明書の交付予約や講座や図書の予約等の申込みの電子申請や公共工事の電子入札など、対象の範囲の拡充を図ります。

④ 市民のデジタルライフを支援

- 市民がタブレット端末など最新のデジタル機器を生活の中で利便に活用できるよう支援していきます。
- 市民が地域課題についてアプリなど情報通信技術(ICT)を活用して課題解決ができる環境づくりに努めます。

(3) 市民サービスの向上

① 市民窓口サービスコーナーの充実

- ワンストップサービスなどを検討するとともに、市民課窓口で交付している証明書の種類の拡大などについて社会保障・税番号制度の利用開始と併せて検討し、サービスの向上を図ります。

② マイナンバー(社会保障・税番号制度)の導入と活用

- 社会保障・税番号制度の導入を円滑に進め、市民の利便性の向上や事務の効率化に努めるとともに、地域の特性に応じた個人番号の利用について研究・検討します。
- 市民の利便性の向上や事務の効率化のため、地域の特性に応じた個人番号の利用の拡大を図ります(独自利用)。
- マイナンバーの導入により、住民票の写しや印鑑登録証明書などについて、迅速に、かつ開庁時間以外でも交付が可能となるよう、コンビニエンスストアにおける証明書等の交付の対応などを研究します。

③ 個人番号カードの普及

- マイナンバー制度における市民の利便性を図るため、個人番号カードの普及を推進します。

(4) セキュリティ対策

① 情報セキュリティ対策の強化

- コンピューターシステムのセキュリティ対策を行うとともに、職員の情報セキュリティに対する意識の向上を

様式3号 基本計画策定調書

図ります。

- 市が管理する情報の漏えいや滅失などの事故を起こさないために、適切な情報管理を行う体制や手順の見直しを継続的に行っていきます。
- 市民が管理する個人情報の漏えいを防止するため、ホームページなどを通じて情報管理に対する意識啓発を図ります。
- スマートフォンやSNSに関して、子どもから大人まで市民が安全にできるようセキュリティ教育を実施します。

(5) 職員の知識・能力の向上

① ホームページコーディネーターの育成

- 利用しやすいホームページの作成技術や意識の向上を図るため、職員に対しホームページコーディネーター研修を実施していきます。

5 主要事業

- 公式ホームページ広報事業
- eコミュニティまちづくり推進事業
- みしまWiFi整備推進事業
- 市民窓口サービス推進事業
- ワンストップサービス推進事業
- 情報化基本計画推進事業
- 基幹業務システムの最適化事業
- セキュリティ対策事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 市民ポータルサイトなどを活用した地域情報の発信
- 市民にわかりやすく、利用しやすい新たな電子市役所サービスの提案
- 電子申請の積極的な利用
- 市民や学校、企業と協働で情報通信技術(ICT)技術を活用した地域の課題解決の実現

用語解説

- ※ ICT:P 参照
- ※ 市民ポータルサイト:P 参照
- ※ 三島市地域SNS:市が運営する会員制のコミュニティサイト。公開範囲の制限を設けて個人の記事やアルバムなどを掲載できるほか、特定の会員同士で意見交流することもできる。
- ※ アクセシビリティ:利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境などに関係なく、提供されている情報に問題なくアクセスし、その内容や機能を利用できること。

施策名	49 適正で持続可能な財政運営 (財政運営)	担当課	財政課、管財課、市民税課、 資産税課、収税課、検査課、 行政課、会計課
-----	---------------------------	-----	---

1 現状と課題

- 本市では職員数の適正管理に基づく人件費の削減をはじめ、積極的な行財政改革に取り組んできたことにより財政状況は黒字決算を維持していますが、歳入の根幹をなす市税収入は、アベノミクス金融政策に後押しされた経済効果により回復の兆しはあるものの、地方への波及には相応の時間を要しており、臨時財政対策債※を含め市債残高※においても年々増加しているなか、急速な高齢化社会に伴う社会保障関係経費の自然増も避けられない状況にあるため、引き続き厳しい財政状況が続くと予想されます。
- 今後、市民サービスの一層の向上は重要であることから、更なる経費節減のほか、より効果的な財源配分を行う必要があります。
- 市民文化会館や市民体育館をはじめとする公共施設において、積極的に指定管理者制度を導入し、民間委託などを行ってきましたが、引き続き民間活力を活用していく必要があります。
- 本市の公共施設については、公共施設等総合管理計画に沿った更新・改修を実施します。
- 総務省より示された統一的基準による新地方公会計の推進は、平成 29 年度(2017 年度)末までに新たな基準に対応した財務諸表4表※の公表が義務付けられたものであり、短い期間の中で、固定資産台帳の整備や仕分けを伴う会計処理など、全庁的に進めていく必要があります。
- 公共工事のコスト削減や質の向上を目指して、トータルコストを考慮した設計や、適正かつ厳正な工事監理や検査を実施する必要があります。
- 現庁舎は、本館や別館などに分散されていることから、多様化する市民サービスへの対応や事務の効率化などの問題を抱えています。施設の老朽化が進むなか、庁舎のあり方について、新庁舎の建設を含め、研究・検討を進めることが求められています。
- 市民文化会館や市民体育館をはじめとする公共施設において、積極的に指定管理者制度を導入し、民間委託などを行ってきましたが、引き続き民間活力を活用していく必要があります。
- 公有財産を適正に管理し、安全・安心な公共施設サービスを持続的に行っていくため、修繕・改修・更新などの時期を平準化し、ライフサイクルコストを縮減するとともに、施設の効率的な利活用を図ることが求められています。

2 目的

中長期的視野に基づく、適正で持続可能な財政運営を図り、市民ニーズに的確に対応すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
経常収支比率	81.6%	80.0%	市税などの経常的一般財源※を人件費や扶助費、公債費など経常的に支出される経費に充当した割合で、80%以下が望ましいとされる。
実質公債費比率	6.6%	6.0%	標準財政規模等に対する地方債元利償還金等の割合で、早期健全化基準は 25.0%となっている。
将来負担比率	15.2%	15.0%	標準財政規模等に対する地方債残高等の割合で、早期健全化基準は 350%となっている。
市税収納率	95.3%	96.5%	市税(国民健康保険税を除く。)の収納見込額に対し実際に収納された割合

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 計画的な財政運営

- ① 健全な財政運営の推進

- 中長期的視野に基づいた継続的な収支均衡と健全な財政運営を推進し、市債の適正な活用による将来負担の適切な管理を行います。
- 新公会計制度に伴う統一的基準に基づく財務諸表4表について、作成以降は積極的に活用していくことで財政状況を的確に把握し、選択と集中により、一層計画的な予算策定に努めます。

② 安全・効率的な公金の管理・運用

- 最も有利かつ確実な公金の運用に努めるとともに、適正で効率的な出納の執行や物品などの管理を行います。

③ 公共施設の効率的・効果的な運営

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の複合化や統合等を検討し、将来にわたって持続的に発展し続ける三島のまちづくりに向けた取り組みを全庁的に進めます。
- 公共施設の指定管理者制度の効果的運用や民間委託の推進などにより、民間活力を積極的に活用します。

(2) 市税の適正な賦課と収納率の向上

① 市税の適正な賦課

- 課税客体の正確な把握により、市民から常に求められる市税賦課における公平性、適正性を堅守し、納税義務者の信頼と理解を得られる適正な税の賦課を行います。

② 収納率の向上と納税の公平性の確保

- 納税意識を高める広報・啓発活動や口座振替等の推進、適切な税負担能力の把握により収納率の向上を図るとともに、長期滞納者や高額滞納者などの納税意識の低い滞納者については、財産差押、インターネット公売の活用など適切な滞納処分を行います。

(3) 公共事業のコスト削減と質の向上

① 電子入札の推進

- 県下自治体と電子入札システムを共同利用し、事務効率の向上や運用経費の抑制を図ります。また、電子入札の機能の拡充を図り、公正で競争性、透明性の高い入札を推進します。

② 公共工事の質の向上

- 市民のニーズを踏まえ、経済性のある設計、適切な工事監理、適正かつ厳正な検査、受注者への的確な指導などにより、効率的な施工を確保し、コストの縮減と品質の向上を図ります。

(4) 公有財産の適正管理

① 公有財産の適正管理

- 公共施設の適切な維持管理と効率的かつ効果的な利活用を図り、安全・安心で持続的な施設サービスの提供に努めます。
- 公有財産を適正に管理するため、公有財産台帳システムにより、財産を一元的に把握するとともに、未利用の普通財産については、処分を含めた利活用を図ります。

② 新庁舎建設の研究・検討

- 新庁舎建設の必要性や基本的な考え方、建設する場合の庁舎機能や規模、場所などについてファシリティアネジメント*の考え方に基づいて調査・研究を行うとともに、事業手法の研究や建設基金の積立に努めます。

5 主要事業

- 財政運営事務
- 指定管理者制度推進事業
- 新公会計制度に対応した財務諸表の整備
- 公共施設保全計画策定事業

- 公共工事検査事務
- 三島市優良工事表彰事業
- 市税賦課事務
- 収税特別対策事業
- 滞納整理回収事業
- 静岡地方税滞納整理機構推進事業
- 電子入札推進事務
- 財産管理事務
- 庁舎維持管理事務
- 庁舎建設基金積立事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 無駄な事業、必要な事業に対する市民目線での提案
- 市民・NPO・事業者による公共サービスの提供者としての参加

用語解説

- ※ 臨時財政対策債:地方交付税の代替財源として、地方の一般財源不足を補うため発行する特例の地方債で、償還費用は後年度において全額国が負担するもの。
- ※ 市債残高:地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を越えて行われる借金の残高。
- ※ 財務諸表4表:貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表。
- ※ 経常的一般財源:毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用できる収入(財源)。
- ※ ファシリティマネジメント:社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるために、地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に、財政運営と連動させながら企画、管理及び利活用する仕組み。
- ※ 標準財政規模:地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、標準的に徴収できる税収に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えたもの。

施策名	50 効率的・効果的な行政運営 〈行政運営〉	担当課	行政課、政策企画課、 人事課、情報システム課													
1 現状と課題																
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市では、昭和 60 年(1985 年)に全国に先駆けて「三島市行政改革大綱」を定め、平成 28 年(2016 年)には三島市総合計画と整合を図った新たな行政改革大綱を策定するなど、財政の健全化と簡素で効率的な行政運営に努めています。 ● 行政評価システムについて、平成 13 年度(2001 年度)に導入の試行期間を経て、平成 15 年度(2003 年度)から本格導入をしました。平成 24 年度(2012 年度)からは、従来の事務事業主体の行政評価から三島市総合計画の施策の達成度を評価する新たな行政評価システムを導入し、より効率的かつ着実な施策の推進に努めています。 ● 市民にとってわかりやすい行政機構づくりに努め、組織をスリム化、効率化していく必要があります。 ● 中長期的な視点に立った計画的な行政運営を進めるため、より一層の総合計画と行政評価・予算が連動した行財政運営が必要となっています ● 人口減少克服・地方創生の実現ため、まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年 11 月)が制定され、「東京一極集中の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する」など、人口減少時代の新たな行政革新が求められています。 ● 平成 27 年度(2015 年度)までの三島市行政改革実施計画(集中改革プラン)により職員数が大幅に削減されましたが、一方で国から地方への事務・権限の移譲等による事務量の増加に伴い、業務とのバランスを考えた適正な人事管理を行っていく必要があります。 ● 地方公務員法の改正に伴い、平成 28 年(2016 年)4 月から本格導入される人事評価制度について、人材教育に主眼を置いた目標達成度評価を実施しながら職員の能力・資質の向上や組織全体の活性化に努めています。また、女性の活躍推進法の成立に伴い、女性職員の積極的な登用や男性職員の育児参加促進などを盛り込んだ行動計画の策定が必要となります。 																
2 目的																
無駄のない、効率的、効果的な行政運営を図ること。																
3 目標(指標)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="180 1341 558 1395">指標名</th> <th data-bbox="558 1341 727 1395">現状値 (H26)</th> <th data-bbox="727 1341 896 1395">目標値 (H32)</th> <th data-bbox="896 1341 1453 1395">指標の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="180 1395 558 1485">行政改革実施計画の重点目標の指標の達成率</td> <td data-bbox="558 1395 727 1485">80.0%</td> <td data-bbox="727 1395 896 1485">100.0%</td> <td data-bbox="896 1395 1453 1485">行政改革実施計画の各年度の新たな重点目標の指標に対する達成率</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 1485 558 1574">研修を受講した職員の理解度</td> <td data-bbox="558 1485 727 1574">4.2</td> <td data-bbox="727 1485 896 1574">4.5</td> <td data-bbox="896 1485 1453 1574">初級職員研修ほか階層別研修についての理解度(5点満点中)</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明	行政改革実施計画の重点目標の指標の達成率	80.0%	100.0%	行政改革実施計画の各年度の新たな重点目標の指標に対する達成率	研修を受講した職員の理解度	4.2	4.5	初級職員研修ほか階層別研修についての理解度(5点満点中)			
指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明													
行政改革実施計画の重点目標の指標の達成率	80.0%	100.0%	行政改革実施計画の各年度の新たな重点目標の指標に対する達成率													
研修を受講した職員の理解度	4.2	4.5	初級職員研修ほか階層別研修についての理解度(5点満点中)													
4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)																
<p>(1) 総合的・計画的な行政運営</p> <p>① 総合計画・総合戦略に基づく行政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市の総合的で計画的な行政運営を示した総合計画に定められた将来都市像を実現するため、体系に基づき各施策を実施するとともに、予算・行政評価との連動が図られた行政運営を実施します。 ● 平成 27 年(2015 年)10 月策定した「三島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に実施していくとともに、総合戦略で設定した数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及び報道機関が参画する「三島市まち・ひと・しごと創生推進会議」等で検証し、必要に応じて総合戦略の改訂を行います。 <p>(2) 効果的・効率的な行政運営</p> <p>① 行政改革大綱に即した取り組み</p>																

- 本市の行政改革大綱に掲げる基本方針を実現するため、総合計画との整合を図りながら行政改革の具体的方策及び進捗管理に取り組んでいきます。
- ② 効果的な行政機構の編成
 - 民間委託などの推進を図りつつ、多様化する市民ニーズに対応した簡素で効率的な行政機構の編成を図ります。
- ③ 効果的な行政評価の運用
 - 総合計画に掲げる目的・目標を達成するため、行政評価により年度当初に業務計画・目標を明確にするとともに、年度末にその達成度を評価していくことで、各施策の効率的かつ着実な推進を図ります。
- ④ 事務事業のOA化の推進
 - コンピューター化できる業務については、積極的に改善し、効率的で合理的な事務手続きを推進します。
 - 市で保管・管理する住民記録、税、ホームページなどの重要な情報や、戸籍の副本データなどについては、定期的にデータを遠隔地に保管することで、災害時のリスク回避と早期復旧に努めます。
- (3) 適正な人事管理と人材育成
 - ① 適正な人事管理
 - 組織を活性化するため、業務量に見合った職員数を配置することや、職員と組織全体の能力を向上させる人事評価制度を活用することなど、適正な人事管理に努めます。
 - 女性職員の活躍を推進するための支援を行うとともに、男性職員の育児休業取得を奨励し、育児参加への促進を図ります。
 - ② 職員研修の充実と人材育成
 - 常に時代の要請に沿ったテーマを職員研修にとりあげるとともに、効果の高い研修を実施し、職員の資質向上に努めます。
 - 地域に溶け込み、地域づくりに貢献できる能力を持つ職員の育成に努めます。

5 主要事業

- 総合計画推進事業
- 三島市総合戦略推進事業
- 行政改革推進事業
- 行政評価推進事業
- 事務事業OA化事業
- 人事管理事務
- 人事評価制度推進事業
- 職員研修事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 無駄な事業、必要な事業に対する市民目線での提案
- 行政改革の進捗状況に対する意見の提言

用語解説

※

施策名	51 広域行政の推進〈広域行政〉	担当課	政策企画課、危機管理課、健康づくり課、商工観光課、都市整備課、市民課、情報システム課、土木課
-----	------------------	-----	--

1 現状と課題

- 交通網の整備などによって、市民の生活圏が拡大していることに伴い、広域的な行政施策への市民ニーズが高まっています。
- 地方分権改革の推進に伴い、静岡県においても「行政経営研究会」が設置されるなど新たな広域連携に関する検討が進められていることなどにより、広域連携の重要性はますます高まっています。
- 平成 23 年(2011 年)11 月、伊豆箱根鉄道駿豆線沿線3市1町(三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町)と伊豆箱根鉄道が「駿豆線沿線地域活性化協議会」を設置し、沿線地域の活性化を目的として観光、防災、防犯分野における具体的な連携事業を検討、実施しています。
- 今後、より一層、健康、福祉、防災対策、都市機能、観光など、さまざまな分野で行政区域を越えた市町が連携し、行政サービスや地域の魅力を向上させるとともに、効率的な行政運営を進める必要があります。とりわけ、大規模災害は市単独で対応できるものではなく、国・県や近隣市町をはじめとする他の自治体との連携が重要となってきます。
- 広域の救急医療体制整備にあたり、東部地区の医師不足が課題となっています。
- 平成 27 年度(2015 年度)から美しい伊豆創造センターが設立し、伊豆は一つを合言葉に広域で伊豆地域の観光振興についての取り組みがスタートしました。
- 静岡県東部地域スポーツ産業振興協議会(E-Spo)の事務局機能について、平成 27 年度(2015 年度)より県から三島市へ移管を受け、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えるなかで、より積極的な役割を担う事が期待されています。
- 広域道路網の整備や河川改修などを早期に実現し、地域全体の活力の向上を図っていくため、より一層、国・県との連携を進める必要があります。

2 目的

市域を越えた行政サービスの向上と課題の解決に取り組み、広域的な視点に立ったまちづくりを進めること。

3 目標(指標)

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
他自治体との災害時相互応援協定※等の締結の件数	19 件	25 件以上	他自治体、県と災害時相互応援協定及び覚書を締結した件数
駿豆線沿線魅力めぐりウォーキング参加人数	11,389 人	15,000 人	駿豆線各駅を中心に開催されるウォーキングの参加人数

4 施策の方向(5 年間の取り組みの内容)

(1) 近隣市町との連携強化

① 広域行政体制の充実、強化

- 既存の広域組織を構成する市町との連携を強化し、効率的で効果的な共同処理のあり方など、広域行政体制の充実・強化に努めます。
- 伊豆の国市と「歴史・文化交流及び協力に関する協定」を結び、韮山の反射炉と農兵節との関連性を広くアピールしていきます。
- 災害時の相互の応援について、定期的に連携方策を検討するなどして顔の見える関係を築きます。広域的な大規模災害に対し、遠隔地の協定締結自治体等との連携も強化していきます。
- 駿豆線沿線地域活性化協議会では、駿豆線沿線市町と鉄道事業者が連携して沿線をめぐるウォーキン

グ等を開催し、さらに 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催、韮山反射炉の世界遺産登録とも関連づけることで、さらなる交流人口の増加を図ります。また、合同で滞留旅客避難誘導訓練などを実施し、観光客などが安心して訪れることのできる地域づくりに努めます。

- スポーツを切り口とした地域活性化、産業振興を図るため、静岡県東部地域スポーツ産業振興協議会（E-Spo）において主導的な役割を担い、官民協働、広域連携の取り組みを進めます。
- 広域の救急医療体制について、他市町と連携を強化し、整備充実を図ります。

② 広域行政サービスの推進

- 生活圏の拡大に応じた施設の相互利用、住民票や戸籍証明書の発行など広域的な行政サービスについて関係市町と共同で推進し、更なる住民の利便性を求め、研究を進めます。

③ 新たな連携方策の研究

- 美しい伊豆創造センター^{*}の設立や、三島市、裾野市及び長泉町との消防救急広域化を契機として地域全体の発展や行政課題の克服につながる新たな広域連携のあり方について検討を進めます。
- 地域主権改革の進展に対応できるようにするため、県の「行政経営研究会」への参加とともに、国・県の動向を注視しながら連携中枢都市圏^{*}や定住自立圏^{*}などの広域連携に関する研究を進めます。

(2) 国・県との連携強化

① 道路整備・河川改修の促進

- 国・県が事業主体となっている道路整備や河川改修について、関係機関・団体との連携を深めながら早期実現を図ります。

② 情報の収集と提供

- 国・県からの情報を迅速・的確に収集するとともに、関係機関へ各種制度の創設・改正情報などの提供に努めます。また、市民生活に影響の大きい情報について、市民への的確な情報提供や市民意見の把握に努めます。

③ 災害時の連携強化

- 平常時から国、県との連携を密にし、災害対応に必要な支援が迅速に受け取ることができるよう体制を築きます。

5 主要事業

- 三島函南広域行政組合事業
- 沼津夜間救急医療センター事業(再掲)
- 駿豆地区広域窓口サービス事業
- 三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会事業
- 広域連携推進事業
- ・ 駿豆線沿線地域活性化事業
- 消防広域化検討事業(再掲)
- 広域連携調査研究事業
- 災害協定事業(再掲)
- 国道1号笹原山中バイパス、東駿河湾環状道路ほか国道・県道整備促進事業(再掲)
- 県河川整備促進事業(再掲)
- スポーツ産業振興事業(再掲)

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 広域行政サービスの提案
- 近隣の市町の事業や行事に関心を持ち、広域連携を生かした新たな取り組みの提案

用語解説

- ※ 災害時相互応援協定:災害時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体が民間事業者や関係機関、他自治体との間で締結する協定。
- ※ 美しい伊豆創造センター : P 参照
- ※ 連携中枢都市圏:連携中枢都市となる圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成すること。
- ※ 定住自立圏:市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPO や企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進すること。